

令和7年3月愛荘町議会定例会会議録

令和7年3月5日（水）午前9時00分開議

議 事 日 程（第2号）

日程第 1 一般質問

日程第 2 同意第 1 号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 3 同意第 2 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 3 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 4 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 5 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 6 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 同意第 7 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 同意第 8 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第10 同意第 9 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第11 同意第10号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第12 同意第11号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13 同意第12号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第14 同意第13号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

いて

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第15 | 承認第 | 1号 | 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第16 | 議案第 | 1号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第17 | 議案第 | 2号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第18 | 議案第 | 3号 | 愛荘町監査委員に関する条例および愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第 | 4号 | 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第 | 5号 | 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第 | 6号 | 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第 | 7号 | 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の全部改正について |
| 日程第23 | 議案第 | 8号 | 愛荘町こども家庭センター設置条例 |
| 日程第24 | 議案第 | 9号 | 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第25 | 議案第 | 10号 | 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第26 | 議案第 | 11号 | 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第27 | 議案第 | 12号 | 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第28 | 議案第 | 13号 | 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第29 | 議案第 | 14号 | 令和6年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第30 | 議提第 | 1号 | 予算・決算特別委員会の設置について |
| 日程第31 | 選任第 | 1号 | 特別委員会委員の選任について |
| 日程第32 | 報告第 | 1号 | 特別委員会正副委員長の報告について |

日程第 3 3 議案第 1 5 号 令和 7 年度愛荘町一般会計予算
 日程第 3 4 議案第 1 6 号 令和 7 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
 日程第 3 5 議案第 1 7 号 令和 7 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
 日程第 3 6 議案第 1 8 号 令和 7 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程第 3 7 議案第 1 9 号 令和 7 年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
 日程第 3 8 議案第 2 0 号 令和 7 年度愛荘町下水道事業会計予算
 日程第 3 9 議案第 2 1 号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第 1

出席議員（14名）

1 番 久保田 正 利 君	2 番 小 菅 久 宣 君
3 番 中 川 喜代和 君	4 番 澤 田 源 宏 君
5 番 村 西 作 雄 君	6 番 村 田 定 君
7 番 上 田 太 治 君	8 番 高 橋 正 夫 君
9 番 外 川 善 正 君	10 番 河 村 善 一 君
11 番 瀧 すみ江 君	12 番 竹 中 秀 夫 君
13 番 辰 己 保 君	14 番 森 野 隆 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	杉本甚治郎君
教 育 長	徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川傳和君
総務政策監 兼会計管理者	生駒秀嘉君	福祉政策監兼健康推進課長事務取扱 兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱	木村美紀君
産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	北川三津夫君	教 育 次 長 兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
経営戦略課長	田中孝幸君	行革・DX推進室長 兼公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
くらし安全環境課長	山本拓也君	福 祉 課 長	小林充周君
子ども支援課長	増居志穂君	住 民 課 長	楠 真二君
農林振興課長	阪本 崇君	建設・下水道課長	羽田順行君

生涯学習課長
兼国スポ・障スポ開催推進室長

水谷 徹也 君

歴史文化博物館長

下村今日子 君

事務局職員出席者

議会事務局長

森 まゆみ

書

記

伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は11名の一般質問通告があり、本日は8名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数については3回まで、また30分を経過した場合は、その質問が終了するまで認めとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 皆さん、おはようございます。6番、村田 定です。通告に従い一般質問を行います。一問一答でお願いをいたします。3月議会では、大きく3点について質問します。よろしくお願いをいたします。

1点目、令和7年度一般会計当初予算編成の基本方針についてお尋ねをします。

1、歳入歳出予算の基本的な考え方について、また歳入歳出の一般財源は前年度当初予算と比較して伸びはどのようになっているのかについて、また新規事業と継続事業についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今日の本町を取り巻く社会情勢は、経済活動の回復などに伴い、歳入面において税収入が増加している一方で、歳出面では歴史的な物価高騰による経常経費の増加と、高齢化の進行や子育て支援等に要する社会保障費が引き続き増

えていることに加え、老朽化する公共施設の維持保全や最適配置に係る経費など、支出の増加は今後も避けられない状況にあります。また、近年の投資的事業に伴う地方債の発行により公債費も増えており、厳しい財政状況が続くと予測しています。

こうした中でも、本町が魅力ある町として発展し続けるためには、職員一人一人が真の住民ニーズを的確に把握することはもとより、このような厳しい財政状況を職員が認識し、財源不足の解消に向けて、国・県、団体等の動向に注視し、新たな財源確保に積極的に取り組むなど、効率的、効果的な行財政運営に一層努める必要があります。

令和7年度当初予算については、これらのことを踏まえた予算編成としており、引き続き総合計画に掲げる、めざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な予算に加えて、新しい資本主義の加速につながる人への投資はもとより、少子化対策、子供政策強化、DXデジタルトランスフォーメーション、GXグリーントランスフォーメーションの推進など、社会構造と価値観が変容する中で、未来を展望できる具体的な取組に対し、措置した予算としております。

歳入歳出の一般財源は、前年度当初予算と比較して2億9,994万2,000円、4.2%の増加となっております。

まず、新規事業の主なものとしまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子供を対象とした包括的な総合窓口として子ども家庭センターを設置し、全ての子供とその家庭、そして妊産婦に対して切れ目のない支援を提供してまいります。また、情報共有の効率化と学校、保護者、地域との連携を強化することを目的とした学校ICTサポート事業や保育の質の向上、業務環境の改善による人材確保を目的とした保育に関する情報を一元的に管理できるシステムを導入する園務デジタル推進事業、令和7年度に愛荘町町制施行20周年を迎えることから、記念式典などを実施するための愛荘町町制施行20周年記念事業であります。

次に、継続事業の主なものとしまして、子供たちの読み解く力、基礎的読解力の向上を図るための子供読書推進、学校図書館活性化事業や国の交付金を活用した県との連携事業である地域資源を生かした多様な人材による共創型課題解決プロジェクト、地域に新たな経済を生み出すローカルベンチャーの誘致育成に向け、地域おこし協力

隊が活動しやすい環境づくりや、定住、定着に向けた活動を支援するための移住、交流事業、町の魅力発信、認知の向上に取り組むとともに、寄付金による財源確保を目的としたふるさと納税事業、令和7年度開催予定のわたSHIGA輝く国スポ・障スポのための国スポ・障スポ開催推進事業を引き続き取り組んでいきます。

また、ハード的な公共施設の更新事業として、給食を安全・安心かつ安定的に提供するための給食センター厨房機器更新事業や、地域の読書拠点、情報拠点として図書館機能の充実を図るため図書館長寿命化LED化対策事業、空調機器の更新を行うラポール秦荘いきいきセンター等空調機器改修事業を行う予算となっております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 令和7年予算編成につきまして、不要不急なものをリセットして無駄を省き効果を上げていただきたいと思います。

次、2点目、主要な施策や予算措置の概要についてお尋ねをします。

国スポ・障スポ開催に向け、愛荘町の魅力発信、観光発信についての予算についてお尋ねをします。

次に、令和7年町制施行20周年記念事業の予算案についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） まずは、国スポ・障スポの分野の御答弁を申し上げます。

令和7年10月に第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会が滋賀県で44年ぶりに開催され、当町はアーチェリー競技の会場となります。

本大会では全国から多くの方々が愛荘町にお越しいただけることから、大会を成功に導くことはもちろん、本町の魅力を最大限に発信するチャンスと捉え、町一丸となって様々な取組を実践していく必要があると考えております。

御指摘の国スポ・障スポ開催に向けた予算案につきましては、令和7年度一般会計でわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会負担金として2億2,482万5,000円を計上しています。この負担金については、仮設物等の施設整備費が大きな額を占めるものでありますが、愛荘町の魅力発信や観光発信に関する予算もございします。その内訳としましては、大会強化イベント費用として65万8,000円、花いっぱい運動の費用として162万1,000円、選手、監督へのあっせん弁当費用として21万2,000円、大会期間中におもてなしブースで町の魅力ある商品や飲食などをふるまう費用として355万3,000円を計上しています。そのほか、商工観光課

において会場内に観光案内ブースを設け、愛荘町観光ボランティアガイド協会や愛荘町子供観光ガイドの小中学生と一緒に、観光パンフレットや観光マップの配布を行うとともに、町内飲食施設、観光施設への案内などを実施してまいりたいと考えております。

また、国スポ・障スポ開催期間中に、湖東三山館あいしょうでマルシェなどのイベントを実施し、町内全域をフィールドとしたデジタルスタンプラリーを予定しており、町内全体のにぎわいを高める取組を計画しています。予算については、国の交付金を活用し、デジタルスタンプラリーに50万円を計上しています。さらに、歴史文化博物館では、令和7年度秋期特別展、国スポ・障スポ2025開催記念展町制20周年記念展として、(仮称)百発百中仏心寺の仏様の展示会を予定しており、開催にかかる費用224万4,000円を計上し、多くの来訪者に御観覧いただけるよう計画しています。また、図書館においては、読書記録活動として、令和7年度にあいしょうリーディングアーチェリーの開催を予定しています。こちらは本を読んだ記録を国スポ・障スポのアーチェリー競技になぞらえつつ楽しむことができる活動で、事業費4万7,000円を計上しています。

このように、国スポ・障スポ愛荘町実行委員会の取組だけでなく、町一丸となって愛荘町の魅力を発信することは大変重要な事柄であり、さらなる機運醸成が図れるよう関係機関と連携しながら本大会を盛り上げてまいります。

続きまして、20周年の事柄に関してお問い合わせを頂きましたので、御答弁を申し上げます。

昨年11月の議会全員協議会で御説明のとおりであります。愛荘町町制施行20周年記念につきましては、これまでの20年の町の歩みを振り返り、未来へと新たな一歩を踏み出すべく、絆をテーマとし、年間を通じて事業を実施するものでございます。大きく、式典、記念事業、機運醸成事業、冠事業の4つに区分しており、式典開催費用として約130万円、記念事業として約620万円、機運醸成事業として250万円、計998万3,000円を本定例会に上程したものです。また、関連いたします冠事業につきましては、現時点におきまして20事業、事業規模が約5,500万円となっております。

引き続き、町内に立地されます企業、事業所、各種団体等に協賛を呼びかけ、愛荘町町制施行20周年記念という節目の年に、町一丸となって催事等が実施できるよう

波及効果を狙ってまいりたいと考えているところです。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） 6 番です。国スポ・障スポについては44年ぶりという、また20周年という大きな節目、これ両方とも大きな事業でありますので、国スポ・障スポ、また20周年記念事業が成功することが7年度の大きな課題ではないかなというふうに思います。

次に3点目、歳入面において、一般財源の増収を図るための対策についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 地方自治体の歳入における一般財源については、その財源の使途がどのような経費にも使用することができるものをいい、主な歳入科目としては町税、地方譲与税、地方交付金、地方交付税などであります。実際の財政は限られた税収や補助金などで成り立っており、新たな財源を創出することは非常に困難であると言わざるを得ません。

こうした状況の中で、町が独自に確保できる財源を一般財源と捉えるのであれば、重点施策にも掲げていますふるさと納税が増収対策の一つと考えております。令和6年度のふるさと納税収入額は過去最大となりましたので、令和7年度も引き続き中間業者のノウハウを活用した既存返礼品のブラッシュアップや新規返礼品の導入、開拓に力を入れ、寄付額の増額を図り、財源確保に努めていきたいと考えています。

また、これに加えて、令和5年度に企業様に初めて御寄付を頂きました企業版ふるさと納税についても、町の貴重な財源確保策と捉えております。つきましては、当町を応援していただける企業様に向けて積極的に働きかけを行い、本件も併せて財源確保に努めたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） ありがとうございました。歳入面でふるさと納税は1つの大きな歳入になると思うんですけども、今年度も、6年度、1億7千数百万円ということで、1億円の壁を超えたという1つの大きな実績もできました。これも、担当課はじめ御努力に感謝したいと思います。なおかつ、このふるさと納税については、もっともっと財源を確保するために一層の努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に4点目に移ります。令和8年2月13日に町制施行20周年を迎え

ます。記念事業は、年間を通してどのようなイベントに取り組む計画をされているのかお尋ねをします。できるだけ詳細にお願いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） さきの答弁と重複いたしますが、愛荘町町制施行20周年記念事業につきましては、式典、記念事業、機運醸成事業、冠事業の4つの柱で年間を通して展開させていく予定でございます。

まず式典に関しては、11月23日にハーティーセンター秦荘で開催し、これまでの20年の町の歩みを振り返るとともに、町の発展に御尽力いただいた方々への表彰を行うとともに、その功績を後世に伝えていく場を創出いたします。また、現在、企画構想等を検討中ですが、式典と同日にラポール秦荘はつらつドームにおいて記念イベントも開催する予定でございます。

続いて、機運醸成事業でございますが、6月議会の一般質問において議員から御提案いただいたロゴマークにつきまして、昨年11月22日から本年1月21日まで募集をいたしました。町内、町外、児童生徒を含め500点以上の応募を頂き、最終は町民の皆様の投票により1点を決定いたしました。非常に色鮮やか、かつ町の資源が各所にちりばめられており、記念の年にふさわしいデザインを採用させていただくことになったことから、SNS等の活用も含め、広く町内外に発信してまいりたいと考えているところでございます。

そして、冠事業につきましては、春の博物館企画展を皮切りに、のれんアートや文化協会による自主事業、夏の祇園納涼花火大会や各種夏祭り、秋の文化祭や66かまど祭をはじめとする各種イベント、冬の20歳のつどい等の愛荘町の四季折々の地域資源を活かした催事を企画しているものでございます。

愛荘町町制施行20周年記念のテーマは絆です。町民の皆様をはじめ町内の企業、事業所や各種団体の協賛を得ながら、町のつながりの輪を実感できる記念すべき1年となるよう尽力してまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。次に歳出の2点目なんですけども、20周年の記念事業や冠事業を進めるに当たって、どのような団体と協働していこうと考えておられるのかお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 町制施行20周年記念事業を実施するに当たっては、各種団体との協働は成功の鍵であると考えております。各種団体との協働により、多種多様な住民参加型のイベントなどを実施できるとともに、地域全体の活性化にもつながると思っております。町内の様々な団体様はそれぞれの異なる特色や強みを持っておられ、このような団体様と協力することで町制施行20周年記念事業が多角的に展開でき、町民の皆様にとっても魅力的なイベントになると考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。次に町長に再質問したいんですけども、20周年の記念事業についてなんですけど、合併して愛荘町になり20周年の節目を迎える年になりました。20年いうと、1つの成人ということに評価されると思うんですけども、自治体は独立したもので誰も助けてくれません。独力でやっていかなければならないと私は思います。この20年間は決して平たんな道ではなかったと思います。まかない種は生えないという言葉があります。これは、何もしなければ結果は得られないということを意味するものです。そういったことで、20周年節目の年に飛躍の種、元気の種をぜひまいりいただき、活気と活力に満ちたまちづくり、にぎわいのまちづくり、住み続けたい町種の種をまいりしてほしいと思いますが、町長の思いをお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） お問いを頂きまして、ありがとうございます。村田議員の今日の御質問でございますけれども、国スポ・障スポにお問いを頂き、また特に町としても20周年の節目を迎えていく、町にとって大きな節を迎えていくということにおいて御質問を頂いたものでございます。

種をまいりていくという事柄、この観点、大変重要であると思っております。愛荘の町でございますけれども、本当に先人の皆様が様々な努力を重ねてきてくださって、今日非常に健やかな町ができているなというふうに思っているものでございます。

いろいろ字のほうにもお入りさせていただいて、また団体様ともお話しさせていただいて、ともすると一番最初に、なかなか困難や大変やいうことはおっしゃるんですけども、とはいえ、愛荘町ってすごくポテンシャルありますし、地域の力ありますし、見方を

常にプラスの面で見えていくというようなマインドにみんなと進めていきたいなというふうにも思っておるものでございます。

特に愛荘町は、若い世代の方々が、本当に園のことであったり学校のことであったり、また地域のクラブのことであったりというのに大変積極的に関与し、また活動していただいている町でございます。こういう若い世代に、よりその力を発揮をしていただくといいことが、大変これからのまちづくりにおいて重要でございます。彼らを中心に置きながら、いろんな施策や町の構築ということが今後進んでいくのかなというふうにも思っているものでございます。

その中においてでございますけれども、いろんな種をまいていく部分、今ほど西川政策監も僕も申し上げましたけれども、いろんな団体様との連携というところが出てまいります。この部分に関して、その地域の団体をより引き上げていくということは重要でございますし、また私としても大変町にとって大事なものは、町のデザインであったり、この景観であったり、心地のよさということが、成熟した今日の社会においては一層求められてくるというふうにも思っております。

また、若い世代の方々は、今後、紙で、また役場に行つてという文化ではよりなく、基本的にはデジタルDX、スマートフォンの中において様々なサービスや情報の提供がなされるということを当然のこととされていращやいますので、その分野ということは引き続き力を入れていく部分であるというふうに認識をいたしております。

そして学力の向上ということ、これは全体の部分に関してでございますけれども、町内の皆さんの様々な可能性を広げていく、そして町の職員の皆さんももちろんでございますけれども、やはり成長ということを常に念頭に置きながら、この人材の育成ということがあらゆる町内の組織、団体において大変肝要であるというふうに思っているものでございますので、こういう部分の発信、またこういう部分の共感、共有部分の共有ということをいろんな方々としていくということを胸に進めてまいりたいというふうに思っておるものでございます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。本当に心温まるというんですか、丁寧な言葉を頂きましてありがとうございました。今、種をまいていただいても、花が咲き実になるには10年、20年とかかかると思います。積み残しがないように、しっかりとお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは大きく2点目に移ります。2025年問題についてお尋ねをいたします。

2025年問題とは、団塊の世代800万人全員が75歳以上となり、国民の5人に1人が超高齢者社会を迎えることで、雇用、医療、福祉、経済といった社会の広い領域に深刻な影響を及ぼす問題です。分野は大変広いですが、私たちの身近な問題について行政の取組についてお尋ねをします。

まず1点目、介護予防の充実、在宅介護の支援の充実についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 当町では、65歳以上の高齢者の方について、地域包括支援センターの職員が中心となり支援を行っています。中でも一人暮らしや高齢者世帯の方については、役場窓口や電話対応だけでなく直接訪問させていただき、御本人の困り事や課題についてアセスメントを行い、介護保険サービスをはじめとして各種の必要なサービス利用につなげています。介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心してお過ごしいただけるよう、お一人お一人丁寧な対応をさせていただいております。

当町の独自施策といたしまして、食の自立支援事業による安否確認を兼ねた配食サービス、緊急通報システム設置事業による緊急援助や救護対応、介護者激励金支援事業による介護の精神的負担軽減、生活用具工房微・助っ人による自助具制作等を実施し、行政だけではなく地域や有志による支援により、心のこもった事業を展開している点も当町の高齢者施策の特徴と言えます。

議員から御指摘のありました2025年問題は、突然やってきたものではありません。時代の流れとニーズに応じた支援の在り方、サービスの在り方を常に模索しながら、住民対応と施策の提案をし続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 現在、愛の郷でもりもり教室等やっておられまして、大変好評ですので、これはぜひ継続をしていただきたいと思います。また、脳トレーニング問題ということで、このようなことを毎月発信をしていただいています。これ、25年の2月で50号になったということで、利用者は大変喜んでおられますので、今後もこの方針はしっかり続けていただきたいと思いますけれども、これについての思いをひとつお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。脳トレ問題につきましては、コロナ禍の中でお家にこもっておられる高齢者の方々に認知症予防をどのように行政として支援するかということを課内で相談をした結果、そういった問題集を作ることで認知症の予防ができるんじゃないかということと、またそれを持って訪問していただくというような動きも出てきたということで、連鎖反応により様々なメリットが出てきているという事業でございます。担当課といたしましても、引き続き作成につきましては力を入れていきたいというふうに思いますので、御支援のほうよろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） ぜひよろしく願いいたします。

次、2 点目なんですけども、認知症対策について町の対応をお尋ねしたいと思います。認知症になられますと、9 割の人が介護が必要になると言われております。3 人に 1 人が認知機能に関わる症状があると言われております。本人の意思が尊重され、住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けるように認知症の本人について理解を求めることが大切です。認知症とは誰でもなり得るものです。認知症の発症、進行を予防するための周知、啓発についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 当町では、認知症予防と認知症についての理解を深める啓発に力を入れています。まず認知症予防事業として、毎年町内 2 集落を対象にゆうゆう教室を開催し、体の健康だけでなく、コグニサイズ等の頭の健康づくりについても取り組んでいただいております。今年度は、一集落において 2 グループ編成で開催させていただいています。このほかにも、認知症の方やその御家族等が集い、手芸やゲームに楽しく取り組んでいただいている認知症カフェも開催しています。

先ほども答弁申し上げましたが、またコロナ禍から作成を始めました脳トレ問題は、ひと月の発行部数が 800 部を超え、この 2 月で第 50 号を迎えました。毎月の発行を楽しみにしておられる住民も多いと聞いており、図書館などで他市町の方も手にされることもあるため、冊子の後半には愛荘町のイベント情報等の PR ページを設けるなどの工夫もしています。

次に、認知症の理解を深める啓発事業として、愛荘町認知症キャラバンメイトを中

心として活動いただいています。広く地域住民を対象とした認知症フォーラムの開催や、町内の小中学校に出向き、紙芝居等を使って認知症の病態理解や認知症の人との接し方等についての理解を深めてもらっています。参加した小学生からのアンケートには、「認知症がどういうものかよく分かった」、「おじいさんやおばあさんに優しくしたい」などの意見があり、実際に認知症の方を介護している祖父母に対し、認知症なんだからこんなふうに声かけをしたほうがいいよと孫に教えてもらったという言葉も聞かせてもらっています。核家族化や集落行事の簡素化が進み、様々な世代の交流が減ってきている中で、子供たちの心に問いかける貴重な取組となっています。

今後、認知症予防啓発を推進し、誰もが安心して住める福祉のまちづくりを地域の皆さんとともに取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） これは本当に大きな社会問題であると思いますので、福祉課を中心にして地域包括支援センター、それぞれの課でひとつ十分にフォローしていただくようお願いしたいと思います。

次、3 点目に移ります。生活支援見守り体制の充実についてお尋ねをいたします。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯についての見守りや、生活支援体制の現状と今後の課題についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 生活支援の各種取組については先ほど答弁させていただいたとおりですが、ここで問題となりますのは、サービスの導入の前に課題のあるお家の支援をどうするかです。金銭管理ができない、通院ができない、虐待が疑われるなど課題は様々であり、行政だけでは対応が困難なケースが出てきます。地域包括支援センターでは、愛荘町地域ケア会議を年間 5 回程度開催し、参加者による連携の中で個別のケース検討をしています。会議には医療関係者、介護サービス事業者、民生委員児童委員、社協等が参加し、地域での尊厳のあるその人らしい生活の継続を目的に、それぞれの専門的な目線で解決策の提案を頂いており、課題解決の支援につなげています。

次に、見守り体制については、デイサービスを利用しているなどの安否確認ができるサービスを使っておられない 65 歳以上の独居または高齢者のみの世帯に、社協の

ヘルパーによる見守り訪問ヘルパー訪問事業を提供しています。安否確認だけではなく、訪問の中で生活の困り事やお体の状況について聞き取りを行い、問題があれば関係機関と連携を図っています。

また、各集落では見守りサポート会議を開催いただき、約20集落で役員や民生委員児童委員、ボランティアなどが支援体制について協議される場を設置され、地域で支え合うネットワークづくりを推進されています。社協と地域包括支援センター職員も会議に参加させていただき、情報の共有やアドバイスをしております。ほかにも、コロナ禍において集落のサロンが開催できない中、有志の皆さんがお家にこもっておられる高齢者を訪問され、脳トレ問題やお弁当を渡すなど、常日頃からのつながりを大切にし、今日でもその関係性は継続されているものと思います。

行政等の関係機関の取組、サービスの提供だけでは、24時間、常に高齢者の皆さんを支援することはできません。地域のつながりで御支援いただいていることは多々あると思います。これからもみんなで支え、支えられる地域共生社会を、地域の皆さんとともに推進してまいります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。先ほど、介護、認知症、今の生活支援、これ共通する問題だと思うんですけども、今、高齢者世帯数が、一人暮らし、また高齢者夫婦のみというのが全体の6割、7割を占めるというふうに言われております。そこで、やはり地域の暮らしを続けていくために、サービスの提供について、これからしっかりと行政だけではなく、地域を含めて見守っていかなければいけないというふうに思っております。

そこで1点、再質問させていただきます。家族介護が非常に必要になってまいります。そのときに、まず家族の介護の4割がビジネスケアラーになると言われております。仕事と介護の両立ができないビジネスケアラーが増加し、労働力、生産性が低下し、介護休暇が取れないということで、早期退職を余儀なくされる問題になると言われております。このような状況についてどのように行政は今、考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。家族の介護のために離職を考え

ておられ、それにより収入が減るといったことに対する直接的な町への御相談は頂いておりませんが、高齢者、あるいは障害のある御家族の介護の時間を確保するため、就労先を変えられたお話はお聞きしたことがございます。介護保険制度が浸透し、様々なサービスが提供されるようになり、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの相談機関も充実してきております。

御指摘いただきましたように、介護のために離職されたり、収入が減ることがないよう、制度をしっかりと活用し、介護の負担の少ない暮らしを送っていただけるよう努めるのが町の役目というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。特に買物とか通院等の支援について、これ大変日々大きな問題があると思いますし、産休、育休のように一定期間というんでなくて非常にこれは長期間にまたがるということで、いろいろな指導をしていかなければいけないと思いますので、相談にも乗っていただかないといけないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。特に2025年問題、団塊の世代の方が昭和23年から25年生までの方が一番多かったんですけども、260万人ぐらいの出生がされてます。その方が今、全員が75歳以上の後期高齢者になりました。これ、2035年になれば85歳になります。となると、2030年、2035年というふうに大きな課題はあると思います。そういったことで、6年度、少子化で72万人前後だと言われておりますので、ピークの260万人からすれば本当に大きな少子化が進んでいるというのが数字で表れます。この少子高齢化の中で、もちろん福祉に対する予算、またそういったものをしっかりと付けていただかないといけないんですけども、地域もしっかりとこの自治体も、そういう高齢者に対する温かい思いで見つめていかなければいけないなというふうに思っております。そういったことで、行政また地域協力してやれるようにひとつまた御指導いただきたいし、また啓発もしっかりとしていただくようお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、2025年問題の背景にあるのは、急速に進む、先ほども申し上げましたけども少子高齢化です。社会保障の担い手である生産労働人口が減っていくため、社会保障費の増大が予想されます。これからもっと頭の痛い問題となるのは、地方の労働

力不足です。政府で推進されている地方創生を図る意義を踏まえ、取組を進めていくことが最も重要であると考えます。愛荘町みらい創生戦略に基づいて確実に推進していくことが必要です。町の取組と今後の推進方向についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 愛荘町の人口は、令和2年の第2期愛荘町みらい創生戦略策定時の将来人口推計では令和17年2万1,700人がピークとされていましたが、令和5年の国立社会保障人口問題研究所による推計では令和2年2万893人がピークとされ、大きく前倒しされるとともにピークの規模も減少されました。また、高齢化率は令和6年1月1日時点では23%ですが、5年後の令和12年に25%を超え、20年後の令和27年には30%を超えることが予測されます。町では最新の将来人口推計や、第2期愛荘町みらい創生戦略の取組の成果、国の総合戦略等を踏まえ、今後の本町における地方創生の取組の加速化、進化を目的に、第3期愛荘町みらい創生戦略の策定に向けて検討を重ね、2月にはパブリックコメントを実施し、現在最終調整を行っているところです。

長期的な人口減少や人口構成の変化を見据えつつも、そこに至る過程において地域の活力を保ちながら、魅力ある愛荘町を発展させていくことが最も重要と考え、第3期愛荘町みらい創生戦略では、目指すべき将来の方向性を、若い世代の結婚、子育て等の希望をかなえ次世代の担い手を育む住み続けたい町としての魅力を高め、人口の流出を抑制するとししました。さらに、これらの将来の方向を見据え、次代を担う「ひとづくり」、誰もが活躍できる「しごとづくり」、未来を先取る活力ある「まちづくり」の3点を基本目標として定めています。目標達成のために様々な施策を重層的、横断的に展開し、人口減少に歯止めをかけ、地方創生の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 第3期愛荘町みらい創生戦略で様々な問題を上げていただいているんですけども、まず1点目の再質問ですけども、ここにうたわれています基本目標のうち、「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」のそれぞれの具体的な取組の主なものはどのようなものなのかということ、もう少し具体的にお話を頂きたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 基本目標1の次世代を担う「ひとづくり」では、未来を担う子供たちを育む「ひとづくり」と、元気にいきいきと活躍できる「ひとづくり」を重点施策としています。主な取組としては、4月に開設する子ども家庭センターを機能させることで事業の充実を図ります。また、多様化する社会に対応できる人材を育成するため、愛荘こどもの大学のようなシステム教育の推進に取り組み、誰もが生涯にわたり生き生きと安心して暮らせる町の実現を目指します。

次に基本目標2の誰もが活躍できる「しごとづくり」では、地域の強みを生かした「しごとづくり」と、人材の還流に向けた「しごとづくり」を重点施策としております。移動支援や生活支援など、地域コミュニティにおける支え合いの取組を後押しし、誰もが生涯現役で活躍できるまちづくりの推進に取り組むとともに、ローカルベンチャーの推進により起業等を促進し、町の活性化と地域産業の担い手確保につなげ、多様な世代の働く場や活躍できる場が充実した町の実現を目指します。

最後に基本目標3の未来を先取る活力ある「まちづくり」では、新たな人の流れをつくる「まちづくり」と、快適で住みよい「まちづくり」を重点施策としています。移住・定住施策の推進や、来年度開催される国スポ・障スポを契機とし、スポーツを通じた交流の促進を図ります。また、次代を見据えた交通ネットワークの形成に向けた取組や、DXの推進を行い、人が集う、いつまでも住み続けたいと思う町の実現を目指すものでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。この創生戦略の中には、大変この基本計画もうたわれていますが、現状と課題ということで分析をされてますが、やはり非常に課題が多いということが取れます。これは、当町だけではなくて、どこの市町もありうることでありますけれども、やはり具体的にこの目標達成するための1つの手段、方法を考えていただいて実行に移していただきたいなと。まずここにもうたってますが、やはり移住者の促進、移住者を増やすとか、または若者が定着するまちづくりとか、そういう具体にうたわれてますけれども、私はこの移住者というのはやはり人口が増えるわけですから、そういったことを将来的に考えていかないと、少子化の中で人口減少するということになると基本的に町の体力もなくなるということですので

で、そういったことから移住者、ちょっと今、横ばいというか、やや減りかけになっていますんで、ぜひそこらに重点を置いた方策、目標を設定していただいて実行に移していただきいなと思うんですけど、その移住者、また若者の定着とか、そういったことに対する町の考え方、取組についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） このみらい創生戦略につきましては、第2期のときには人口ビジョンと戦略の2つに分かれておりましたが、第3期からは1つになっております。この中で、やはり目指すのは人口の増加と、人口維持というところが1つの大きな目標でもございます。そういった中で、議員おっしゃるとおり、愛荘町の魅力を感じて愛荘町に住まわれるその移住者というところ、また愛荘町をよくしたいと思って愛荘町に来られる移住者、そういった方を迎えられるような形で、町としても様々な支援策等を進めていくというところと、あと併せまして地方創生のほうでも進めております、先ほども言いましたローカルベンチャーであったりとか、そういった移住者を進めるための地域おこし協力隊の導入であったり、そういったところを進めつつ、愛荘町の人口を維持していきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。しっかりとその目標、計画を推進していただくためにお願いしたいと思います。第2次愛荘町総合計画にも、この2025年問題はしっかりと取り上げられております。また、この総合計画は当町にとっては最上位の計画でありますので、この総合計画についてもしっかりとこの高齢者福祉の推進という課題も含め、2025年というのはしっかりと問題提起をしているわけですから、これは今、2025年になったから突然出てきた問題ではないので、今後2030年、2035年に向けて、まずこの2025年問題をしっかりと対応して今後の方向を定め、しっかりと目標設定に頑張っていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは大きく3点目に移ります。带状疱疹ワクチンの接種についてお尋ねをします。带状疱疹ワクチンに関する助成につきましては、国・県の取組が住民さんには十分理解されていません。そういったことで、集会やお店などで人が集まる場所では、近隣住民の助成などを話し合い、当町の場合はどのような助成金があるのか明確でな

いために困惑されているのが状況でございます。4月1日より、厚生労働省より定期接種化の具体的な基本方針が示されました。2種類のワクチンと国の方針について、また町はどのような方法でやろうとしておられるのかについてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけ、令和7年度から65歳以上の方を対象に带状疱疹ワクチンの定期接種が開始されます。使用されるワクチンは生ワクチンと組換えワクチンの2種類のワクチンとなり、ワクチンの種類によって接種回数や接種方法は異なります。また、本ワクチンの接種については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳と位置づけられております。具体的な接種方法につきましては、町内医師団との協議を経てからとなりますけれども、対象となられる方には接種券はがきにより通知をし、そのはがきを持って医療機関で受診いただけるといった方向で今、検討しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。この経過措置として今お聞きしたんですけれども、なかなかこれでは理解できない、これだけではちょっと住民さんには分からないなと思いますし、この周知啓発をどのように考えておられるのかということが1点、再質問したいと思います。

もう1点は、この今、ワクチンの種類の接種に対する助成が言われたんですけれども、県下の状況、また近隣市町の状況はどのようなになっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 御答弁申し上げます。

周知啓発につきましては、まずもって対象の方に対象はがきによって、この年に受けれますというような内容で今までどおり通知のほうをさせていただきたいと思えます。ただ、今までは封筒の中に予診票等々を入れさせていただいて通知をしておりましたが、今回これから以降につきましてははがきでの通知とさせていただきまして、それが受診券になるような形で、医療機関に持っていつていただけるような仕組みに

変えていきたいなというふうに考えているところです。

あと近隣の状況になりますけれども、7年度の带状疱疹ワクチンにつきますので、今まだ暫定というか予定の段階となっております。次にも御答弁させていただこうと思っておりますけれども、带状疱疹ワクチンにつきましては愛荘町では生ワクチンは2,000円、組換えワクチンは5,000円の助成のほうを考えております。今、分かる範囲で1市4町、彦根、愛知、犬上の状況になりますけれども、带状疱疹ワクチンの個人負担金は2,000円から2,700円という市町があります。愛荘町はそこを2,000円と設定しておるところでございます。組換えワクチンにつきましても、5,000円から7,100円という市町があります。愛荘町はそこを5,000円というような設定で、現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。ホームページとか広報だけでは分かりにくいと思いますので、はがきでやっていただくというのは非常に効果あるかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、公費を助成している予防接種、ワクチン接種、人間ドック等についての町の取組とこれから今後に対する推進の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） お答えいたします。

最初に予防接種の公費負担について御答弁させていただきます。

予防接種法で、定期接種、A類疾病とされている乳幼児や子供たちが接種している予防接種については、全額無料で接種をしていただいております。同じく、定期接種、B類疾病とされている季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、高齢者の新型コロナウイルス感染症は、接種費用の一部を個人で負担していただいております。そして、この令和7年4月から対象となります带状疱疹についても同様となります。

当町で設定しています個人負担金の金額は、季節性インフルエンザ1,000円、高齢者の肺炎球菌感染症2,000円、高齢者の新型コロナウイルス感染症3,000円としており、この設定額はそれぞれの接種費用の2から3割を個人負担していただき、残りの7から8割分の接種費用を町が負担しているものでございます。

带状疱疹の個人負担金額につきましては、今ほども御答弁させていただきましたけれども、接種費用に準じて設定しており、生ワクチンは2,000円、組換えワクチンは5,000円と考えております。

次に、人間ドックの公費負担についてですが、愛荘町国民健康保険に加入しておられる18歳から74歳までの方を対象として助成をしております。令和7年度に各人間ドックの助成を3,000円ずつ増額し、受診者の負担軽減等に努めてまいりました。その上で、さらなる受診者の負担軽減や健康増進と疾病予防の観点、また受診率の向上を目的に、令和7年度から各人間ドックの必要費用の約2分の1を町が負担するよう助成額の変更をしたいと考えております。

具体的には、助成額は日帰りドック1万5,000円から2万円に、脳ドック1万5,000円から2万円に、脳ドックと日帰りドック2万3,000円から3万円に、宿泊ドック2万3,000円から3万円に、脳ドックと宿泊ドック3万1,000円から4万5,000円にするものでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。今、本当に詳しく説明をしていたんですけども、なかなか住民は補助はもっと上げてほしいというか、いろいろな要望が強いですけれども、近隣市町と比べても非常にこれは公費負担が高いというふうなこともありますんで、ここらはやっぱりしっかりとPRしていかないといけないなというふうに思ってます。特にこの定期接種のB類疾病、それに季節性インフルエンザ、このインフルエンザの費用が他町と比べると非常に優遇されてるんじゃないかと私は見てるんですが、先ほどおっしゃっていただいた带状疱疹なんですけど、それ以外のこの接種について、近隣の状況とか分かりましたら教えていただけますか。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 今年度の高齢者の季節性インフルエンザの個人負担金と今年度の肺炎球菌感染症の個人負担金についてですけれども、先に季節性インフルエンザにつきましては、個人負担金、県下で1,000円から2,260円という設定がされております。その中で愛荘町は1,000円ということで、一番安価な金額で接種できる状況を整えさせていただいております。また、肺炎球菌感染症につきましても、2,000円から4,120円と県下で設定が様々な中、愛荘町は2,000円ということで、こち

らも県下で一番安価で接種ができるような状況を整えさせていただいております。

また、新型コロナウイルス感染症の個人負担金につきましては、令和7年度の一応予定ということで聞いているところによります。そして、1市4町の彦根、愛知、犬上の状況になりますけれども、3,000円から4,600円というような設定を聞いております。中で愛荘町は3,000円ということを今考えておりますので、こちらも県下でも安価で接種できる状況となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。非常にこの近隣市町でも県下でも安価というふうなことをお聞かせいただいて、本当に愛荘町のこの負担額は一生懸命やっていたというふうに感じました。ありがとうございます。これはやっぱり、住民が本当にこの近隣市町でも県下でも一番安価だというふうなことは、まず今、私も初めてお聞きしたんですけども、当たり前だと思っておられるので、やっぱりここらはしっかりと差別化というんですか、愛荘町はこういうことをやってますよというふうなことのPRを、できたら機会を持ってしていただくといいんではないかなというふうに思いますので、なかなかその部分が見えないというか、思いますので、そこらはしっかりと啓発していただければいいんではないかなと。

この予防接種につきましては、なかなか皆さん行こう行こうと思っておられても、つつい忙しいとかいろんな条件で行かれないいうことで、もう行く方は必ずもう定期的に行かれるんですけども、やはりそういうきっかけづくりというのが非常に私は大事ではないかなというふうに思うんです。ですから、そういったことで、いろんな機会、例えば自治会でやってるサロンとかそういう集いとか、またそういうふうな集いのとき、集まられるときに、ぜひその予防接種のPR、また自治体も地域もそういうことを一体となってやっていってこの予防接種をしていただくことが私は大事ではないかなというふうに思いますので、ぜひその点も併せてお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。令和6年度から後期高齢者健康診査の対象者を拡大されました。それについての効果についてお尋ねをしたいと思います。生活習慣病を早期に発見し重症化を予防することを目的に健康診査の対象者を拡大されたことは、高齢者の方に無料で受診ができ、大変好評だと思います。6年度の検証

と今後の推進についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 後期高齢者の健康診査の対象者は、令和6年度から、医療機関を定期的に受診している方や要介護認定を受けている方も受診できるよう拡大されました。そのため、これまで受診期間を7月から10月までの4か月としておりましたが、今年度からは6月から令和7年1月までの8か月に延長を行いました。また、対象者へのチラシ送付や町の広報紙やホームページによる周知を行うとともに、未受診者に対しての勧奨通知を滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携の上、取組を行いました。

次に、令和6年12月受診分までの受診者数は671人で、受診率は26.8%となっています。令和6年12月受診分までの受診者数と令和5年度の受診者数と比較しまして、約300人増加している状況でございます。今後は今年度の取組に加えまして、健康診査を受診されていない方に対してのアプローチとして未受診者への訪問を実施するなど、より効果的な取組となるよう関係機関と一丸となって推進していきます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。今の答弁で、受診者は671人、受診率は26.8ということで、前年対比は増加してるんですが、この今、受診率の26.8%というのは、私はもう低いというふうに思うんですけど、ここらは県の全体の数字とか近隣の数字なんかはいかがでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） こちらのほう、6年度ですけど、まだ確定はしていませんが、2月13日に広域連合のほうから提示されている数字によりますと、滋賀県の合計の受診率につきましては23.9%となっております。近隣の市町、彦根市につきましては18.2%、犬上、豊郷が13.8%、甲良町が16%、多賀町が16.8%となっております。また、ほかの町、日野町が14%、竜王町が30.5%となっておりますので、比較的高い受診率というふうに解釈しております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 県が、後期高齢者の皆さんへということでの、この6年度から対象外を対象にされたとかというふうな対象を拡大されたわけですが、今も私

もお聞きした中では滋賀県が23.9%ですか、とすると平均より滋賀県よりも高いわけですけども、彦根ほかの町を見ても低いと思うんですが、私、この26.8%がよよりも高いからということじゃなくて、やはりせっかく県が拡大した対象のこの効果をもっとやはり出していかないといけないなというふうに思うんですけど、個別にチラシを出しておられるということも大事だと思うんですけど、やはりこの必要性というのは実際にどういうふうに感じてはんのかなと思います。

私もずっと人間ドックに行ってますので、町の健診は受けたことはなかったんですが、6年度それを頂いて、中川クリニックのほうで後期高齢者のこの無料でできるんで受診をしました。としますと、血液検査がありますし、尿検査、それと血圧とかいろんな初期のことをやっていただけます。ですが、あの血液検査、後日連絡があって行ったんですけど、やっぱり血液検査がずっとこの正常値から現在の私の状態が出て、オーバーしているところは矢印、引っ張ってあるんですね、線がね。だから一定、私はこれを見て、ここまでやってはるんやったらもう人間ドックはもう2年に一遍でいいなというくらい思ってるんです。

ですからそういうことで、これの私、効果というのは非常に大きいと思うんですよ。愛荘町の平均寿命というんか、健康寿命も、平均寿命と健康寿命の差を縮めようとして努力されているわけですから、これはぜひ受診に対する啓発をしていただきたい。私も実際受けてそういう実証できたので、やはりいろんな機会を通じて仲間たちに伝えていきたいと思うんですけど、まだまだ意識づけができておりません。ですから、26.8%に満足することなく、これはもっともっと各課と連携をして受診をされておられない方に受診をしていただく、一度受診されますとそういう効果があるので恐らく継続されるんじゃないかなと。そのきっかけづくり、その健診の結果を各病院で受診された方には報告いただけますので、血圧とか糖尿とかそういうことの早期発見もできるということで、もっともっとやはりこれは各課と連携をして啓発周知をしていただきたいと思うんですけども、それについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。健康診査に受診されてない方へのアプローチだと思います。健診の重要性、必要性などを御理解いただくことで、健康診査を受けていただく方が増加するということは認識はしているところです。先ほど答弁しましたが、受診されてない方が一番重要でございますので、その方への

勸奨通知は今年度も送っておりますけど、そこへの訪問をするなどしまして、病院のほうの受診をしていただくということを、関係課、具体的に言いますと福祉課、健康推進課、住民課、あと広域連合、そこと一丸となり推進し、高齢者の健康寿命の延伸などのために取組を進めていきたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。ぜひそれを周知していただいてお願いをしたいなというふうに思います。医療機関もそういったことで高齢者には優しく健診していただけるというんですか、非常に問診を含めてやっていただけますので、やはり自分の体は自分で守るというふうなことが鉄則ですので、そこらはやはり高齢者が窓口に来られても、ぜひ口頭でもそういう受診機会を増やしていただくようにして、7年度は倍増するぐらいの率でぜひ取り組んでいただくようお願いをしたいというふうに思います。それが健康寿命を延ばすということで、やはりその町にとっては非常に大きな問題かなと思いますので、引き続いて各課と連携してよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 久保田正利君

○議長（森野 隆君） 続きまして、一般質問を続けます。1番、久保田正利君。

1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、久保田正利。一般質問をさせていただきます。今回、大きく3点についてお伺いしたいと思います。まず初めに1点目、教育長の任命、2点目、戦後80年を迎えて、3点目、認定こども園化に向けた状況について、以上3点についてお聞きします。

まず初めに、教育長の任命、令和6年12月定例会一般質問で、令和7年4月2日からの教育長の任命を質問させていただき、候補者が決まったら議会等に明らかにしていく所存と町長より答弁がありましたので質問させていただきます。

まず初めに、いつ候補が決まりますか。よろしくお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 御関心をお持ちいただいておりますことは、12月議会でも御質問されましたので拝察をいたしております。とはいえ、従前より組織として人事

関係の事柄に関し、状況を含め事前に公表することはございませんでしたので、3月議会に人事案を上程させていただきますので、そのタイミングをお待ちいただければ幸いに存じます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 関心を持つのは当然のことかと思います。人事関係ですので、なかなか任命というところは早々にはないいうことは分かっております。ただし、3月議会にて人事案件を上程させていただきますということをお聞きしましたので、よろしくお願いします。

では、次の質問にさせていただきます。いつ、議会等に明らかにされますか。よろしくお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 恐れ入ります。さきの答弁でお答えをいたしましたとおりでございますが、3月議会において本件人事案を上程させていただきますので、本会議の前に開催をされます3月18日の全員協議会において議案としてお示しすることになるかと存じます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 3月18日の全協でということで、ただいまお聞きさせていただきました。残り2週間ということですが、もう腹は決まっているのでしょうか。既に内々的にはコンタクトを取られているのでしょうか。また、取られているとすれば、決定的な決め手をお教え願います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 恐れ入ります。今ほど1つ目の御質問に対しましても御答弁を申し上げさせていただきましたとおりでございますが、従前よりその状況等々も含めてお答えということは組織としてもいたしておりませんので、答弁としてはお控えをさせていただきたいというように存ずるものでございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 私、名前まではということはお聞きはしてないんですけれども、最後の決定的な決め手というのはどんな決め手やったのか、ちょっとお聞かせいただけたらいいかなと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 教育長という職種、大変大事な職種、立場でもございます。その教育の愛荘の様々な事業ということを推進をしていくにふさわしいということが大変重要であるというふうに考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 察しますので、ありがとうございます。ただ、万が一のひとを考えますと、やっぱり不在であったりという、あと2週間で万が一のことがあったりすると、今、SNSの問題であったりとか闇バイトの問題であったりとか、そういうところの教育という部分に穴が空いてしまうということは非常に大変なことかと思しますので、あえてお聞きしました。では、よろしくお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。戦後80年を迎えて。

今年は戦後80年を迎えます。衆院予算委員会でも市長は、戦争を検証するのは80年の今年が極めて大事と語られています。このことから、町の取組について質問させていただきます。

義務教育において平和学習をどのように取り組まれているのか教えてください。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 小中学校におきましては、各教科等の教材を通して、命の尊さや平和の大切さについて考える学習をしているところであり、例えば小学校6年生の社会科では、第二次世界大戦や日本国憲法の3大原則である平和主義について学びを深めております。加えて、愛荘町遺族会の方々の講話、滋賀県平和祈念館の職員を招聘した出前授業や講演会の実施、滋賀県平和祈念館における戦時中の写真や手紙、道具等の見学と、平和を自分事とする学習を深めております。特に中学校では、平和学習に重点を置いた修学旅行を実施しております。沖縄への修学旅行では、生体験を通してガイドによる当時の様子や戦争体験を聞いたりしており、沖縄や広島を訪れ、平和記念公園での平和セレモニーや千羽鶴の献納、被爆地の散策等も行ったところでございます。今後も平和、命、人権を大切にする教育活動の深化を図り、平和の社会を実現する実践力を備えた人材の育成に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ただいま御答弁いただいたとおり、我々も秦荘東小学校、あるいは秦荘西小学校では、平和学習の一環として滋賀県平和祈念館での校外学習の

あと、学校に戻り班分けをし、遺児の方たちと話し、また遺留品を展示し、遺児自らが説明し、平和の尊さと二度と起こしてはいけない戦争の悲惨さを説明する機会を頂いております。今後の平和学習の取組ということをあえてお聞きさせていただいてます。今年度80年という節目の年として、どのように更に平和学習の教育として努めていかれるか、改めて答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 非常に大事な問いを頂きました。いろんな節目がございますけれども、議員御指摘のとおり、そうした節目をより契機としまして、これまでの平和学習を見直し、先ほども答弁させていただきましたとおり、やはり平和があって当たり前のものではなしに、自分事としてそれを気づいていく一人の原動力となるというような人材を育成するということを、より一層目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 引き続き、どうぞよろしくお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。戦争遺児が高齢化しています。遺族会の活動をどう継承していくのか、町として見解をお教え願います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） まずもって、遺族会の皆様の長年にわたる様々なお取組、活動に心を添わせ、また敬意を持つものでございます。町内には多くの団体の皆様がいとくござり、主体的にそれぞれの設立趣旨、目的に向け御活動をされているものと認識しております。また一方、高齢化や担い手の減という課題も、多くの団体でお抱えになっているという世相も見える時代ともなっています。遺族会様におかれましては、毎年、戦没者並びに戦争により犠牲になられた方々への哀悼の誠を捧げ、世界の恒久平和を願い、愛荘町平和の集いを開催されており、また戦争の悲惨さを後世に伝える平和教育の活動を熱心に取り組んでくださっていると認識しています。町としまして、遺族会様のこれまでの活動を引き続き御支援させていただき、世界の恒久平和につながる取組を重ねていきたいと考えています。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今の答弁に対して、再質問を町長のほうにお願いしたいと思います。今、世界の恒久平和につながる取組を重ねていきたいというふうに御答弁

いただきました。先ほど教育長にもお聞きしたとおり、同じく戦後８０年という節目の年として、今年度、愛荘町の取組として、また本年度の取組を未来へどのように継承していくのか、御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど久保田議員が、私並びに教育長に向けてお問い合わせということ頂きました。８０年ということでもございますけれども、愛荘町といたしましてでございますけれども、この平和の集いということを経年私達も参加をさせていただき、また取材を頂きということでもございますけれども、引き続きこの部分に関してしっかりと多くの御参列を頂く方々とともに、この平和を守るという活動、取組とその決意ということを新たにしていきたいというふうにおもっているものでございます。

また、愛荘町といたしましてのところ、行政機構のありようということに関しましては、やはりこの平和ということを経育の過程を通して若い世代にしっかりと学び、また考えを深めていってもらい、その機会を確保するということが大変重要でございます。また社会人等々、通常の住民の皆様に向けては平和の集いということ、８０年ということも含めて、この事柄ということを経町の広報等々にはいつも掲載をいたしてりおりますけれども、その部分も含め、改めて８０年の平和のありがたさということ、これを守っていくということということの発信をつなげていきたいというふうにおもっているものでございます。

○議長（森野 隆君） １番、久保田正利君。

○１番（久保田正利君） ありがとうございます。平和の在り方として伝えていただけるといのは本当にありがたいと思います。ただ、戦後８０年という節目の年であったとして、今年だけではなく、一過性のものではなくて、今後も引き続き今年度の節目と変わらないような取組のほうをよろしくお願ひしたいなというふうにおもっております。

次の質問に入らせていただきます。遺族会の活動に対する補助金を創設する考えはありますか。福祉政策監、お願ひします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 現在、遺族会では、愛荘町遺族会活動助成事業により、社会福祉協議

会から助成を受けていただいております。この助成金は、町が社協に委託している指定管理料の中から支出しているものでございます。今年は戦後８０年を迎える節目の年であり、薄れつつある戦争の悲惨な記憶を、平和教育という形で後世に伝える活動の御提案を頂きました。そのため、助成額の上乗せをさせていただいたという経過がございます。このように具体的な取組の御提案を頂き、町として御支援させていただくことが公益的であると判断できる場合には、全体の予算額や指定管理料の状況を鑑みながら検討させていただきたいと存じております。

○議長（森野 隆君） １番、久保田正利君。

○１番（久保田正利君） 先ほども申していますように、今年は戦後８０年の節目の年を迎えます。愛荘町遺族会におきましても、風化防止記憶、忘れないでね戦争のこととして、改めて忘れられないようにと願いを込めて冊子を作成させていただきました。これに関しいろいろと補助を頂きましたことは、愛荘町遺族会が本当に本当に感謝しております。どうもありがとうございました。町長におかれましても、このことに関し、平和に対し一番の旗振り役として風化防止に努めてくださいますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、毎年、県内での平和学習として、知覧戦跡訪問研修を実施しております。そのほか、各地で戦没者慰霊祭を開催していますが、物価高騰のため個人負担が非常に重くのしかかっています。戦争って何か、人々の心に何を残すか気づいてほしい、こんなことは現地へ行かないとなかなか気づけるものではありません。少しでも多くの体験や研修、慰霊祭に手厚い補助のほうをお願いしたいと思いますが、改めて御答弁を頂きたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） ありがとうございます。先ほども久保田議員が御紹介いただきました、このような冊子を作っていただいております。戦後８０年の節目に作成されたこの風化防止記憶、忘れないでね戦争のことの冊子については、県内でも初めてのお取組というふうに聞き及んでいるところでございます。本当にありがとうございます。また、図書館とか各小学校にも贈呈いただいたと聞いております。こういった遺族会の活動こそが戦争の悲惨さを風化させずに後世につなげるための平和教育であると考えておりますし、このような活動の支援を続けてまいりたいと町のほうは考えているところ

でございます。

議員が御提案いただきましたいろいろな旅費等の補助につきましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、町としての公益性が乏しいかと考えますので、御理解のほうを頂きたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 少しでもよろしくお願いします。

私が今回お聞きさせていただいているのは、補助金を創設する考えはありますかとお聞きさせてもらいましたので、そこについて改めて御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） ありがとうございます。先ほども御答弁させていただきましたけれども、現在、助成事業ということで社会福祉協議会のほうから助成のほうをさせていただいております。活動内容によって助成額等々の検討を今後もさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたくよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今の件について再度質問させていただきます。ちょっと教えていただきたいんですけども、指定管理料の中から支出ということをお聞きしました。先ほど公的であると判断できる場合というふうにもお聞きしました。指定管理料の状況を鑑みながらということで検討させていただくというふうにお聞きしましたが、まず初めに指定管理の中から支出しているということに対して、これが法的といえますか、やり方として妥当なものなのかということをまず一つお聞きしたいのと、あとその指定管理料の状況を鑑みながらということに関してはどういったことなのか、具体的に御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。指定管理の中から支出しているという部分でございますが、指定管理料につきましては、施設の管理のほかに、愛の郷については福祉の推進に関する事業についてもお願いをしているところでございます。生活困窮の支援、またボランティアの推進、団体の連携等をお願いしてございまして、こういった団体の活動に対する支援についても社協のほうにお願いしている経過がございまして、今回の遺族会様への補助につきましても、その指定管理料の中から

支出していただくという調整をさせていただいたという経過がございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） もう 1 点、指定管理料の、状況を鑑みながら検討させていただき所存と書いてありますので、その件についてどんなときなのかということ。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。通常、毎年、社協のほうから補助をしていただいている金額につきましては、毎年度、指定管理料の中で確保させていただいております。今回のように、80 周年を迎えるということで、御要望を頂いた中で検討するというような状況が発生した場合には、現在、社協に委託しております指定管理料の中からどのように捻出するかという部分が出てまいりますので、そういった意味で指定管理料の状況を鑑みながらというような答弁にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 節目の年であったりとか、いろいろ事業をさせていただいたときには前もって相談させていただきますので、引き続き御支援のほう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に入らせていただきたいと思います。4 番目として忠魂碑の管理を町としてどのように関わるのか、見解を教えてください。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 町で管理しています忠魂碑は遺族会が設立された沓掛地先と東円堂地先及び蚊野地先の 3 か所でございます。町では毎年、樹木の剪定や除草作業を実施しております。各集落で管理されております忠魂碑の数や場所は把握しておりませんが、それぞれの集落において敬われ、大切に管理されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 忠魂碑の対応としまして、本年度、滋賀県議会の一般質問でも、医療福祉部長より答弁がありました。その中では、「各地の忠魂碑は戦争で亡く

なられた方々を慰霊し、将来にわたって平和への思いを継承するためにも重要な存在であると考えます。このため、忠魂碑への対応につきましては、これまで大切に守り続けてこられる地域の皆様のそれぞれの思いに寄り添う必要がある。今後の維持管理につきましても、まずはそれを地域において検討いただくと考えていますが、人々の平和への思いを象徴する存在である忠魂碑が将来にわたって適切に維持管理されますよう、県といたしましてもこれまで以上に必要な相談対応や情報提供を行い、地域の実情に寄り添いながら必要な対応に努めてまいりたいと考える。また、経費的な対応につきましても、国に対し、補助制度における対象の拡大や補助の増額について要望をし続けるとともに、更に県としても何ができるか、関係者から意見を頂きながら一緒に考えていきたいと考えます」と答弁がありました。現在、遺児の方たちも、年齢も平均85歳と聞いております。真夏の草刈り等も限界です。米原市では、平和の礎を整備するとして、「平和の尊さを誰よりも厳しく体現された戦争犠牲者及び遺族の方々の御意志を引き継ぎ、市民の皆様とともに追悼と平和を祈念する市民平和運動を歩み進めます」とあります。愛荘町の忠魂碑への管理体制へと御尽力を今後も賜りますようお願いしたいと思っておりますが、改めて御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） ありがとうございます。本当に県のほうの御答弁もありましたように、重要な存在であるというふうに認識しております。引き続き、町が管理しております3か所の忠魂碑については管理のほうを行ってまいりたいと思っております。また、各集落に置かれ管理されている忠魂碑におかれましても、それぞれのお困り事や現状も実情も異なるかと思っておりますので、相談に応じながら情報提供し、共に平和への思いを大切に次の世代に引き続けていくように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。私のほうも平和と命の尊さを次世代にどんどん伝えていきたいと思っております。今おっしゃっていただいたように、伝えるのも大切なのですが、言葉を伝えるのではなく思いを伝えていきたいと思っておりますので、共にどうぞよろしくをお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

次に、次の質問に移ります。認定こども園化に向けた状況ということで、令和6年

9月定例会一般質問で、認定こども園設立への構想を質問させていただき、「検討すべき時期が到来しているものとする」と町長より答弁がありましたので、その後の進捗状況について質問させていただきます。

まず初めに、「園の現場、あるいは保護者のニーズを勘案し検討を進める考えである」と教育長より答弁がありました。検討内容をお教えください。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 本町における認定こども園につきましては、9月議会でも久保田議員から御質問いただき、町長部局ともしっかりと連携を取りながら、園の現場や保護者のニーズ等も勘案し、さらなる検討を進めていくと答弁申し上げたところでございます。それ以降、何度か福祉部局と教育部局との話し合いを重ねております。詳細につきましては、福祉政策監から答弁をさせていただきます。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） それでは、私のほうから検討内容についてお答えさせていただきます。

教育部局との協議の上、まずは現状把握に努めるために、先月、各民間保育所を訪問し、各園における認定こども園化に向けた意向等を確認してまいりました。また、3歳から5歳児の保護者のうち、保育所と幼稚園の預かり保育の利用を含め、就労している保護者の割合は約71%となっております。これは、町内の保護者の多くが就労しながら子育てをしていることとなり、長時間保育のニーズが高いことの現れであると考えています。そのため、今後の出生見込み数等を踏まえながら、認定こども園設立に向け、前向きに検討を進めているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。今の答弁から確認させていただきますと、ニーズが高いことの現れであるという御答弁を頂きましたので、前向きに進めていただけると認識させてもらってよろしいでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 御答弁をさせていただいたとおり、前向きに進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） それでは、前向きに進めていっていただけると確認しましたので、先月、各民間保育所を訪問しということの答弁を頂きました。私が質問させていただいたのは去年の9月です。この間、どんなスケジュールで検討されていたのかお教え願います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） ありがとうございます。9月からここまでの間、5回にわたり教育委員会、福祉部等々の協議のほうをさせていただいております。実質的に前向きに進めていくに当たって、認定こども園化をどこがどんな形ですのかというようなところまで行きついているところでございます。そのため、出生数も下がっている中で、前回の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、民間園の在り方等も考えた上で認定こども園をとというふうに御答弁させていただいております。最終、民間園の意向を確認し、先月回らせていただいたということでございます。なお、民間園の訪問につきましては、認定こども園化だけのことを聞きに回ったわけではございません。実際、お困り事であったり、現在の経営状況であったり、来年度以降に国から下りてくるような事業をどのような形でしていくかであったりとか、保育士の確保をどういうふうにされているのかであったりとか、各民間園のお困り事も含めて回らせていただいたので、認定こども園化に向けてだけの訪問ではないということを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 最後、確認させていただきます。現状の課として、人手不足であったりとか、かなり受け持たれている案件が多いかと思います。この辺も踏まえて問題がないとは僕は何とも言えませんけれども、あるのではないかという思いも少し持っております。なので、スムーズに進まないものは、要するに人手不足であったりとか、何か課に問題があるのかなというふうに思うんですが、その辺が答えられる範囲で結構ですので答えてください。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） ありがとうございます。園の経営に関しましては民間と公立とがあり

ますので、そこら辺の調整も必要になってきているかと思います。我が町でも保育士さんの人手不足等々課題となっておりますけれども、それは民間園についても同じような状況になっている現状でございます。また、令和元年度から3歳以上の保育料の無償化という流れがありまして、幼稚園に行かれています方が多くの方が保育園に流れてみえているという現状と、先ほども御答弁させていただきましたけれども、3歳から5歳の保護者の方、7割の方がもう就労しておられるというような現状等々がありまして、なかなかいろいろな課題を解決しつつ認定こども園に向けての政策が必要かというふうに認識しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 具体的にはあまりちょっと言うてはいただけなかったようには思われます。今だけの質問ではありませんので、長い目を見て調整を頂ければありがたいかなというふうに思っております。

そこで、次の質問に移らせていただきます。検討内容を基に、認定こども園化されるのか、現状のままで運営されるのか、その辺どちらでしょうか。町長、お願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨年9月議会の一般質問でも答弁申し上げましたとおり、認定こども園化における町の方針として、民間の法人が経営される保育所が引き続き安定的に運営される環境を確保することが前提であると考えております。また、町内の3歳から5歳児の保護者の7割が就労しながら子育てをしている現状を踏まえ、認定こども園化については引き続き前向きに取り組むべき事柄であると認識しております。今後の保育所、幼稚園の運営に当たってはまだ検討段階ではありますが、民間保育所が認定こども園へ移行していただくことも視野に入れながら、町の状況に応じた保育、教育環境のさらなる充実を図っていく必要があると考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 前向きに取り組むべき事柄であると認識ということの御答弁を頂きましたので、今の答弁に対して再質問させていただきます。このスケジュール感、あるいはめどというのは、大まかに答弁いただけたらと思いますけど、よろしくをお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 担当課より御答弁を申し上げます。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） お答え申し上げます。本当にスピード感を持って進めてまいりたいと思います。ここ数年の間ぐらいには形あるものになるよう、皆様とも協議をしながら進めてまいりたいという所存でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） と、担当の政策監は答えていただきました。そのことに対して町長としてどのようなスケジュール感で思われているか、御答弁を改めてお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。私の先ほどの答弁の冒頭でも申し上げておりますとおりでございますけれども、町内公立園ということももちろんございますけれども、町内の民間のそれぞれ園を御経営いただいている主体もいてくださいます。その皆さんとやはり協議をより丁寧にならという今、歩みをスタートいたしておりますので、それらの様々な事柄ということがしっかりと成就、結実をした上でなされることであるというふうに捉えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今のことも踏まえまして、福祉政策監に再度御質問させていただきます。愛荘町では、幼稚園、保育園まとめて6園と考えます。少子化のこともあるかと思いますが、今後の考え方を御説明いただきたいのと、愛荘町ならではの地域に合った町に合った認定こども園を推し進めてくださいますようお願いしたいのですが、その辺について答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 詳細についてここで申し上げることは大変難しいかと思いますが、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、民間の保育園の経営等も考えた上で考えていきたいというふうに思っております。現実問題として、現在、町内には5つの民間の保育園、1つの公立の保育園があります。共に、定数の120%ぐらいの子供さんをお預かりしているというような現状です。一方で、幼稚園のほうにつきまし

ては、定数の約それぞれ2園ありますけれども、半分ぐらいの利用というような現状がございます。そういったことも含めた上で、今後の認定こども園の在り方ということを、町全体のことを考えた上で考えていきたいというふうに思っている次第でございます。

なお、愛荘町ならではのところになりますけれども、愛荘町のよいところは、それぞれの小学校、顔見知りの子たちが幼稚園、保育園のところから、またその小学校に行くというところが、ならではかと思っております。そういった意味で、地域に根差した認定こども園1か所だけではなく、できれば2か所以上あったらいいのかなということを今思っておりますが、これにつきましてもいろいろなこれから協議のほうも進めていきたいと思っておりますし、民間園様の御協力もないことには進められませんので、この場ではここまでの御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 町に合った認定こども園ということで、ただいま御答弁いただきましてありがとうございます。やはり愛荘町に合った、地域に合った様々な今の人見知りのないような仲間づくりもできているということをお聞きしましたので、引き続き前向きに進めていっていただきたいなと思っております。ただ、加速させる意味では、子ども支援課さんの充実であったりとか、いろいろ内情もあるかと思いますので、いろんな方面から対応のほうを考えていっていただきたいなというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中川喜代和君

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

3 番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川喜代和です。ただいま議長より発言を許可されましたので、ただいまより一般質問をいたします。大きく4問の質問をします。一問一答でお願いいたします。それでは最初の質問に入ります。

令和5年12月議会以降、現在までの8号線以西自治会のまちづくりの進捗状況についてお伺いします。

8号線以西のまちづくりの充実推進のお役に立ちたいという思いから、令和5年10月より8号線以西自治会と草の根まちづくり懇話会を小菅議員とともに進め、12月議会で各自治会の自治会運営における悩み、要望等の一端を一般質問いたしました。8号線以西自治会と草の根まちづくり懇話会を契機に、西部地域のまちづくりを進めたいとも考えております。この3月議会では、令和5年12月議会で質問いたしました要望等につきまして、その後、現在までの進捗状況についてお伺いをします。

1点目、川原自治会で強く要望されている彦根神郷線道路に接続する迂回道路を取り付ける計画の進捗状況の説明をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 川原自治会から要望されていましたが県道神郷彦根線の取付け道路となる町道川原山川原線の道路整備は、令和5年12月議会で整備は困難である旨、担当課長から御答弁申し上げ、その後、担当課より自治会様にもお伝えをしております。

その理由は、用地の取得が困難であることによるもので、自治会が要望されるルートでは道路整備ができないと判断したところです。道路の新設改良は、道路整備を計画立案し、優先順位を決め、将来的にいつ事業化していくかを決めており、今後も町全体の道路状況を俯瞰し、円滑な道路網の形成を目指し取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 御答弁ありがとうございます。以前もお伺いして、同じような答弁のように感じるんですが、この用地の取得が困難であることからということにありますが、これ、この前の一般質問のときには、住民は皆、合意していると、この区長には聞いておるんですが、その点が1点と、そしてまたこのルートの変更整備ができないということですが、これルートが変わったら進められるということなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

まず、住民の方が全て合意をされているという件でございますが、この路線につきましては、どうしても全ての4ルートを計画した中で、同一の地権者の方の用地のほうにかかるというルートでないと、どうしても自治会のほうから御希望に沿った路線にはならないということで、その全てのルートが同一の地権者にかかるという中でのその地権者の方の賛同が得られないということは、当時の区長様も御理解されておりますので、そこは御確認賜ればというふうに考えております。

あと、ルート変更につきましても、川原自治会様が望まれているルートというのは、計画されているルートプラス、あと水路がございまして、その水路も併せて道路整備において整備のほうを望んでおられると。そこに向かっていくとなりますと、その同意が得られてない地権者様のどうしても用地がかかってくるので、そのルート以外を望まれているというのは今のところお聞きしてないんですが、そのルートをどうしても川原自治会としては要望されているというふうに伺っておりますので、そのルート以外で今、要望いただいていないという状況で、こういった形で、さっきの町長が答弁させていただいたとおり、また全体の状況を考えながら取り組んでいくという形で答弁を申し上げている次第でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。

それでは、2点目に行きます。川原公民館の、これも一緒に川原なんですけども、川原公民館前の道路拡幅について、その進捗状況の説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 当該道路は、町道川原御崎神社線であり、道路拡幅の要望されていますが、かねてより自治会様には先ほどの町道川原山川原線と交差する路線であり、主道路となる町道川原山川原線の整備が実現しない状況においての整備はかなわない旨をお伝えしてきている路線です。なお、併せて、川原自治会には、当該2つの路線に関し、今後の交通需要の変化など十分状況を見定め、必要に応じ協議の場を持たせていただきたい旨、お伝えをしております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 必要に応じ協議の場を持たせていただきたい旨をお伝えをしておりますということは、私が12月から一般質問の後、この進捗状況を聞いてま

すので、その川原自治会の方と1回か何回か話し合いはされたのでしょうか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 以前お話をさせていただいた後に、特段それ以降の御要望とか、この路線に代わるルート案等についての御提案というか、御協議のほうはございませんでしたので、特段、協議のほうはしておりません。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ということは、私、進捗状況聞いても何もならないということですね。川原自治会の方と話し合いはされてないということは、私がこの進捗状況を質問しても何の意味もないということになるんですが、その点はどうですか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 中川議員のほうから進捗状況という形で御質問いただいておりますが、町のほうとしましては、以前もこういう形で自治会のほうにお示しをさせていただきながら、全く今後の新たなルートについてのお話というところで拒否するものでも全くございませんので、また新たなルートという形で何かお話がありましたら、またお話のほうをさせていただきたいという旨をお伝えしておりますので、そこは自治会のほうからお話を頂いていないという状況で、ちょっとお話をしていないというふうに御理解賜ればと考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 次の質問に行きます。

3点目、長野東自治会からは、住民の高齢化が進み、字内河川等の清掃活動が困難な状況であるので、川床や護岸の改修等を計画的に進める取組の要望がありました。この計画の進捗状況の説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 普通河川の維持管理は、令和5年12月議会において、「従来、普通河川は自治会主体で河川愛護作業による除草や清掃、生活環境整備対策事業による改修などを実施され、維持管理に努めていただいております」と答弁しています。本件については、今年度から国庫補助の緊急浚渫推進事業債を活用して、町内の普通河川の浚渫を下流となる地域から実施し、河川の円滑な流下能力の確保に努めています。要望を頂いている不飲川支流の国道18号を横断する河川は次年度に浚渫を予定しています。しかし、今後も河川の浚渫を継続的に町が実施できるわけではあり

ません。それぞれの地域における河川の良い景観や機能性を維持継続するには、地域住民の皆様の関与やお取組もやはり大変重要であります。今後どのような方法で継続して実施していくかについては、引き続き地域の皆様とともに考えてまいりたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 不飲川の主流の国道8号線を横断する河川、これは次年度に浚渫の予定と、ありがとうございます。しかしながら、なぜこれを言うかということ、先ほども申し上げたように、高齢化が進み本当に困難だから何とかしていただきたいという要望なんです。そしてまたさっきも申し上げましたとおり、引き続き地域の皆様とともに考えてまいりたいと存じますという答弁ですが、これ本当にこの地域の方とともに考えて進めておられるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 今ほど町長のほうからも答弁ありましたように、次年度、長野東自治会様から要望されている普通河川の浚渫のほうは予定をしております。また、地域の皆様とともに考えていきたいという部分につきましても、今年度も長野東の自治会区長様から要望がありましたが、やはり予算の中で、どうしてもそれ以上のものが当初計画していたよりもできないというところで、次年度にという形でお話をしております。そうした中で次年度予定しておりますが、それもいつまでこの国庫補助が頂けるかどうかという部分もやはり関係をしてきますので、どうしたやり方が今後効率的に継続して河川の維持管理ができるかというのは行政だけではなく考えられない部分かなというふうにも思いますので、そうした中で地域の実情に沿ったお話のほうもお聞きしながら、できる範囲内のまた取組という形を進めていきたいという旨の意味での答弁と御理解賜ればというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 次の4点目に行きます。長野西自治会が強く要望されている彦根神郷線及び愛知川右岸道路の幹線整備の進捗状況の説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 県道神郷彦根線の進捗状況については、現在、川原地先で道路拡幅工事を施工されており、橋梁上部工においては既に発注が済み、2月から順次橋梁を架設されています。また、令和7年度は発掘調査を終え、引き続き町内での道

路拡幅工事を施工される予定と伺っています。愛知川右岸道路となる県道湖東彦根線については、現在、用地交渉や建物補償調査を実施されており、令和7年度は国道8号付近から工事に着手する予定と伺っています。

今後も町内で計画し施工されます県事業におきましては、引き続き県と連携を図り、事業の推進に取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） この答弁いただきましたけれども、これ長野西の自治会さんには伝えていただいているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 長野西自治会様のほうには、町のほうを介して調整させていただき案件とダイレクトに長野西自治会区長様のほうに県のほうからアプローチされてお伝えされている部分がありますので、随時進捗状況を伝えられているかどうかというのは今のところ分かりませんが、前もって年度単位、また大体半年単位で、その事業の予定等につきましては各地元区長様のほうにはお知らせのほうはしているというふうに考えておりますので、周知はされているというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 5点目に入ります。以西自治会住民より強く要望された町道長野・野良田線川原地先交差点について、交差点改良の進捗状況について説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 一昨年に詳細設計を実施し、令和6年度は用地測量に着手する予定としていましたが、公安委員会と協議を重ねる中、設計内容の変更が必要となったため、来年度に修正設計を実施する計画としています。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 町長、答弁ありがとうございます。これ、この件は平成30年10月に高畑地先交差点に信号機の設置をと以西住民の署名も添えて陳情したことに端を発しております。町長も御存じだと思いますが、これ5年の12月には、「警察など関係機関と協議を行いながら、より安全な交差点形状になるよう工事に必要な図面を作成しているところであり、道路改良なり歩道の設置を考え整備につなげてい

きたい」と答弁もらってます。また、令和6年の3月には、「作成した図面を基に公安委員会へ交差点改築に関する意見聴取を行い、今後作成した計画図面により、更に地権者や関係者に意見を伺い、詳細設計に反映し最終の図面が完成する」と答弁を頂きました。その後の進捗状況がどないなってるのかということをお聞きしたいわけです。ある程度は担当課長からは聞いておりますけども、その後の進捗状況です。よろしくお願いします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 修正設計が必要になったというところで、ちょっとお話をさせていただきたいというふうに存じます。詳細設計におきましては、東近江警察署や滋賀県公安委員会からの意見を頂きながら、歩行者と自動車両方の安全性が向上するよう、歩行者の横断位置の変更や自動車の視距確保のために交差点形状やカーブを緩やかにする方策について検討いたしました。設計が終盤になりまして、用地買収が必要となる用地の範囲が判明した頃に、用地買収の対象となる地権者様と話をすることがございまして、その際に用地の提供が困難であるということが判明いたしました。そのため、用地範囲を縮小した場合の交差点形状についての再度検討いたしました。当初計画していた安全対策を実施することができないというふうに考えましたので現設計を修正する必要性が生じたというところで、大変長期間を要しまして、詳細設計また公安委員会との協議に及んでいるわけですが、まだこれから修正設計が必要になるということで、もう少し申し訳ございません。期間がかかるというところは御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） これ、何回も何回も修正しているということはコンサル料もそんだけかかっているということですよ。多分そうだと思うんですよ。それなら、もっと最初に、順番にやっていくにしても計画的にやっていかないと、ここが駄目だからまた変えるというのは、結局は皆さんの頂いている税金を無駄に使うということになります。そこのところを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

6点目に入ります。山川原自治会より出されました児童生徒の通学上の防犯対策として、屋外用の防犯カメラを通学路に設置する要望について検討するとの回答でしたが、検討内容の進捗状況の説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 町では、安心して安全なまちづくり条例に基づき、町民に対する犯罪の未然防止や犯罪発生時の迅速な対応、子供の通学を含む日常生活の安全確保を目的として、令和5年度から町内の通学路などに防犯カメラを設置しています。カメラの設置場所は警察署と協議して決定しており、令和5年度、6年度は児童の見守りの観点から、小中学校周辺や交通量の多い交差点などに10基設置するとともに、カメラの設置を知らせる啓発看板を設置することによって、地域における犯罪の抑止と町民の安心感の醸成を図っています。

また、御質問の集落内通学路の防犯カメラ設置につきましては、各字におけるそれぞれのニーズに応じた設置を頂くことを旨としており、町の地域の未来づくり支援事業や警察による地域見守りカメラ設置促進事業を自治会長様に御案内しているところであり、御要望の際は申請手続などの支援をしております。

今後も町と地域で防犯カメラ設置を進め、安心して安全なまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 御答弁ありがとうございました。

それでは2問目の質問に入ります。歩車分離信号を積極的に導入して、児童生徒をはじめ住民の交通安全対策の強化を図ることについて伺います。

警察庁は交差点で歩行者と車の青信号のタイミングを分ける歩車分離信号について、23年ぶりに指針を改定しました。歩車分離信号の導入すべき交差点の条件を大幅に緩和し、全国的な整備を促す方針を発表しました。町においても子供や高齢者等歩行者の安全確保をより高めるために導入を強く要望しますが、町としての見解をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 歩車分離信号は、交差点を利用する自動車と歩行者等を完全に分離するため、横断歩道利用者の安全性の向上に大変有効であると考えます。また、自動車の運転者側にとっても右左折時に歩行者等の横断待ちをすることなく走行可能であることや、事故防止の観点から双方にとって有効な対策であると認識しています。なお、歩車を完全に分離するため信号の待ち時間が長くなることから、歩行者の信号無視や自動車の渋滞が発生するおそれもあり、設置が必要な場所については警察や関係者と十分に議論した上で設置の判断をする必要があると存じております。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 通学路付近を含めた児童や高齢者ら歩行者を守るための積極的な導入を後押しするのが狙いだと思います。また、歩車分離信号は、スクランブルなど4方式あります。具体的に言いますと、横断歩道が青信号のときに車道を赤信号にしたり右左折をさせないようにしたり、歩行者が事故に遭う危険性を低減できます。改定といいましても、2024年の3月時点で全国の信号機約20万6,000基とのことです。そのうち、歩車分離式は約1万基、パーセンテージでいきますと4.98%、十分に導入が進んでいないために警視庁は23年ぶりに改定したわけです。「歩車分離であれば防止できたと考えられる事故が、過去5年間で2件以上死亡事故が発生した場合検討すべき」と、「また、児童などの交通の安全を特に確保する必要がある、かつ歩車分離導入の要望がある」を「特に」を外した上、「かつ」を外し、以下を削除して、要望がなくても導入を検討できるようにして条件を大幅に緩和しました。渋滞のおそれから導入に消極的にならないよう、留意事項として、隣接信号とのサイクル調整や押しボタン式信号による渋滞の回避、緩和の可能性の検討を明記しております。この判断はどのようにされますか。今後、こういうことにとって今、私が説明させていただいたことに対してどのように判断しながら進めていかれるかお伺いできますか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 町内の一般的な信号交差点を歩車分離式信号に切り替え巻き込み事故の防止を図ることは、歩行者と車両が交差しないため、歩行者の安全確保の観点から大変優れているものと考えます。しかし、先ほどの答弁のとおり、歩行者と車両を分離して通行させるため信号の待ち時間が長くなることや、歩行者の信号無視や交通渋滞が発生するおそれがあるということも認識が必要となります。

そこで、地域や関係機関からの設置の要望等ございましたら、朝の通学時間帯だけの規制をかけるなどの選択も可能なため、各交差点での歩行者数や横断歩道利用時間帯、車両の交通量などを調査した上で、導入検討の必要がありましたら、東近江警察署へ事前に相談していきたいと考えております。

また、押しボタン式のお話も頂いております。歩車分離式信号の押しボタン式につきましても、要望や導入を検討するまでに、各同じく交差点の交通量や交通事情に応じまして、そもそも歩車分離式信号の設置が可能かどうか、可能であれば押しボタン

式か時間帯での規制になるのかという判断も必要になってくると思います。設置も含めたそうした仕様の判断も含めまして、東近江警察署や公安委員会が最終決定はされるものだというふうに考えておりますが、事前に相談のほうをしてほしいというふうにも言われておりますので、そうしたお声がありましたら積極的に相談のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） ありがとうございます。よく考えてやってください。

それでは3 問目、次の質問に移ります。災害時の避難所における防災機能強化についてお伺いします。

今後30 年以内に80 %の確率で起こるであろう南海トラフ地震に対する避難所に備えるべき機能の充実を、国が後押しして進めております。近年の大規模災害時には避難所生活が長期化する傾向にあり、電気やガスの供給が停止した場合に備えた対策を講じていく必要もあります。昨年9 月議会でも質問しましたが、避難所となる学校体育の空調設備をはじめとする電気ガス設備等の整備計画の現況と今後の進め方の説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨年の能登半島地震など、近年激甚化する自然災害への対応を踏まえ、国は自治体による避難所の生活環境を改善する取組を支援しています。具体的な事業としては、快適なトイレ環境、入浴環境、温かい食事、プライバシーの確保など、避難所の生活環境の向上をはじめ、防災・減災に必要な資機材の整備を対象としています。当町では、現在の備蓄数や災害時応援協定による確保状況から、避難者用のベッドやトイレは充足しておりますが、不足と思われる屋根付きテントや発電機などは、今後、計画的に整備していく予定です。また、避難所となる学校体育館の空調整備に関しましては大きな財政負担を伴うものであることから、有利な財源の確保に向けて教育委員会と調整を進めているところであり、避難者の視点も含め機能強化を図っていきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 答弁ありがとうございます。何点もあるんですが、まずベッドの環境で質問させていただきます。段ボールベッドに比べてスチール製ベッドは容積は3 分の1 で重さは半分、まず値段は7 割程度で備蓄性能が優れております。さ

らに組み立てる時間は段ボールベッドの10分の1以下で30秒程度で、その上、様々な簡易ベッドがあります。大きさは90センチとか幅の長さが35センチとかいうのはありますし、ベッドの下に収納のスペースがあります。結局、通路が全部使えるということですね。そしてまた、簡易のベッドはプライバシーの保護のためにも優れています。それに、またその上にパーティションを導入せないかないということでもあります。これは、より暖かい環境を整備するとともにプライバシー空間を確保するという課題での提案でもあります、どのようにお考えですか。

○議長（森野 隆君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（山本拓也君） 御答弁申し上げます。スチール製ベッド、これは段ボールベッドに勝る性能があるということで、今、御紹介いただきました。今般、その在庫の状況などから考えまして、今のところ充足はしているというものの、この先さらなる避難所の規模、そういったものを鑑みながら、整備する際にはそのスチール製ベッドにつきましても考えていきたいと考えます。現在のところはスチール製ベッドの備蓄はしておりませんが、段ボールベッドのほうで今はカウントをしています。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） そして、衛生とか環境とか寒さ対策についてお伺いします。避難所の健康を守るためにはトイレ環境、これが必要だと思います。屋外にはエアコンが設置されていないし、また水洗トイレが使用できるコンテナトイレ、そして屋内には、吸湿シートがポリ袋に圧縮された携帯トイレ、既存の便座や小便器に設置し、使用後は1回ごとに取り換えるもの、ラップポンと言われるものがあります。ラップ式ポータブルトイレですね。排泄物を特殊な防臭フィルムで包み、熱圧着で1回ごとに密封、トイレは衛生的である必要がありますので水洗トイレが望ましいんですが、しかし、コンテナトイレがすぐに避難所に届くだけの備蓄がなされていない状況でもあります。仮設トイレにしてもすぐに設置できない可能性もありますので、各避難所にはそういうものが備蓄が必要だと私は思います。この備蓄を進めるためにも、設置にしても訓練を積んでいく必要があると思います。訓練も絶えずしないかんことなんでしょうけども、衛生面に対してどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（森野 隆君） ぐらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） ありがとうございます。現時点において、避難所の環境整備で最優先に検討している取組がトイレ環境の整備でございます。長期の避難生活で健康を維持するには、手洗いや排せつといった衛生環境がとても重要でございます。感染症予防の観点からも、命に直結する問題として取り組みたいと考えております。今、議員の御質問で御提案いただきましたコンテナトイレ、そしてマンホールトイレ、携帯トイレ、様々な形態がございます。まずはその備蓄というところで考えますと、1番には仮設トイレ、そして携帯型のトイレ、こういったものが一番備蓄もしやすく、その避難所の数も確保しやすくということで、こちらのほうを優先して考えております。コンテナトイレ、そしてマンホールトイレなどを設置するにも確かに時間もかかりますが、そのときその状況に応じてこうしたものも使用していきたい。そして、ラップポイントイレにつきましては、能登の震災の際にも活躍しておりました。そうした避難所の状況も職員が見てつぶさに報告いただきましたので、そのようなこともこれからの整備備蓄に関しましては考慮していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） それでは、食事の件で、被災された方の身を守るためにも、ガスコンロやフライヤー、オーブンや冷蔵庫などを備えるキッチンカーの設置、普段どおりの温かい料理を提供できる設備が整うキッチンカー、各自治体での備蓄が求められている避難生活でいかに食事が大切かを考えていただきまして、これをどのように考えておられるか答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 御提案いただきましたキッチンカーにつきましては、現在のその優先度の中では避難所環境の資機材の整備を先に優先をするために、現時点ではキッチンカーの整備は検討しておりませんが、心と体を元気にする温かい食事の提供は災害時こそ必要だと考えますので、ボランティアによる炊き出し等、訓練内容に加えて、迅速な給食の提供を対策してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） それでは次に、体育館の空調設備について、今年1月22日に開会されました子ども議会においても、中学生の体育館にエアコンの設置をとの質問がありました。生涯学習課の課長補佐でしたか、その方の答弁では、「財源が必要

であり計画的に進める」との答弁を頂いております。空調が設置されていない学校体育館の大半は断熱性能も確保されていないと思います。そのため、夏場は蒸し風呂のような暑さになって体育や部活動での利用を控える学校が増えているなど、教育活動にも支障が生じております。一方で冬場は凍えるような寒さとなることから、こうした時期に避難所として使用することを考えると、被災者の健康確保が難しくなる公算が大きいと思います。「空調が設置されている教室を避難者の生活拠点に切り替える」と、昨年9月に答弁がありました。また、この状況を受けて、体育館に空調を設備する自治体への特例交付金を新設しております。断熱性能の確保を要件に関連工事を含めた費用の2分の1を補助するとか、設置率を今後10年間で95%まで押し上げる意向を示しております、国は。加えて、社会体育施設を含めた学校施設環境改善交付金を計上しております。これを踏まえて、体育館の空調設備は考えておられるのかどうか答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） 御答弁申し上げます。

体育館への空調設備等々につきましては、文科省の補助金の関係で、今ほど中川議員のほうから御紹介がございました空調設備の整備臨時特例交付金ということで、令和6年度から令和15年度までというようなことで新たに創設されたということでございます。また、総務省の事業債として緊急防災・減災事業債ということで、現在そういった制度はございますけれども、県内の状況等を確認をさせていただいておりますと、対象工事費の上限のほうは緊急防災・減災事業債のほうがないということで、どちらかというところを採用して整備をされている自治体が幾つかございます。

当町につきましても、こうした状況も鑑みながら、どの補助金に乗らせていただいでやっていくのがいいのかということ、くらし安全課と協議をさせていただきながら、当然、町の一般財源の持ち出しというものもございますので、どれが一番町にフィットしているのかということもございまして、何よりもまずそこで学んでいただいている子供さん、それから避難所となるときにはそうした町民の方ということも考えながら、今後も引き続き、どの補助金を取らせていただきながらやっていくのかということは議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 先ほども申し上げましたけども、子ども議会で一般質問でエアコンの設置についてというのを質問されております。また、将来の自治体の担い手確保のためにも、子供たちが独自の視点で出した提案が自治体の政策としていかに反映されたかは重要であります。自治体にとっても有意義でもあり、子供たちにとっても自らの意見が実現する喜びや自信は町政への参加意欲の高まりと直結するのではないかと思いますので、ぜひとも実現させていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。下水道管の緊急点検とその結果の分析と対策の強化についてお伺いします。

埼玉県八潮市の道路陥没と下水道管の損傷事故は、全国自治体に大きな警告をしました。八潮市の今回の事故は、耐用年数に達していない下水道管の破損が原因と見られております。定期検査では緊急の対応は不要と判断されていたのですが、下水道管内で発生した硫酸により管の腐食が進んだことが破損の原因と推定されております。ならば、どここの下水道施設でも起こり得る事故であり、本町でも明日起こるかもしれません。このように考えますと、本町における道路陥没と下水道管の点検及び対策の計画を早急に進めることが重要になってきます。下水道管の点検及び対策の計画について説明を求めます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 埼玉県八潮市での道路陥没事故は、地下10メートルに埋設された管径4メートル75センチの下水道管が、管路内で発生した硫化水素による腐食により破損したことが原因とされています。事故発生後、国土交通省から各都道府県に対し、晴天時の1日最大雨水処理量が30万立方メートル以上かつ管径が2メートル以上の管路を点検するよう指示がありました。これを受け、滋賀県から県内市町に管径2メートル以上の埋設管があるかの照会がありましたが、当町では該当する管路はございませんでした。管径が2メートル以上の埋設管はありませんでしたが、当町では下水道管の埋設年度に基づき、おおむね15年サイクルで高圧洗浄による管路内清掃とカメラ調査による点検を毎年実施し、管路内やマンホールなどの早期の異常発見に努めています。特に、下水道管管路の腐食が見込まれる環境下にある汚水ポンプの圧送管吐出し部や落差のある箇所、幹線マンホールでの高低差が大きい箇所などは、5年に1度以上の法定点検を実施することを定めています。さらに、当町が策定した下水道施設ストックマネジメント計画でも、腐食環境下にある箇所の

特定をしています。今後においても、毎年の管路点検とカメラ調査、5年に1度以上の法定点検を着実に実施し、早期の異常発見に努め、異常が見つければ速やかな修繕を実施してまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） なぜ下水道管が破損するのかといいますと、原因と見ていますのは硫化水素で、下水道管を流れる汚水に排泄物や生ごみなどの有機物が含まれております。下水道管内で滞留が起き酸素がない状態となると、細菌の働きで有機物から硫化水素が生成されます。硫化水素が管内で空気に触れることで、硫酸に変化し腐食します。まず、使用開始後40年が経過すると、破損による道路陥没事故が急増する傾向にあります。地球温暖化で管内の温度が上がり、硫酸の発生による腐食が進みやすいものとも指摘されております。人ごとではありません。硫化水素の濃度が0.7%で死に至ります。人の目に届きにくい場所だけに、水中潜行式カメラやドローン、AIを使った最新技術を活用していくことが重要と考えますが、いかがお考えか答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） ありがとうございます。予防保全や長寿命化につきましては、今後十分講じていかなければならないと考えております。当町の下水道施設につきましては、平成9年に供用を開始し28年目を迎え、下水道管の耐用年数は50年ではございますが、更新にはまだ至ってはおりません。しかし、下水道管の影響で沈下や陥没など切迫した状況や、早急に対策を講じなければならないその前に、予防保全や危険回避、長寿命化を見据え、対策が必要と考えております。今後、下水道使用料の改定もちょっと視野に入れておりますが、収入と支出のバランスを図るとともに、将来的な更新の時期などの検討も含め、早めに対策のほうを講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 答弁ありがとうございます。本町の財政が厳しいというのはよく私も存じておりますけども、下水道の維持や改築の費用をどう抑えるのが課題だと思います。インフラの維持費用を減らすためには、緊急の補修が必要になる前に早めに手入れする予防保全への転換を図ってみてはどうでしょうか。現況を丁寧に把握し対策を進めることが大切だと思います。独立採算制でありますので、人口減少

により料金を上げざるを得なくなる場合もあるでしょう。またそして、技術職員も減ってきます。広域なり官民へと将来的に考えるべきかと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） ありがとうございます。まず、技術者不足、広域化、官から民へのという部分につきまして御答弁申し上げます。全国的な施設の老朽化や人材不足などの課題はより深刻になると考えております。下水道施設を安定的に維持していくためには、国が導入を推進しておりますウォーターP P Pと言いまし、民間活力を活用した施設の維持更新に係る指標の考えを検討したりする方法も1つでございますが、何より県や近隣市町も同様となることから、そうした課題に対ししっかり連携し取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、下水道事業の在り方という部分に関しましては、今回の八潮市の陥没事故によりまして、下水道に対する関心や意識が高まり、改めて下水道の必要性や重要性が再認識されることになったと考えます。下水道は町民の方にとってなくてはならないインフラであり、今後、人口減少や施設の老朽化が進んでいく中、どのように工夫しながら更新や維持管理を進めていくかとともに、災害にもしっかり備えをしなければならないと考えております。下水道施設の省エネ対策、維持管理への、先ほども議員から御提案ありました新技術の導入、維持管理の官民連携など、知識や経験を積み、効率的な事業運営を目指し、今後も取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 御答弁ありがとうございました。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩をいたします。再開を1時、13時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 村西作雄君

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 5 番、村西作雄です。それでは、一般質問に移ります。本日は3点の一般質問を行います。

まず1点目、ふるさと納税型クラウドファンディングでけんこうプールの通年開業をということで一般質問いたします。

ラポール秦荘けんこうプールは2002年10月にオープンし、以来22年余にわたり、町民をはじめ近隣住民の健康づくりに大きな貢献をしてきました。建設当時、近隣の甲良町や旧湖東町に同じようなプールがあったことから、差別化を図るためジム機能を併設したり、歩行専用プールや子供向けにウォータースライダーを設けたことから、けんこうプールは町内外から多くの利用者でにぎわいました。2009年度からは指定管理者制度を活用し、年間約3,000万円程度で指定管理事業者に運営を委ね、令和5年、6年度には年間の利用料収入で人件費や電気料などを全て賄い、指定管理料がゼロ円になるという、文字どおり指定管理制度の見本となるような運営がなされてきました。

しかし、次第に老朽化も進み、築10年の平成24、25年度には屋根やプール床、外壁クラックの修繕に約5,500万円をかけ、平成29年度には1年間営業を休止し、約3億4,000万円余をかけ大規模改修を実施し、以来、毎年数百万円から1,000万円近くかけての修繕が重ねられてきました。町では、昨年7月、令和7年度以降も通年営業していくには、プール水温を上げる電気設備チラーの老朽化のための電気更新に2億5,000万円が必要との説明があり、議員間ではプールゾーンの夏期のみ運営もやむなしとの声もあったのは事実であります。

令和7年度からプールゾーンの開業は7月から9月までの夏期期間とするとの町方針に関して、昨年来より多くの町民や利用者から再考を求める声が私や多くの議員に寄せられています。また、さきに行った議会報告会でも、「歩行用プールで足のリハビリをしているのに何とか考え直してもらえないか」との切実な訴えがありました。さらに、子供のプール教室利用保護者や障害利用者の方々からも存続の声は続きます。近隣のプールにない歩行用プールやウォータースライダーを備えた町外の利用者にも自慢できたけんこうプールの通年開業は、町内外利用者各層の大きな願いです。町はジムやスタジオでの事業を充実させることで住民の健康づくりの支援をしていくとの考えですが、歩行用プールでリハビリしていた足に障害のある方がジムに移行するこ

とは大変難しいと考えるます。

そこで提案です。町外利用者が6割を占めるけんこうプールであるからこそ、これらの方々を中心にふるさと納税型クラウドファンディングを実施し、プール修繕費の特定財源に充てる、そしてその返礼品としてけんこうプールの利用券を進呈する、また町内利用者の方々も、たとえ返礼品はもらえなくても、プール通年開業のためなら地元へのふるさと納税も多くの方々から協力いただけるのではないのでしょうか。このふるさと納税型クラウドファンディングは、ふるさと納税制度を活用して地方自治体が行うクラウドファンディングをすることで、ふるさと納税の寄付金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、プロジェクトに共感した方々から寄付を募る仕組みであります。町長には、町財源が厳しい中ではありますが、プール利用者の切実な声をお酌み取りいただき、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した施策により、プール修繕費の一部を賄う中で、プールの通年開業へとかじを切られるよう求めたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ラポール秦荘けんこうプールの運営に関し御提案を頂き、感謝申し上げます。けんこうプールの夏期のみの運用につきましては、度重なる議員の皆様御意見も頂戴しながら決定をさせていただいた経過がございます。

議員御提案のクラウドファンディングによる運営資金の調達については、町においても検討をしてきた経緯があります。しかしながら、プールの通年運営には全てのチラーの更新が必要となり、短期間で3億円近い寄付金を集めることが必要となります。また、一旦寄付を募ってしまうと、目標額に達しなかった場合に目的の達成がかなわず、その寄付金の使途が不明となることを懸念することから断念しております。

けんこうプールは、プールの運用だけでなく、ジムやスタジオも活用して健康増進を促進する施設でもあります。その特徴、強みを有効に活用することで、利用者の皆様に十分御満足いただけるよう努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 村西です。ただいま答弁いただきました。町長がおっしゃるように、一旦寄付を集めてしまうと、その目的だけでクラウドファンディングですので、確かにきばって集めても5,000万円しか集まらなくて、これで果たして直せるかというたら無理なところもある、大変私も辛いところがあるんですけども、そ

ういうふうに言われるのも事実かとも思います。本町の一般のふるさと納税、先ほどは村田議員の質問でも出てましたけど、今年は1億7,000万円程度増えるということです。通常でしたら8,000万とかその程度でしたんやけど、こんな形で大きくふるさと納税が増えたことはありがたいんですけど、そんな中で短期間のその2倍額をこのプールの修理だけのクラウドファンディングに集めるというのは、私自身も大変厳しいのかなというふうにも思いまして、一定お考えは理解できると思います。

この質問は、町内外住民から、「何とかプールの通年営業をしてほしい」、そういった声が本当に多くて、私自身何とかならんのかなという中での思いつきというんですか、よその市町でもやっておられるこういう施策をできんのやろかというような思いで提案をしたものなんで御理解を頂きたいと思うんですけども、今後のプール運営ですけども、現在の予定は7、8、9月と三月の本当に夏期期間の水温を上げずに常温でプールが使える期間ということでの計画というふうに聞いてますけれども、さきの議会報告会でも町民から、「せめて5月から10月の半年何とか開けてもらえんやろか」というような本当に切実な思いも聞かせていただきました。無加温でありながら、この半年間営業というのはできないかということを1度、福祉課長にお聞きをしたいと思います。

加えて、子供たちのプール教室、これも年間通して保護者さんが子供さんを教室へ連れて行って、初めは水に慣れるところ、そして今度は泳げるところ、そして泳げたら今度は早く泳げる、そういった形での年間プールの教室をされてて、保護者さんもそれに賛同されてるんですけど、これが3か月とか6か月と短い期間ですと、それでもやっぱりせっかくプールがあるんやから、何とかそのプールの保護者さんは、この期間だけでもという思いがあると思うんです。そこで、例えば3か月間、4か月間、5か月間で、まずは水に慣れるだけの教室をその期間だけで完結させる、あるいはクロールが泳げない人が泳げるようになるのをその短期間で完結させる、そして早く泳ぎたい人はその短期間で早く泳げる教室を開催する、そういった教室の運用もあってしかりかなというような思いをしてるんですけども、福祉課長にこの2点、御意見を伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） いろいろとプールの運営につきまして御提案いただきまして、どうもありがとうございます。

まず1点目のプールゾーンの運営期間についてですが、質問にもありましたように、7月から9月の3か月間、これを一般利用の期間ということで定めさせていただいております。私の記憶がちょっと定かではございませんのですが、プールの水温については温水プールとして38度設定というようなことをリンクワークスのほうからお聞きしてるところもございます。これを考えた場合に、常温で運営するとなりますと、例えば6月、10月につきましては高齢者の方も利用される面を考慮しますと、なかなか水温は低過ぎるのではないかなというようなことも考えておりまして、けんこうプールというような活用の中で事故や体調を崩される方が出るようなことではプール運営がうまくいきませんので、その辺りは検討の結果、7月から9月の3か月間を一般利用というふうに定めさせていただいております。

また、2つ目の御提案を頂きました子供の教室につきましては、来年度の事業につきましてリンクワークスのほうで調整を既に頂いております。子供のプールにつきましては3種類ございまして、ベビースイムといたしまして6か月から3歳未満の子供さん、わんぱくスイムといたしまして2歳から4歳未満、それと子供水泳ということで4歳から中学生、この子供さんにつきましては6月から9月までの4か月間の短期集中でプールの教室に御利用いただくような御準備のほうをさせていただいております。それぞれのクラスにつきまして、まずは水に慣れることを目標にしたり、平泳ぎの習得までを目標にしたりということで、クラスごとにメニューを準備する予定でリンクワークスのほうと調整をさせていただいております。プールは夏期だけになるということで非常にマイナスのイメージもあるかと思うんですが、夏期だけのプールをどのように活用して有効的に皆さんに御利用いただけるかということを事業所と一緒に調整しているという段階でございます。御理解のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 村西です。3か月間ということで、それを1か月でも2か月でも延ばしていただくということもお願いしているんですけど、例えば採暖室を利用するとかジャグジーゾーンを利用するとかそういった形で、プールに入るまでに体を温めてプールに入ってからまたジャグジーなり採暖室で体を温める、そういった活用もすれば、たとえその3か月と限定せんでもあと1か月とか2か月が延長できるのではないかなという素人目の考えもありますので、1度、課長、これは町民の声としてで

きるだけプールの開き期間を延ばしてほしいという町民の声にちょっとでもお答えいただけるように検討も願いたいと思います。

それと、やっぱりここで答弁いただいたように、今後はジムとかスタジオでというような御答弁だったんですけども、御承知だと思うんです。福祉をやっておられたら分かると思うんです。膝が悪い人が足に負担かけずに体を動かすというのは、やっぱり水中ウォーキングが一番なんです。それを水中から外へ出て、そしてジムでというのはなかなか、悪い膝を、それを使ってジムでトレーニングというのは難しいというような思いもありますので、私の思いとして伝えておきたいと思います。

続いて2点目であります。キャッシュレス決済事業の総括と今後の展開について伺いしたいと思います。

コロナ禍の令和2年度は、町民への生活応援と地元商工業者の支援を兼ねて、エール商品券発行事業を実施し、以降、令和3年度から今年度まで4か年連続でキャッシュレス決済事業、すなわちP a y P a y 事業により、コロナ対策や物価高騰支援事業が実施されてきました。ここで、令和3年度から6年度にかけてのキャッシュレス決済事業で各年度における当初予算と補正額並びにP a y P a y 社への委託内訳額、さらには国の交付金充当額、町費持出額について商工観光課長に伺います。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 令和3年度から令和6年度の実績についてでございますが、令和3年度と令和4年度は増額の補正を行っておらず、その実績につきましては、令和3年度補正額ゼロ、執行額2,649万1,000円、交付金2,640万円、一般財源9万1,000円、業者委託2,581万6,000円でございます。令和4年補正額ゼロ、執行額2,811万9,000円、交付金2,800万円、一般財源11万9,000円、業者委託2,754万7,000円でございます。

次に、令和5年度と令和6年度は増額補正を行っており、その実績は、令和5年度補正額973万7,000円、執行額5,281万3,000円、交付金5,000万円、一般財源281万3,000円、業者委託5,226万円、令和6年度補正額1,534万7,000円、執行額5,215万1,000円、交付金3,800万円、一般財源1,415万1,000円、業者委託5,156万7,000円、なお令和6年度の交付金3,800万円は予定額でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 村西です。ただいま課長のほうから令和3年度、4年度、5年度、6年度のキャッシュレス決済事業の執行状況を教えていただきました。とりわけ、この令和3年度、4年度は30%還元ということで、よその市町より多くのポイント還元をしていただいたというようなことであります。これずっと計算してみますと、業者委託のお金を4年間足してみますと1億5,700万円余りの業者委託をされています。経済効果からすると、これ4倍しますと実に6億2,800万円のお金が4年間で愛荘町の事業者さんの収入と言うとおかしいですけど、収入になったというような計算になるわけですね。

そこでちょっと教えてほしいのは、こうしたPay Pay 事業を3年から4年間続けてやったという町は、私は滋賀県内では本町だけではないのかなというふうに思っています。それだけPay Pay 事業に特化してきたんじゃないかなというふうな思いも持ってるんです。ましてや、今年度は本町だけではないのかなというふうに取り組もうんですけども、昨年度と今年度の滋賀県内のPay Pay 事業の取り組む市町、そして4年連続というのがうちが最高ではないのかということについて商工観光課長に確認しておきます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 御質問2点あったかと思えます。

まず今年度と昨年度の取組の市町ということでございますが、本年度につきましては、議員おっしゃるとおり愛荘町のみでございました。昨年度につきましては、愛荘町のほか、彦根市と長浜市さんが取組をされております。昨年度は、計3市町が取り組んでおります。

過去連続で愛荘町が4年というようなところで、そのほかにこういった市町があるのかという問いでございますが、愛荘町は4年連続4回目ということでございますが、長浜市様のほうが過去に5回されていらっしゃるのと、愛荘の次に多いのが大津市と彦根市、米原市が各3回というようなところで開催をされております。あと残り3市町につきましては1回ずつというようなところで、3回以上されているところにつきましては5市町あるというようなところでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） ありがとうございます。4 年連続は、5 年、5 回連続というのが長浜市さんがあるということでしたけど、特に愛荘町は4 年連続、あるいは30%還元を2回して25%を2回したというようなことについて、結構そのPay Pay 寄りですと事業を実施されてきたのかなというようなイメージがあるんですけども、去年、今年の実施市町が愛荘町だけ、昨年が本町と彦根市と長浜市、だんだん市町でこのPay Pay 事業に取り組む率というんですか、回数というんですか、減ってきてるのかなと。それは後ほど私また問題提起しますけれども、やっぱりいろんな問題を考えていくと、Pay Pay よりもうちょっと地元の人が還元できる、住民が還元できるという方向に行ってるのかなとか、滋賀県内の市町の流れとしてそういったことが考えられるのかなというふうに感じました。

次の質問です。今年度のPay Pay 事業ですけれども、11月の1か月間、25%のポイント還元で事業実施され、当初の委託料は3,630万でしたが、1か月の利用者が予想よりはるかに多かったということで、12月議会で1,534万7,000円が補正され総額5,234万2,000円と、実に当初の計画から1.4倍にまで膨れ上がった事業であります。さきの全協で、スマホでPay Pay 支払いをした町内外の人の内訳や事業者ごとの売上はPay Pay 社から公表されないとのことでありましたが、主催者、すなわち本町にだけでも知らされないのか、再度、商工観光課長に聞いておきます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） キャンペーン対象店舗における利用者について、町内、町外の内訳は委託先の事業者も把握されていないことから、当町に対して公表はされません。また、業者ごとの売上については、委託先の業者は把握されていますが、当町に対しては公表されておられません。

以上です。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 次に町長に伺います。5,150万円、今年度のPay Pay 社への委託料だと思うんですけど、この大金のうち幾らが愛荘町民が利用したか、Pay Pay ポイントを取得したか分からない状況下での町予算の執行について、町

民にどのように説明責任を果たされるのかを伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） キャッシュレス決済ポイント還元事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、また物価高騰の影響により消費を抑制されている生活者を支援するという目的のもと、事業を行っております。本事業は、愛荘町の方が町内の指定された店舗においてお得に食事やお買物等をされることにとどまらず、町外からも愛荘町にお越しいただき、町内の店舗を御利用されることで、町外から愛荘町への誘客が図れ、地域経済の活性化が促進できる事業であります。従来より、スマホ使い方講座の開設などをしてきておりますが、今回の事業を行うに当たっても、町内の多くの方が事業に御参加いただけるよう、広報紙の差し込みによる全戸配布を行ったほか、町防災無線による放送も実施し、町内の広報を手厚く重ねてまいりました。取組の結果、本事業の執行額5,200万円に対し2億2,200万円が愛荘町内の店舗で使われ、4倍以上の経済効果を生んでおり、町内の利用者の方々、お店の方々、双方より反響の声を聞かせていただけてもおり、広く町内の方々に御利用いただけたものと考えております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ほど答弁で町長は、「広く町内の方々に御利用いただけたものと考えている」。町外の方の利用もあるんですよ、これ。町内の人だけに利用いただいたんじゃないんですよ。これは、訂正できますか。広く町内外の方々に御利用いただけたものじゃないですか。どうですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 前段等々も含めて、町外からのお客様もお越しいただいていいるということを答弁申し上げておりますので、広く町内外の方々にということとよいと存じます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ちょっと確認しまして、広く町内外のということで訂正するということがよろしいんですね。ありがとう。

○議長（森野 隆君） もう一度お願いします。

町長。

○町長（有村国知君） 町内外の方々に御利用いただけたものと考えておりますとい

うことでお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 町内の利用者の方々やお店の方々、双方から反響の声、ありがたい声を聞いてるといような御答弁でした。これ、私も一昨年、彦根市で P a y P a y やられたときに、愛荘町から甲良町、豊郷を通って彦根市へ買物に行きましたよ、P a y P a y。家族でもつ鍋を食べに行ったこと、時計を修理したこと、ビール、お酒を買いに行ったこと、その 3 件使いました。かといって、彦根市に、「おおきに、ありがとう」と言いに行ったことありませんよ。愛荘町がこんだけ頑張ってやっても、よその市町からたくさん、あるいは全国のマニアがおられるらしいです、P a y P a y を使いに来る、他府県から。そんな人から、「愛荘町さん、町長さんありがとう」と言いに来はったことないですよ。

そういったことからすると、本来、この交付金についても、コロナ対策とかあるいは物価高騰とかのいろんな交付金を使ってこの事業をやられてます。それも認めます。けれども、その交付金はその町の町民の事業者、区民、町民、住民のために使いなさいという交付金であると思うんです。それが、今は事業者というのが主になって、よその市町から使いに来てくださっても、この交付金を使ってこの事業を行ってます。ですけれども、本来のその交付金の目的と言え、やっぱり町内の事業者支援、町民支援、その 2 つで、よその市町の市民を、町民を支援せえと、全然僕は書いてないと思うんです。そういったことでの使い方、P a y P a y 事業の使い方についてももう一度考えてほしいなと思います。

P a y P a y 事業のメリット、1 つ目に、事業者との契約ですんで、町内参加事業者を新たに町が募集しなくてよい。チケット制でないので換金作業が要らず、換金は P a y P a y から事業者へ直接される。新たにスマホ購入など、高齢者もデジタルの関心が高まる。4 つ目として、4 分の 1 の支給で 4 倍の経済効果が上がる。こういったメリットがあります。しかし、デメリット、これはスマホ利用者しか恩恵がない。そして、スマホ所有台数により 1 人 3 台持ってたなら 3 口使える、1 人が 3 口も 2 口も使える。全国民が利用できるため町予算が全て町民に還元されない。生活にゆとりがない方はスマホチャージの余裕金すら生み出せなくて、この事業を使おう思うても野菜買う米代がない、そういった人がこの事業を使えないですよ。そういった問題が私はあると思うんです。

しかしながら、私はP a y P a y 事業の一番の問題、今ほど言いましたように、5、150万円ものお金が全額町民に還元されない、幾ら還元されたか分からないところ
が大きな課題だと思います。今、昨今の物価高において、P a y P a y で米や野菜、
灯油など生活必需品購入に使える商店がほとんどなく、外食や嗜好品購入などぜいた
く品が買える層に特化した施策、日々の生活をやり繰りしている庶民に寄り添ってい
ないのではないかと考えます。すなわち、現在のP a y P a y 事業は商工観光課が所
管しているということもあって、商工振興が主目的で、私は全町民への視点は2、3
割しかないように映ります。今後こういった事業を新たに検討する際は、そこに全町
民の視点を中心に据え、町民が町の商工振興を応援するという考えのもとでの制度設
計が必要だと思いますが、町長の考えを伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰の負
担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業とした低所得世帯支援枠やエネル
ギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う推奨
事業メニュー枠があります。低所得世帯支援枠では住民税非課税世帯への給付及び子
供加算等を行うこととしており、推奨事業メニューでは低所得世帯や子育て世帯など
への生活者支援や農林水産業や中小企業等に対する支援、地域公共交通、物流や地域
観光事業などに対する支援の事業者支援があります。全町民の視点を中心に据え、町
民が町の商工振興を応援するとの考え方が必要との御指摘であります。今後も全体
のバランスを考えながら制度設計を考えてまいりたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ある一料理屋さんのお話を聞きました。今回のP a y P a y
事業、7割、8割がやっぱり町外からのお客さんやというふうに聞いてます。これは
そこだけですので、全体かどうか分かりませんよ。分かりませんが、それだけ町民
がこの事業に加わってない。よそからのお客さん、よそからの新たな顧客は商工振興
としてよかったでしょう。けれども、町民目線に立った事業というのは果たしてでき
てるのかなと。昨日のニュースでも聞いてましたら、米が70%アップ、野菜が36%
アップというようなニュースが出てました。米とか野菜が買えない層に対しては、こ
この事業の住民税非課税世帯への支援金ということで足ってるというふうにお考えな
のかもわかりませんが、それプラス、やっぱり推奨メニューの中でもこういった

た P a y P a y のチャージもできない、ぜいたく品が買えないという人の視点に立つべきだと私は思います。

甲良町では昨年度、燃料購入券ということで全世帯に 1 万円分、あるいは子育て世帯はプラス 5, 0 0 0 円の燃料券を全世帯に配布したとか、多賀町では今のこのホームページ見てますと、小規模事業者燃油価格高騰事業として事業使用の 4 輪車に 1 台 8, 0 0 0 円を補助するということが出てました。これも一昨年、私、本町でも社会福祉施設の社会福祉法人の事業者自動車 1 台当たり幾らの補助というような事業もされましたけれど、そこにやっぱり多賀町は農事組合法人とか個人農林業者、農家の人にもその燃料高騰の対応で支援をするというのがホームページに載ってましたよ。企画政策監にぜひともお願いしておきたいのは、原課からこういう事業をどうやろういうて上がってきて、ああこれ採用しよう、これはちょっとお金ないでやめとこうやなしに、原課、原課からあちこち寄ってきた、農林からも寄ってきた支援、そういったものを混ぜくちやにして 1 つの生活者のための支援事項というのでも取り組んでいかないと、これは駄目じゃないかなというふうに私は思うんですけど、企画政策監の思いをお願いします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 御質問ありがとうございます。物価高騰対策として交付される重点支援地方創生臨時交付金のうち、特に地方自治体が行う対策に係る費用を支援する推奨事業メニューについては、地域の実情に応じて困難な状況にある方々を支える事業を実施するものでございます。これまでのコロナの経済対策や、今回の物価高騰対策における事業の企画においては、各課がそれぞれ支えるべき対象を支援する施策を提案し、持ち寄ったその内容を分野ごとに整理するとともに、横断的な調整を図っているものでございます。しかし、住民のニーズの多様化や本事業が長期的に実施するものでなく、また通常の事業に追加して行うものであるため、対応する人員の確保なども執行する上での課題等もございますが、引き続きより多くの生活者、事業者を支える取組を進めてまいりたいというように考えております。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 時間がないので、3 問目に移りたいと思います。議長、ちょっと 3 問目ですけれども、時間の都合で質問届しているのも前後ろ逆にしたいと

かいうことがあるかも知れませんが、御理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（森野 隆君） はい、どうぞ。

○5番（村西作雄君） 本町財政の現状と今後の戦略であります。去る12月定例会、私の一般質問で、令和5年度決算から財政力指数は0.564、経常収支比率も95.4%と年々落ち込み悪化している状況に鑑み、使える施設はうまく利活用する、すなわち愛の郷の複合施設化の3億5,000万円の投資を思いとどまり、秦荘庁舎を公民館として活用すべきと訴えました。特に先月、議会全員で改修後の秦荘庁舎を見学した際、支所、職員数名がいるだけで、大きな町民ホールや待合ホール、会議室や食堂を見るとき、その思いを更に強くしたところです。町長からは賛同の声は頂けませんが、総務政策監からは、「現状財政の非常に厳しい状況、特に公共施設の維持管理と光熱費や備品、物品、人件費など物価高騰の影響があり、令和7、8年度は特に厳しい」と答弁いただきました。

そこで私が最も懸念していたのが、財政調整基金の残高推移です。本来、財調基金は災害や収支減に備えた基金であります。今や予算が組めないときはいつでも財政調整基金から繰入れが当たり前のような予算編成が続いています。その基金も令和5年度で2億円取り崩し20億7,787万9,000円、今年度は当初予算で約7億7,000万円取り崩し、この12月議会までの各定例会の補正予算も合わせ、1年で約10億200万円も崩さないと予算編成できない状況であります。このため、予算上は12月補正で現在の財政調整基金は10億7,629万5,000円となり、7年度予算の概要では6年度決算見込みで実質3億9,800万取り崩し、基金残高はやや積み上がり約16億8,200万円となります。令和5年度、6年度合わせて約6億円の財調基金を実質取り崩し、7年度予算編成に当たっては更にこの基金から約8億7,900万円取り崩し、予算上の基金残高は一桁の約8億円になってしまいました。そんな中にありながら、新年度一般会計予算は愛荘町生誕20年で最高となる116億6,500万円と、財政難を顧みない莫大予算であります。町長はこの厳しい財政状況を顧みない予算編成に映ります。

そこで、令和7年度一般会計当初予算は、財政が硬直化している本町財政に見合った予算編成なのか伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 当町の財政状況は、先ほど村田議員の御質問でお答えいたしましたとおり、歳入面において税収入が増加している一方で、歳出面では歴史的な物価高騰による経常経費の増加、また高齢化の進行や子育て支援等に要する社会保障費が引き続き増えていくこと、老朽化する公共施設の維持保全や最適配置に係る経費など、支出の増加は今後も避けられない状況にあります。そのような状況の中、予算編成方針に従い、各課が必要と考える施策や事業について、国の施策との関連性や、国・県、団体等の動向、特定財源の有無などの観点から、施策や事業の必要性を審査して、優先度の高いものに重点的に予算配分を行っています。

今議会に上程しました令和7年度一般会計予算案は116億6,500万円であり、前年度と比較して8億6,100万円、8%の増、過去最大となっています。主たる増の要因と額ですが、人件費が人事院勧告による地域手当等の見直しにより2億2,789万9,000円の増、扶助費が児童手当の拡充や民間保育所への施設給付費の増加により3億2,862万7,000円の増、公債費が近年の投資的経費の起債発行により3,110万4,000円の増と、任意に節減できない経費である義務的経費で総額5億8,763万円増加しています。また、令和7年度は国スポ・障スポの本大会が開催される年でもあり、その開催による経費も増加の要因となっています。投資的経費についても、庁舎等リニューアル工事の完了による減少はあるものの、給食センター厨房改修工事や、愛知川図書館長寿命化改修工事、両図書館LED化工事、ラポール秦荘いきいきセンター空調改修工事などの公共施設の老朽化による更新工事に多額の費用を予算計上しており、投資的経費のピークは令和7年度から9年度までの3か年を見込んでいます。歳出予算全体として、歴史的な物価高騰による影響を受け、大幅に増加しています。当町の財政推計は、近年の決算状況や将来の事業予測などを基に財政収支見通しを作成しており、毎年度、再試算を行っています。これらの推計も材料の一つとして政策や事業の判断を行っています。

また、議員が御心配されている財政調整基金の推移ですが、実質の取崩額は令和6年度で2億円、令和7年度で3億円を見込んでおり、予算上の数値とは大きく異なります。今後も基金の残高については注視していきます。今般、愛荘町はもとより、令和7年度予算を示している県内市町の多くが、過去最大規模の一般会計予算としており、歴史的な物価高騰の中においても住民サービスを磨き、持続的なまちづくりに向けた予算編成ができたと考えております。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 次に、職員の人件費についてお尋ねをいたします。私は基本的に財政が厳しいということの理由で、それを人件費にしわ寄せさせることはあってはならないことだと思ってます。特に私が一番気にしているのが、ラスパイレス指数であります。ラスパイレス指数は、地方公務員と国家公務員の平均給与額を国家公務員の職員構成を基準として一般行政職における学歴別、年齢、経験年齢別に比較し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した数値であります。本町における令和5年度、6年度のラスパイレス指数、県下19市町中の順位、あるいは6町での順位についてお示しをください。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 御質問のほうにお答えさせていただきます。

愛荘町のラスパイレス指数につきましては、令和5年度は97.3%、令和6年度は96.6%であります。また、県内市町の順位につきましては、両年度とも高い順から18番目で、6町においては5番目です。ラスパイレス指数については国家公務員と比較しての給与水準指標として意味のある指標ではあると認識しておりますが、以前もお答えしましたように、総務省の地方公務員給与実態調査における一般行政職員の平均給与月額による比較も1つの指標としてございます。それにつきましては、令和5年度は30万4,000円で、県内19市町中14位、6町中2位、令和6年度については30万2,000円で、県内19市町中16位、6町中3位でございます。ラスパイレス指数の指標については、当町のような小さな自治体において、最近特に増えております中途退職や経験者採用がある場合については指数が低く出てしまい、それを補正するような仕組みにはなっておりませんので、一例を上げさせていただきました。平均給与月額などの指標とも併せて確認することが肝要であると考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 中途退職や経験者採用、これは愛荘町だけが行っているのではないですよ。県下どの市町も、全国のどの市町も中途退職やら経験者採用はありますよ。そんな中で、平均給与はちょっとラスより上ですんやというような答弁やったんですけど、平均給与というのは、その町の職員の平均年齢が高ければ高いに決まっていますやんか。そんなこと、やっぱり一番の指標はラスパイレス指数で、平均年齢が

高いところは高い給料、それでうちはちょっとよそより高いですねやと、そんな理屈は私は通らないと思います。

今ほど、6年度のラスパイレス指数、19市町中18位、96.9と、依然としてブービーですね。6町中5位、依然として低い水準です。7年前の3月議会の一般質問でも、私、これ聞きました。当時の有村町長は、「愛荘町で働きたい、働きたいと思える環境づくりも大変必要だ。ラスが低い要因は個別具体的に分析する必要があり、他市町との給与実態も精査し、適切な給与体系に努める」と答弁されていますよ。そこでその後、令和5年3月の定例会で私の一般質問、30年以降のラスパイレスの指数の数値を伺ってますと、さきの町長答弁とは裏腹で、3年度、4年度とも県下19市町中17位、依然として低い水準のままです。当時の再質問で中西副町長は、「この数値を改めて認識させていただいた」、町長は、「今回の答弁調整でこの数字は見たものの」と、トップ2人が町職員の給料レベルに対して全く事務方任せで何ら自ら改善しようという思いが見られない答弁でありました。ここで町長に伺います。7年前の答弁、そして2年前の答弁からして、今後どのような形で改善しようと思っているのかお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） お問いを頂きました件でございます。なかなか基礎自治体においてなせる業というところが、非常に限られているというところも実際としてございます。あくまで相対的な事柄をおっしゃっていただいているというふうにも捉えてはおりますけれども、原課、人勸等々も含めて、この地方公務員の給与状況をやはりより善処していこうというところございますので、その部分に関しましては今年度の予算にも反映をしているものでございます。また、私ども、郡域、町域ということの働きかけ等々ございまして、地域手当の見直しということもなされました。その点におきましては、この町域、郡域ということの地域手当ということと、都市部のほうの地域手当ということが、より善処、近づいているということになってまいるということでもございますので、引き続きこの部分、町の職員の皆さんがなるほどというふうにもお感じいただき、また愛荘町の発展のために力を尽くしていただけるような環境整備ということ、広く様々な施策を見ながら捉まえていきたいというふう存じますのでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 時間がありませんので、最後の質問にさせていただきます。
杉本副町長にはこのラスパイレス指数、質問するのは初めてですけれども、ずっとこの10年来、この愛荘町のラスパイレス指数というのは県下19市町中ブービーとか最後とか後ろから3番目とか、そんな数値で推移しているのは御承知になったんではないかなというふうに思います。いかに本町のラスパイレス指数が10年近く抑えられているのかということ。今や大学の初任給も、三井住友銀行で30万、ユニクロで33万、大和ハウスで35万、先ほどの答弁ありましたけど、本町の平均職員の給与が30万そこそこという中で、大手はもう初任給で愛荘町の平均給与を上回っているというような状況なんです。このようなことから見ると、やっぱりせめて19市町中真ん中ぐらいまでラス自体を上げてやってほしいという思いは、むちゃくちゃ私は思いを持ってるんです。

そういった中で、今回のラスの数値について副町長としてどのように受け止められておられるか、あるいは何とかせなというような思いがあるんでしたら、今年1年、新年度1年じっくり構えて職員の給与是正というものを果たしてほしいというような思いでいますけれども、副町長の思いをお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本基治郎君） お答えします。ラスパイレス指数だけを捉まえて考えていくということにこだわらなくてもいいかなというふうに私自身は思っております。ほかにも参考にすべき指数といいますか、基準というのかな、物差しのものがあると思いますので、そういったものも参考にしながら、愛荘町の職場として魅力ある職場になるように考えていきたいと思っております。

○議長（森野 隆君） お断りを。

○5番（村西作雄君） 当初の予定では基金の運用状況について総務政策監にお聞きする予定でした。もう一つは地域手当の執行予定についてもお聞きする予定でしたが、時間の関係でその質問がカットしました。準備していただいた皆さんにはお詫びしておきたいと思います。どうもありがとうございました。

◇ 澤田源宏君

○議長（森野 隆君） それでは続けます。4番、澤田源宏君。

4番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 私は、本庁東側の駐車場整備についてお尋ねします。

去る2月の全員協議会で示された駐車場整備予算額1億3,500万円であるが、財政が厳しい中、本当に住民が望んでいるのかはなはだ疑問である。私が住民さんから聞いている限りでは、誰一人として駐車場整備をしてほしいとは聞いていない、一問一答で全て町長に質問します。町長は自治会ミーティングを行われており、どこの自治会から駐車場整備の要望があったのかを教えてください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和7年度当初予算に上程しております本庁舎東側駐車場整備については、自治会からの要望によるものではございません。合併以降、分庁方式により2つに分かれていた庁舎機能を統合するに当たり、その機能を発揮するために必要な取組であるものと、これまでも説明をしてきているものでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 私、再質問は素朴な疑問ですので、答弁のほうも簡潔で分かりやすい答弁をお願いしておきます。まず、この自治会からの要望によるものではないということですが、誰かから要望があったのかお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 特に誰かから自治会ということにおいてないと、特に自治会ということではないということでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） そして、この「分庁方式により2つに分かれている庁舎機能を統合するに当たり、その機能を発揮するため」と書いてるんですけど、答弁書に。今、駐車場にただけで機能はもう発揮してるんじゃないですか。あと何かアスファルトにせな機能を発揮しないとか、その辺ちょっとお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 澤田議員がおっしゃっているのが、舗装ということの観点でいらっしゃるのか、全体の駐車場の機能をより適切なものにするということであるのか、ちょっと何とも捉えにくいところがあるんですけども、この駐車機能の統合ということの構想の段階からにおいて、この駐車場ということの整備ということは、元来ずっと御説明をしてきているものであるというふうに捉えているものでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） アスファルトにしなければいけない理由を聞いときます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、アスファルトでないというところでございますけれども、この背景、何であったかと言いますと、恐らく庁内で公共施設等々、公のものの駐車場が砂利のまんまでということはあまり想定しにくいのかなというふうには思うものでございます。説明等々でも、そのアスファルトの舗装をしてというのでも、当初、計画はこれ1年ビハインド、1年遅れたものにはなっておりますけれども、住民の説明のほうの資料においても、その舗装をしてということで写真を載せながらしてきているものでございます。適切な様々な管理ということにおいて、元来ずっと舗装でということでもしてきておりますけれども、それをあえて舗装ではなくてということもちょっと捉えにくいのかなと、世の中的に公が管理整備している駐車場において、特にこれ庁舎のほど近くということでもあって、どこかしらの原っぱ、広場というわけでもないものでございますので、舗装ということを旨としながら、この事業ということはあるというふうに捉えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 私は、原っぱ、広場とは言ってませんよ。今のままで十分ではないのかなという質問です。それはもうそんで結構です。

次に行きます。駐車場整備より先に住民が望む施策を優先順位を付けて予算を付けるべきと考えるが、町長の見解をお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 多岐にわたる行政施策において、優先度が高い施策を各課が検討し、予算編成方針に基づき予算計画をしており、ヒアリングを行いながら新年度の予算編成に取り組んでおります。一方、駐車場整備については、庁舎等公共施設最適配置の構想の当初より、また令和4年度に実施しました住民説明会以降も一貫して、庁舎機能の集約に合わせて一体的に整備することはその機能を発揮するために必要であるとお伝えもしてきております。今後も持続可能なまちづくりに向け、各種施策に皆様と取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） このヒアリングを行いながらとなってるんですけど、誰にヒアリングされたんですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） この答弁の中でのヒアリングというのは、この前の文脈からお察しいただけるかなというふうに思いますが、町のその予算編成の事業において各課が様々に施策をもんで検討してまいりますと、それを財政部局、また最終的には町執行部である私がヒアリングを行いながらというのがこのゴールでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） ほんなら、住民からのヒアリングなしに、その執行部のほうのあれで決めているという理解でよろしいんですね。そして、私の言うてんのは、この住民が望むと言ってるんです。結局、先ほども中川議員が言われましたように、この子ども議会でも体育館にエアコン、空調設備をしろということ、ほんで中川議員もおっしゃってますよね。そういうなんのほうが住民には優先順位が高いのではないかと、私を私はここで聞いてるんです。この駐車場整備の優先順位は高いと思われてるんですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 様々に事業でいろんな観点から何が優先かというのは、結構1つに合わせるというのはなかなか至難のものであるなというふうには率直に思うところはございます。やっぱりそれは経済対策である、観光である、福祉である、やはり教育である、庁舎の最適である、それはいろいろあると思うんですけれども、優先順位云々ということにおいてはこれも優先順位は他の施策とともに高いものでもあるなというふうにも思っておりますが、これ当初来申し上げてきておりますように、この部分はやはり駐車場としての整備で、澤田議員がおっしゃっているのは舗装するのかわからないのかという観点でおっしゃってるんだというふうに推測と察知をしている部分でございますけれども、公共が持っている管理をしていくものにおいて、それが適切にやっぱり管理がなされるということは、一方私たち行政機構が社会からある一定当然のものとして思ってくださいるもんだなというふうには思ってます。町のいろんな施設ございます。今回はあくまでアスファルトの地べたということであらっしゃるんだと思うんですけれども、基本的には町のいろんな公有施設はやっぱり適切な管理ということを私たちは使命としても帯びて性格の団体であるというふうにも思いますので、その主体である団体が、説明としてもそのようにしてきておりますのと、やっぱり良好な形で砂埃が出ないであつたりとか、イベント等々にもお使いを頂ける

ということでも、これ住民説明会等々でも御報告もしてきてもおりますけれども、そういう御期待というのは住民の方がお持ちいただくというのも、一方自然な捉まえ方としてあるのかなというふうには思っているものではございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 優先順位は、これと、言うてみたら住民の人の願いと両方とも高いと、私、住民のこういう、言うてみたら命の順位とかいろいろな部分があると思うんですけど、そっちのが絶対的に高いと思うんですけど、これも一緒のように、アスファルトにすること、砂埃が立つさかいにというのはいかなもんかと思うんですけどね。

○議長（森野 隆君） 優先順位の観点というか。

町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたことの少し重複ということになりますけれども、優先順位というのを付けていくということで、このA案かB案かというわけでも特にこれもないものであるなというふうには思うんです。あくまで町の暮らしを歩んでいく中において、これもなされていく町の歩みのピースの1つであるというふうに捉えております。仮に、今回アスファルトをしないということは何となくおっしゃってるのかなとも思うんですけど、これ行政側のほうから、「はい、ここの場所に関してはずっと砂利でございます。以上」となっていると、いやいや何のための砂利なんだというふうに、もしかしたら言われかねないなというふうに私は率直に感じるんですけれども、いろんな機能とまた適切な管理保持、保全ということを求められる団体でもありますもので、そういう点においてはかかる経費ということであるのかなというふうに思います。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 砂利のままやと言われたら、住民さんから指摘があってからしたらいいと私は思います。

次の質問に行きます。駐車場整備による住民へのメリットは何であるのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） さきの答弁で申し上げましたとおり、駐車場整備は駐車機能の集約発揮と一体をなすものであり、来庁される方々や勤務する職員にとっても、ま

た良好な管理の観点からも必要なものであります。

議員の方々より、より高い安全性を車利用の住民の方々にお届けするようにとの観点から御意見を長年頂戴しておりましたことから、公用車並びに職員の車両を道路を隔てた側の駐車場に集中配置することにより、住民の皆様には本庁舎の前面、南側、背面側、そして別館の背面側、同様に新保健センターの背面側などに、より多くの駐車スペースを建屋前の優先駐車スペースとともに確保することで、安全性と利便性の確保という住民のメリットのさらなる向上につながるレイアウトの構築を進めてまいりました。また、隣地的にも、議員も御記憶されておられると思いますが、平成30年に町内各地に大きな被害をもたらした台風21号の発生時に、町において各家庭の廃棄物を処分するに当たり、当時の旧愛知川警部交番跡地を収集場所として活用しました。駐車場のこの舗装ということでございますね。整備後は緊急時においても行政、消防、保健機能のすぐそばにおいて、緊急車両の受入れや対応拠点としての活用を想定しやすい適地ともなります。そのほか、昨年、当該地で行われたあいしょう66かまど祭など、地域活性の場としての利用もできます。住民のメリット、すなわち社会にもたらされる様々な便益でございますが、上述申し上げましたような機能や便益、適切な管理や良好な空間の創出がもたらされるものと存じております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 住民のメリットのさらなる向上につながるレイアウトの構築を進めてまいりますと、これがもう一番の最適なんですか。お聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど答弁を申し上げましたとおりでございますけれども、この適切な管理というところもございます。そして、イベント等々にもお使いも頂けるといこともございます。そして、メリットとして、やはりこれは議会の皆様からも多年にわたり御意見も頂いておりました。住民の皆様の良好な空間、安全な庁舎へのアプローチができる空間、駐車スペースの確保、これが大変重要であるということから、この部分を確保するために、公用車なり職員なりの駐車場を道路を隔てたところに行っているというところはございます。ちょっと繰り返しになるかとも存じますが、やはりこの公共の施設であるこの地べた駐車場のスペースに関しても、やっぱり的確適切な管理が行き届く空間として完成をしていくということは、愛荘町の快適、心地よい景観をつくっていく、保全していくということから、社会益、住民

へのメリットということであるというふうに捉えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 私は全協でも、この駐車場のところを、道路から何から全体的に見ていくものであるというふうに認識してるんですけど、その認識はどうされてるんですかね。この適切管理、良好な空間の創出がもたらされるものとなってるんですけど、空間はできるか知らんけど、この後の周りの道路とか交番の位置とかもいろいろ全員協議会とかでも意見は出てましたよね。そういうところをどういう考えを持っておられるのかお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 全体のレイアウトということでございますけれども、現下、砂利となっている部分でございますね。それと真ん中に道路がL字型のものもございますけれども、議員の皆様からは、やっぱりそこを隔てるということが将来的になくならないかなというような御意見もございました。私もそこに賛同するところもございます。一方、愛知川栗田線、それから東部開発道路の十字路が右折だまりを備えた十字路ではございませんので、あくまでこの公の町道でありますけれども、その道路の交通安全対策なり、より良好な交通環境の創出ということがなった後に、この中のL字の道路をどのようにするかというのは、具体として動かせるというふうに捉えているものでございます。

また、何名かの議員の方から話としても出ておりましたとも記憶をしておりますけれども、この警部交番ということの位置に関して、より道路に近づける、具体的には今、パン屋さんというふうになっておりますけど、あの辺りなのかなというふうに何となくイメージしながら拝聴はしておりますけれども、そこに移設できないのかというようなのは、用地を県から取得をしていく際にも様々な御意見ございました。後ほどの答弁でもほかの議員の方から直接的にそれはお問いを頂いておりますので御答弁をしていくことになるかというふうに思いますけれども、警察からも、その建屋はできてまだ10年ほどのものであったので、その移築ということはもちろん県の要請によるものでもないし県からのお金が出るものでもないしということでもお話もございました。それを積極的に移動するということにもかなり費用はかかってまいりますので、現下、様々にコストメリットがある形で事業を進めねばならないというときにおいて、それを動かすということは難しいものでございますというふうに執行部のほう

からしっかりとお伝えをしてきているものであるというふうにも思っております。また、あれを北のほうに持って行くということを想定するならば、より死角が生じてしまうというふうにも思いますので、あの建屋の移設という事柄が本当によいアイデアになりうるのかというと、なかなかその当時においても難しいという判断を皆様にも御共有をさせていただいていたというふうにも思っているものでございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 分かりました。明日の竹中議員に期待して、次の質問に行きます。

駐車整備に伴う財源は何であるのか、また町長は国や県に財源要望されたのかお聞きします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 本庁舎東側駐車場整備工事の財源は、工事費 1 億 3,500 万円のうち電気自動車の充電設備に係る 250 万円のうち 90%に当たる 220 万円が脱炭素化推進事業債、残りの 1 億 3,250 万円の 75%に当たる 9,930 万円が一般事業債であり、残りの 3,350 万円は一般財源です。庁舎の付帯設備である駐車場設備に要する費用については、従前から特定財源となる補助金や交付金及び有利な地方債は設けられておりません。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） さっきの答弁でもあったように、行政、消防とか、緊急車両の受入れとか書いてるんです。私は防災の観点からも補助金がもらえるのか、そういうところを調べにいった要望されたのかお聞きしております。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 本件に関しまして、担当課も様々に情報収集をしてくれましたものでございますけれども、そこに合致するものということにはなかったということでございます。国のほうでどのような動きがあるのか等々は何とも分かりませんが、現下の状況としてはそこに合致するというメニューにはなかなか合致していくのが難しいということでございました。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） ないというか、この防災を、その 1 つのところに防災の倉庫でも小さいのを建てりゃあ少しでも補助金がもらえるのかということをお聞きして

るのであって、その辺はいかがですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。この駐車場の件につきましては、御承知のように役場の駐車場ということで脱炭素化の関係の補助金でございますけれども、その他の補助金につきましてももちろん調べのほうはさせていただいております。その中で、今ありました防災の関係ですけれども、建てるにしても、結局それについて100%の補助というのは絶対ございませんので、それに対して一般財源も投入されるということになりますので、補助金を目当ての事業ということにするのか、その辺のことにつきまして議員さんのほうからも各御指摘ございましたので、そういったところも含めて今のところは慎重にしていかなければならないのかなというふうには思ってます。

○議長（森野 隆君） この澤田議員の通告書には、町長は国や県に要望されたのですかというようなことを通告されているんですけど、その件に関してはいかがでしょうか、事前通告書には。

町長。

○町長（有村国知君） 今、議長からお問いというような形の御依頼を頂きましたのでお答えを申し上げます。特にこの件に関しましては、そこに合致ということが非常に難しいということもございましたので、私のほうからその要望活動ということは本件に対していたしているものではございません。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） そういうことは町長自ら行くのが当然だと思うんです、私。そしてもう1つ、さっき総務政策監が言われたように、この議員の方がいろいろ考えてと言うんやったら、何で今回の予算に上げられないんですか。別にいろいろ聞いてと言うなら、また次の機会です全然いいと思うんですけど、その辺の判断をお聞かせください。

○議長（森野 隆君） それは政策監でよろしいですか。

総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ちょっとまとまっておりませんけれども、今の今回遅れたというところにつきましてはいろいろと理由ございますけれども、中で精査のほうをさせていただいている中で、中途半端に出させていただくと、こんな

状態でということがございますので、しっかり中で議論させていただいた中で図面も
しっかりできた中で御提案させていただくというところが原則ですので、予算の上程
させていただく前の全協ということで、そこでお示しをさせていただいたというところ
でございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 協議はされてないと思いますけど、それでこれ予算は借金で
すよね。違うんですか。事業債とか書いてるんですけど。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 今ここに書かせていただいておりますよ
うに、9,930万円が一般事業債ということで借金でございます。起債でございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） それでしたら、これ一般の家庭に置き換えたら、この家の中
は冷房がないのに庭にアスファルトを敷くみたいなもんやと思わないんですか、この
計画は。その辺、率直にどう思われてるのかお聞きしときます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど、ちょっと先んじて生駒政策
監のほうからも借金に当たりますということを答弁してる部分に関しまして、少し補
足させていただきますと、やはり行政のいろんな事務、事業ということは、便益を得
てくださるのが、また負担をするのが、その二、三人の住民さんだけではなくて、や
っぱり負担も広くまた受益も広くということにしておりますので、こういう部分に関
しては起債というものを充てながら、後年度の負担を等しく均していこうという仕組
みでございますので、一般家庭においておっしゃっていただきましたところござい
ますけれども、現下コントラストとしておっしゃったのがその空調のこと、それから
地べたの舗装化ということなんだというふうにも思いますけれども、あくまでこの舗
装ということは全体を一体としてなすものだということで取り組んできている事柄で
ございます。一方、その対比としておっしゃいました空調の、特に体育館等々、これ
から避難の受入れということも想定しながらというのは、現下、非常に国においても
この防災力を高めていくというような観点が出てきておりますので、そのメニューを
今探りながらということで、この辺りへの対応ということを視野に入れながら事業を
進めていこうということでおるものでございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 私は先に何でアスファルトにするのかということだけです。

次に行きます。全員協議会で説明するのが今年の 6 月頃なのではなく、なぜ直前であったのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 旧警部交番跡地等の利活用については、庁舎機能の最適配置の一環として取り組んでおり、さきの答弁でも触れさせていただいておりますが、構想の初期から一貫して駐車場としての整備ということで、議会の皆様にも御意見も頂戴しながら事業に当たってきております。その間、両庁舎並びに別館のリニューアル工事や新保健センターの現場事務所としても、事業進捗に合わせ活用をさせていただいてまいりました。本年 2 月、出入口や充電スペース等を記した駐車場レイアウトの説明となりましたのは、令和 7 年度予算審議となる 3 月議会の前月の 2 月に全員協議会で説明を申し上げるのを常としているものではございますが、今般、御質問を頂いているのは、議会の方々から最適配置の事柄並びに駐車場の事柄は、より慎重を期して早め早めの御意見、早め早めの意見擦り合わせや調整が必要であるとの御意見のことと存じております。担当してくれている課においても、進捗や準備に時間を要したこととはいえ、その時点時点でより早めに議会にもんでいただくよう御依頼をしていくことが、事業全体としての安心によりつながったと存じております。御指摘を真摯に受け止めております。後日開催されます総務産業常任委員会においても、特に交通安全対策が議論の中心になるものと考えておりますが、公安委員会と協議した結果も踏まえ、委員会において御議論させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 令和 6 年 4 月 20 日の全員協議会の資料に、今後の全員協議会、常任委員会などの在り方というのがあるんです。そこに、「事業着手直前でなく構想段階である早い段階から協議する」と、ここに書いてるんです。その辺をどうお考えになっとなのかお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、答弁を申し上げましたとおりでございますけれども、このことで御指摘を頂いているのはもっと早くということで、この全協の在り方等々で

ということの中身もお持ちいただいて御発言いただいております。こちらを駐車場ということ、また大体の入口等々も含めて、また池の部分、ちょっと今も木々ございますけれども、あの辺りも開墾しましてというようなことでの全体の構想としては、この暦年ずっと御報告を申し上げてきているものでもございました。また、全体の費用でということも、各両庁舎のリニューアル、新保健センター、そして駐車場整備、そしてそもそもの警部交番の取得、基金からの買戻し、これも1億円以上のものがございますけれども、その全体観ということをお示ししている中において、駐車場整備も約1億円近いものにはなるのかなというようなところではあったかと思えますけれども、全体の規模としてはずっとお伝えをしてきている規模を大きく外れるものではない、多少の事業の膨らみというのはもちろんございましたけれども、その部分に関してその構想段階の初期の段階からこれは御報告、また議会の皆様からの御意見ということも頂いてきているというように承知をしているものでございます。

一方、この答弁で私が冒頭に申し上げましたように、議会の皆様からは特に最適配置の事柄、そして駐車場の安全対策等々もあるということにおいて、それはよりもっと早い段階から、新年度予算ということとはいえ、もっと早い段階からそれは私たちに示すということがあるべきなんじゃないのかなということに関しては、その御指摘にもっともっと沿った形ということの進め方が時々で議論をもんでいただけるようお願いしていけばよかったというふうに思う部分としてはございますので、全体としては構想の初期の頃からするということとはしながらというふうにも捉えておるものではございます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 一番最初に言いましたよね。簡潔に分かりやすく説明してくれと。ちょっと今のまた分かりにくくなったんですけど、こういうところに書いてるんですから、これ守ってほしいと思うんです。

そしてもう1つ、先ほどでも町長は、これは大変重要な課題やおっしゃられましたよね、この駐車場整備に関して。言っておられないですか。言いましたよね、さっき。これ、重要やいうのを。副町長、聞いてましたか。言うてはりませんか、重要であるということ。私が優先順位でいろいろ先にと言うたときに、これも最重要の課題やということをおっしゃられましたよね。言っていないですか。その辺聞いときますわ。

○議長（森野 隆君） 重要な課題と町長がおっしゃったかどうかというのを、副町長、確認です。

副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） ちょっと具体的な言葉としては記憶しておりません。申し訳ございません。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 先に私が2番目ぐらいに質問したときに、この優先順位というときに、これも大事な項目であるということをおっしゃられたか聞いてるんですよ。それも言われてないと言うんですか。それやったらまた一から戻りますよ。まだ私、時間いっぱいあるんで、一から戻って聞きましょうか。

○議長（森野 隆君） 町長、どうぞ。

○町長（有村国知君） 1つの単語をこれだけ長いやり取りをしておりますので、副町長職がその単語を具体として言いましたというのは、なかかなテープレコーダーでもないもんですからそれは難しいというふうに思いますけれども、この駐車場の整備ということは大変重要なものであるというふうに私は捉えております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） そこが聞きたかっただけです、重要やということだけを。何も揚げ足取ろうと思ってないですよ。その重要課題やと言うんやったら、この前の全協で出してきたときには協議事項で上がってきて、その前の段階では報告事項でしか書いてなかったというのは知ってはりますよね、町長。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） そこを積極的にということでも恐らくなかったんだというふうに思いますけれども、事前にこの事柄は執行部のほうから、総務部門のほうから正副議長様にもどうしようという、どうしたらよろしいでしょうかというところをしながら、こっちとしてはどうというところが、ちょっとごめんなさい。もしかして生駒政策監にこれ答えてもらったほうがよかったかもしれませんけれども、これは協議ということのほうが一の確であるというふうに、議長、副議長から御指摘を賜ってということであるのはもちろん承知をしております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 総務政策監、何で報告事項で上げられたんですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 先ほどから町長のほうも言わせてもらってますけれども、この件につきましては、あり方のときから説明会ですね、住民さんの。その前に資料づくりのときからもそうですけれども、あの資料を作って配付させてもらった、全戸ですけれども、そういった中の資料のときからも、一応駐車場というところで御協議、御説明をさせていただいて、住民さんまたは議員さんからも意見を頂いてるという経緯がございましたので、こういった中で、いろいろその交通安全の対策とかその辺のことににつきましていろいろ御意見いただきましたので、そういったところをしっかりと反映させていただいた上で、こういうふうにさせていただきますということで全協のほうで報告させていただく予定でしたけれども、先ほどもちょっと町長の答弁させてもらいましたけれども、最適配置のこの事柄につきましては、やはりもうちょっと慎重に取り組んでいく必要があったのかなというところで、深く反省をしているところでございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） ほんで、報告事項で済むと最初は考えてはったんですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 今となっては、しっかりとその部分を考えてながらやらせていただいたほうがよかったのかなというふうに反省しております。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 次行きます。令和7年度に期限を定めて駐車場整備する町長の目的は何であるのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） これまでの答弁で申し上げてきておりますとおり、駐車場の整備は庁舎機能の集約と一体的に進めてきたものでございます。令和5年度から令和6年度にかけて取り組んできました庁舎等リニューアル工事が完了したことにより、駐車場整備に取り組むものであります。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） これは7年度に絶対にしなければいけないことですか。お聞きします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和7年度ということで、もともとの整備をしていく、庁舎等のリニューアルが終わって、その間にはもちろん現場事務所を置いたりとか備品を置いたりとかいうこと、倉庫を置いたりもしておりましたので、リニューアル工事等々が全て完結した後には一体としてこれに取り組むということで御報告をしてきていることによって、令和7年度の当初予算に計上させていただいているというものでございます。絶対にということであるところがすごくポイントにあるのかどうかはあれですけれども、これはやっぱりしっかりと完結していくということが大変肝要であるというふうに捉えている事業でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） もう4回繰り返してるので、これで一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩をいたします。再開を2時55分といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） 午前の村田議員の一般質問に対する福祉政策監の答弁に対し修正の申出があり、議長が許可しましたので、福祉政策監の発言を認めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 失礼いたします。村田議員の予防接種等の公費助成についての御質問に対しまして、各人間ドックの助成額を3,000円ずつ増額した年度につきまして、私、令和7年度と申し上げましたけれども、正確には令和4年度でございました。申し訳ございません。修正してお詫び申し上げます。

◇ 辰己 保君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を続けます。13番、辰己 保君。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。本議会では1問を提出しています。その中で6点の質問を行っています。それでは始めさせていただきます。

す。

障害児の普通学級への通学支援について質問を行います。

昨年12月議会の一般質問で取り上げました障害児の教育支援に続き、3月議会でも取り上げます。Aさんを通して、就学における障壁の改善を求めます。町内において、障害児を抱える保護者の悩みは様々です。愛荘町福祉コミュニティ親の会の設置目的に応えていける行政の在り方の探究として、今回は通学支援に絞って質問します。

この4月に普通学級に就学を希望される障害児Aさんは、自力登校は困難です。御存じのように、発達障害を抱えている者は社会的コミュニケーションの障害や柔軟な対応が難しいという特徴が代表的な発達障害です。周囲の状況、他人の関心に構わず、自分の好みのものに熱中してしまう場合があります。よって、Aさんは就学と同時の自力通学は無理です。そのような障害児に対して、一般的には保護者また家族、親族による送迎をお願いすべしと考えられるのでしょうか。しかし、それは障害児を抱える家庭の状況を知らない人が発する言葉です。Aさんの家庭は、Aさんと両親、そしてその下に2人おられる、こうした5人の家族です。保護者はAさんの下の幼児を保育園に送迎しなければならず、当然、通学支援と重なり、肉体的にも精神的にも負担です。ですから、愛知川小学校の通学バスによる登下校を望んでいる次第です。1月19日に設立された愛荘町福祉コミュニティ親の会の目的の1つになればと質問を行います。

まず初めに、12月議会愛知川小学校の通学バスは、障害児の学びの支援や合理的配慮とは別の趣旨から制度化されたものと答弁されました。合理的配慮とは別の制度での運用と言われたわけで、その制度とは何かをお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 愛知川小学校の通学バスにつきましては、昭和51年度の愛知川東小学校設立や昭和55年度の愛知川小学校新校舎竣工に当たり山川原分校が廃止されることとなったため、当時の関係者が協議を重ねて取決めをされたもので、現在もその取決めに基づき運用されている制度というものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。再質問を行います。

制度で全くそういう、何か聞いていれば、通常の通学バスとは違うようにも聞き取れるし、でも55年当時、確かにそういう状況になったわけで、そのために通学バス

が設置されたということにもなるし、その制度が今でもそういう制度が通用するのだろうかということだけをまず確認をしておきます。こういう情勢が来てるわけで、障害を持ってる児童であつてもそういうことを付度いいですか、合理的配慮をしていこうという時代になっているわけですから、通学バスに乗車できない、Aさんは自力登校ができない、ではどうすれば普通学級に通学できるのか。どのように今、御教示を頂きたいというふうに、2点について、制度が今、通用するのか、その制度は。通用した上で、その通学をどのように確保したらいいのかということを答弁を頂きたいと思っています。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

最初の質問の、今のその愛知川小学校の通学バスの制度が今通用するものかどうかということにつきましては、これは今ここで議論するのが適當かどうかというのは考えるところはございます。当時、関係者の方々が将来のことを考え、そしていろんな熟議を重ねてつくり上げてこられた制度という部分につきましては、それはそれとして重く受け止めるべきものであるというふうに私は考えるものでございます。

それから、ではどうしたらその通学ができるのかということですが、そもそも12月議会のときにも答弁申し上げておりますけれども、このAさん個別のケースについてこの場でお答えするということは適當ではないというふうに考えております。そういうことで、原則的には保護者の責任において子供さんの登校や支援をお願いするというところで御理解を頂くことになろうかと思えます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 個別事例について答弁をできないというのは当然だと思います。でも、私が言いたいのは、その前段で、通学バスがその可否をここで論じることがどうなのか。要するに私も愛知川時代にやられてるときに否定したこともないし、当然、子供たちが遠い距離を徒歩通学するのは無理がある。だから、どの町も迎えに行かせていただくというのは当然だし、私は幼稚園バスでも、長野新田に向かつてくれとかいうので、今やもう幼稚園バスは全ての地域を拾っていくというふうに変化してきたと。だから私はそういうことを申し上げてるので、確かに論じる気はありません、その制度そのものを。変化をしてきているという、合理的配慮のことで論じているというふうに理解をしていただければありがたいし、また最後のところで論じ

たいと思います。

2つ目の質問に行きます。「持続可能な地域に見合った移動手段の構築に向けて研究を進める」との答弁でした、12月議会で。どのような研究を教育委員会ははじめ関係機関で進めていかれるのかをお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） 御答弁申し上げます。

議員が御相談、御支援されておられます障害のあるお子様の通学に当たりまして移動手段の確保を心配されているとのことでございますけれども、愛知川小学校の通学バスを活用することは別の趣旨から制度化されたものであることから、今回、通学バスに御乗車いただくということは大変難しいというふうに考えております。しかしながら、この4月からお子様が進学をされるに当たりまして学校とも既に御相談をされておられるといったことから、保育園、教育委員会など支援に係る関係各課が心配事について相互理解を深めながら、その配慮や支援について、入学前も含め丁寧に対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。教育委員会だけで、もうはっきり言って対応できるものではないとはもう重々分かっています。ただ、学校、園として、その場においては個別の事案を対応していくということは当然あるわけです。でも、その施設に行くまでの課題をどう解決するか、当初言いましたように、その壁をどう乗り越えさせてくれるか。ですから非常に、だから関係機関と研究を進めるといって言うてくれたんで、前回。だからその答弁が、丁寧に対応させてもらうのは研究した結果の答弁だという理解でいいわけかどうか、いやまだまだ課題はたくさんあって研究の余地はあるんだと言ってくれるのか、そういうことでの僕は2番目に問うてるところです。もしそこで簡潔に答えてもらえるならお願いしたいです。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それではお答えを申し上げます。

そういう問いをしたから丁寧に今対応しているのかということにつきましては、従前から一人一人の子供に十分配慮したその支援をするために当然のこととして、学校現場におきましてはそのニーズや、あるいはその障害の状況等について保護者を含め

て建設的な対応を重ねてきておりますので、これは当然持つべきスタンスというふう
に捉えております。ただ、議員も御指摘いただきましたように、その合理的配慮の提
供は議員も十分御承知のとおり、より個別の状況をしっかり把握しながら、関係の者
がどういう方法がいいかというそのありようを模索していくものでございますけれど
も、今、議員が御指摘いただいている部分は、もっと広い部分での総合的に網をかけ
るということであろうかと思っておりますので、この研究につきましては、やはり関係する
課も含めて庁舎全庁的に取り組んでいくということが当然であるかなというふうにか
えてございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 最後の5点、6点目ぐらいにそういうことになっていくん
だと思うんです。今言っていただいたように、職員の皆さんは異動があります。異動
があると、その異動した部署で頑張る、当然ですね。でも、こうした問題は、最初に
言いましたように教育委員会だけの問題でもない、福祉課だけの問題でもない。要す
るに、子育て支援も関わらざるを得ないし、じゃあ事業系はいいのかと言えばそうで
はない。ですから、私は、今言っていただいた総合的な取組になっていくので、皆さ
んはそういう問題意識を持って聞いてほしいというところを強く持っています。

3つ目の質問に行きます。合理的配慮の提供に当たっては、事業者と障害のある人、
もしくはその保護者などの関係者が対話を重ねて解決せよとの答弁でした。この答弁
は通学サービスの視点ですから、ここで言う事業者とは福祉事業者を指していると思
えます。では、教育分野において合理的配慮の提供における教育委員会の役割は何で
しょうか。答弁を頂きたいと思います。教育部分で答えられないというなら関係部署
になろうかというふうには思いますが、答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 合理的配慮における教育委員会の役割は、学校とともに特
別な支援が必要な児童生徒本人やその保護者とお互いの意向と事情を尊重し、相互理
解を深めながら建設的対話を通して、実際の合理的配慮の提供へとつなげていくこと
であると認識しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問を行います。通学バスは、先ほども答弁でもありま
した。その50年当時の話合いによる制度だということです。では、当然、新たな課

題にどう向き合うか。今、教育長も答弁いただいた、全体で考えて行かざるを得なくなる。そういう向き合うかは、合理的配慮の範疇になっていくというふうに思うんです。ですが、やはり待ったなしの課題、即今解決を、その壁を取り除かなければならない課題、これは出てくると思うんですよね。今、初めてそういう問題に向き合っていたいただいたのかもわからない。相談は受けておられたけども、全体で考えてもらうそういう機会はなかったのかもしれない。ですから、この課題をどのように対応するかは、本当に問われてくると思うんです。そうしたところで、本当に皆さんが合理的配慮になるんですが、一体これをどのように考えていけばいいのかということになります。だから、福祉事業所に積極的に通学支援サービス、これを確保するために教育委員会として働きかけられるかどうかは分かりませんが、いろんなサービスがあるのかどうか。先ほどの質問者でもありました、いろんなことを研究するということが大事になってきた、行政の側にも。ですから、私は町として、言葉を変えたほうがいいのかも、教育委員会として働きかけを行っていただけるのかどうか、通学支援サービスをね。これはちょっと答えられにくい部分があるのかもわからない、福祉課のほうがいいですね。じゃあ、福祉課のほうで答弁をもらうわ。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。御紹介いただいております事案につきましては、ちょっと個人的な部分はお話の内容には含められない部分はございますが、一般論としてお話しさせていただきますと、今回課題となっておりますのは、どのように移動を支援するかという部分になるかと思います。福祉の移動に関するサービスにつきましては、行動援護、それと移動支援の2つがございます、両サービス共に介助者が付くというようなサービスとなっております。ただし、行動援護につきましては、介助者の要件といたしまして、行動援護従事者養成研修の終了者で知的障害もしくは精神障害者の直接業務が180日以上の方、それと移動支援の介助者の要件につきましては、移動支援従事者養成研修等を受けている方で実務要件はなしということで、介助者のレベルの違いもございます。要するに、行動援護につきましては、多動の方でなかなか支援がレベルが難しい方、それと移動支援につきましては、言葉の理解等も十分にできて多動ではない方ということで、いずれにいたしましても、移動支援につきましては通学、毎日全てを網羅できるサービスというふうには決まっておりませんでして、例えば保護者の方がどのような最終的な目標を持って本人が通学

できるようになるかというところをお話しさせていただきながら、どの点を制度で補填をするかということを考えながら、通学の支援の必要な部分の穴埋めをしていくというようなサービスの在り方が福祉の制度というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。改めて皆さんに理解をしてほしい。引用するところは、申し訳ないですが、点になります。前後とか無視しています。そういうのも含めて聞いてほしいんです。ちょっと何を讀んでるのかというのもありますが、障害のある子供の就学がもたらす母親の云々とかいうて書いてあるんですけど、母親の立場で心配を、その一節で、「子供の学校生活を開始するためには、登校できる条件が学校生活への順応のための前提となり」という、注意深くこれを讀んでものすごく、だからこそ皆さんに求めているんです。要するに、今言われた、課長が答弁していたように、多動性ではなくて、知的数字という言い方をされるのかどうか、高い方で、そういう移動支援が必要になるという方にしても、この保護者にとっては、やっぱり登校できる条件をつくっていただいて学校生活に順応してってもらいたい、そして成長をしてほしい、これは親の思いですよ。ですから、そのことにどう寄り添えるかということが大事になってきます。そして、もう言葉になるんですが、手帳を持っていようがなかろうが、そういう対応をしなければならないというのが教育関係の事例で出ていました。もうあえて言いません。首振っていただいているんで知っていただいているということを前提にさせていただきます。本当に今や、いろんな家庭があっっているような条件がある。でも、普通学級に通いたい、通わせたい。しかも、障害という認定がされるかどうか分からないと、いろんな様々な状況、立つ位置が違います。その人たちをやっぱりしっかりと受け止める、そして支援をするということが本当に大事になっています。改めて、今言いましたように、登校できる条件が学校生活に順応するという点について、この登校できる条件を何とかこの障壁を取り除いてほしい。というのは、条件があるのも知っています。ですが、本当に切に思います。

これだけ述べて、次の質問に重複していく可能性があるんで、4番目の質問に移っていきます。

「障害福祉サービスの利用に際して障害支援区分認定を受けることが前提であり、区分の段階によって受けられるサービスの種類や量が異なる。全ての子供が通学のた

めの送迎サービスを受けられるものではない」と12月議会で答弁されています。では、Aさんは障害支援区分認定によっては送迎サービスは受けられないということもあり得ます。Aさんの学びの保証は教育委員会にもあるのではないのでしょうか。この点では、特に学びの保証という点ではそうなるんですが、福祉課のほうでこの点については答弁を頂きたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。福祉サービスにおきましては、診断書をもってサービスの利用の該当者とするもの、また障害者手帳の所持を絶対条件としているものがございます。特に、町に事業運用について裁量がある事業については、圏域でその運用方法について足並みをそろえ、圏域内であれば同じサービスを同じ条件で利用いただけるよう調整をしております。こういった場合は、特にサービス利用対象者の判断基準を明確にするため、障害者手帳の所持を条件としております。こうすることによりまして、なぜその方がサービス利用者となったのか説明責任が果たせるものというような認識のほうをしております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 教育委員会にも聞くのですが、令和6年1月17日の文科省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の中の法の基本的な考え方で、「法の対象となる障害者は」、略しますが、「障害者の該当性は当該者の状況において個別に判断されることとなり、障害者手帳の所持者に限らないこと」と通知されています。ですから、今、課長は、手帳の保持が1つの前提条件になる、福祉事業としてはそうなるということです。この点について、文科省のほうは障害者手帳の所持に、持とうが持たまいが限られないよということで、個別の事案によって判断されることということになっていますが、個別事象について答弁してもらうことができないのでちょっと配慮して答弁をもらいたいんですが、こういうケースの場合はどうなるんだろうということを答弁いただければありがたいです。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

学校現場におきましても教育行政におきましても、障害のあるなしにかかわらず、配慮を要すべき子供さん等については全て個別に丁寧に対応するというのは、もう本

当に基本的なスタンスとして確認しているところでございますので、もちろん障害者手帳のあるなしというのは全く不問でございます、全ての子供が豊かな学校生活を送れるように支援をしていくということが大原則で教育活動を行っておるということでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そういうことだと思うんです。ですから、文科省の通知でこれだけを確認をさせていただきます、その立場ですからされてるんだと思います。個別の教育支援計画を明記することが重要とこの中に書いてあったんです。ですから、当然、教育現場は個別の教育支援、先ほどのそういう答弁はそういうことを指してるんだろうというふうに思いますし、この点について確認をしておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 今の御質問は、個別の教育支援計画を策定しているかという問いでよかったかと思えますけれども、もちろんどの学校現場におきましても当然のこととして、この支援計画を策定しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 先ほど福祉課長からの答弁を頂いています。それで、通学を移動支援事業のメニューに入れることはできないのか、まず答弁をしていただきたいと思います。そして、家庭の事情は様々なんで、保護者が送迎したくてもできない家庭も存在するわけで、こうした家庭の場合、また当事者の介助人が必要になります。そういったところで移動支援事業の支援を求めたいのですが、これについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 全国的に見ますと、自治体独自の取組として、障害者、障害児の通学、通所支援をしている自治体があることは承知しております。しかしながら、当町において議員御提案の通学に移動支援事業のメニューを入れることは、現時点では難しい状況であると考えております。それは、当町で全ての障害者、障害児の自立支援サービスを補うことができないため、彦根、愛知、犬上の自立支援協議会において運用していること、また町内で移動支援事業を提供してくださる事業所が少ないという現状があるからです。今回、議員が御相談、御支援いただいているケースの障害の程度や

お困り事の詳細についてこの場で申し上げることはできませんが、この4月から小学校という新しい環境での生活が始まるため、通学以外のところにおいても御心配やお困り事があるかと存じます。その都度、教育委員会をはじめ、福祉課、健康推進課等に御相談いただければ幸いと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。なかなか壁を、障壁をいきなり取り除いて、こちらが求めてもなかなかそれは制度上でできなかったり、まだまだそれを取り除く段取り、これは必要だろうというふうには思います。やはり、でもその4月が間近に来ていますので、その御家庭の思いを少しでもどう酌み取れるかというのは、非常に喫緊の課題。この課題を、何としても解決まで行かなくても、一筋の光といいますか、そういうものが見えてくると安心されるのではないかと、そのことによって、それを聞いた皆さんが皆さんそうは行けないんですが、そうした明かりが見えてくることで、その各家庭の生活が変わっていくのじゃないかなというふうに思うんです。

次の質問に行きます。12月議会で仮に送迎サービスを利用した場合、先ほども少し触れられたかもわかりません。課税世帯は所得割により4,600円、もしくは3万7,200円の自己負担を答弁されました。また、サービスの利用料、上限額があり、軽減支援しているとの考えを示されています。当然、学びの保証は家庭、保護者にあります。同時に、保護者は子供を守る責任を持っています。しかし、家庭及び保護者が子供の思いをかなえ、子供自身の成長とともに自立への道を開けることを願っている、それだからこそ悩んでおられるのではないのでしょうか。悩みにどのように応えられるかを探求できるのは自治体であると考えます。教育委員会としては、福祉に関しては直接関与することができないと考えておられるのだとしたら、それは間違いだと私は思います。障害のある児童生徒とその保護者の目線に立った取組を創意工夫するのも自治体であり、それを担うのは教育委員会、福祉関係だけではありません。障害児、個々に検討できる機関の設置を求める提案に対して、当局の見解を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 福祉的課題は多種多様であり、一つ一つを丁寧に分析し、専門的な見地で対応を検討する作業が、課題解決につながる大切なプロセスであると認識しています。よって、固定化された期間ではなく、その時々ケースに応じたチーム編成により、本人のこうありたいという姿、将来像に近づけるよう、支援の在り方

をデザインしていきます。

今回御紹介いただいておりますケースにつきましては個人的なケースであるため個別のお話はできませんが、一般的には保護者と関係機関による、まずは会議の開催が有効的に課題解決に作用する第一歩になるものと思われます。ここでは主治医の意見や現在の通園先の状況も加味しながら、本人の通学や学校生活の在り方の最終目標を定め、それに必要な支援、利用可能なサービスを当てはめていくことになります。また、保護者も含めた関係者の役割分担による支援も重ねていきます。障害をお持ちの方のケース会議は、その人生を左右する大きな決断をすることが多いと思います。本人や家族の思いに制度の活用や周りの支援がうまくリンクし、町が目指します誰も取り残されないみんなが主役の社会へをテーマとした地域創生社会に向けた提案ができればと存じます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 1ついろんな障壁があります。それを1つでも取り除きたいと思っています。その中に、子供の通学支援に使えるというもので、特別支援教育就学奨励費を活用すれば保護者負担は軽減できるのではないのでしょうか。教育委員会の答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） 御答弁申し上げます。

特別支援教育の就学奨励費につきましては、小中学校の特別支援学級に在学する児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を給付するというものでございます。まずは個々のケースに応じてアセスメントや対話を進めさせていただきながら、配慮の内容でありますとか方法を検討することであり、現時点におきまして即座に判断をさせていただくものではないということで御答弁申し上げます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問をしていきます。個別事案によって、当然ケースバイケースになるんだろうということが言われてるんだろうと思うんです。じゃあこれが適用できるという前提で話をします。愛のりタクシーを、これは予約すれば来てもらえるわけですよ。この場合の負担を要するにしてもらえるのかどうか、対象になるのかどうか、その奨励費に、こういうケースの場合。これは受けられるという前提でしゃべってます。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） ありがとうございます。通学費ということになるかと思います。この中で通学費として定義をしておりますのは、児童または生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費ということで、ここで上げさせていただいておりますのは、他の市町の状況等もお聞きしております公共交通のものに対しての定期代とかそういうものというような解釈になっているということですが、現時点におきまして、愛荘町においては過去にも給付の実態としてはないというところがございますので、その辺についてはいろいろと検討させていただいてということになるかと思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 実績がなかろうがあろうが、そんなんはいいんですよ。要するに、その個別事案において行政が寄り添えるかどうかの話をしているんです。だから、実績は、読んだら、それは所得の区分によって確かに違います。だから、障害を持たれて、じゃあどうしても今現在は介助人は誰かが付かざるを得ないとした場合、要するに愛のりタクシーは使えるんですね。愛のりタクシーの担当でまず聞きますわ。要するに、どんな町民さんであろうと予約をすれば利用はできるという、できますね、確認しておきます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 愛のりタクシーの利用に関してでございますが、身体障害者手帳、また療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、またその介助者については通常運賃のほか、定期券の額の2分の1が割引され、経済的な負担が軽減されるという制度がございます。また、車椅子の方が愛のりタクシーを利用いただくことは可能です。ただし、運転手が車椅子の積み下ろしのお手伝いはできますが、乗り降りの介助をすることはできず、介助者が同乗する必要があるというような状況になっております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 非常に前向きな前進の糸口を私自身が答弁で感じました。できるかどうかはまだまだ簡単には言えないんですが、要するに乗降に対して介助を

することはできない、車椅子をその人自体が乗せることは可能ということなんですね。ということは、学校に着いたら、ちょっと先生に負担かけますが、介添えをしていただくということになります。家へ帰る、どこに付いてもらえるかちょっと分からない。要するに、ドアツードアではないわけで停留所がありますので、その問題はまだちょっと残るんですが、使うことが可能になったと、その費用は福祉タクシー等が適用していろんなことがあります、要するに私はこの制度を何としても使ってほしいと、国の制度を使おうじゃないという提案ですよ。要するに、特別支援教育、就学奨励費をやっぴりもう一度研究していただいて、これで移動支援というか、教育、学びの支援をするということを検討をしていただきたいというふうに要請しておきます。

そして、町長にお願いが、聞きたいことがあります。今言いましたように、いろんな部署に関わってもらわないと、この問題は解決しないんです。これは、このこと自体が私は1月19日に設置された親の会の、私はその寄り添える事業に、町になれるんじゃないかなというふうに思ってるんです。ですから、町長は、今この間いろんな人がしゃべってるんですよ、各課に。これは原課でしゃべるだけで横のつながりがひとつも持てないんですよ、この間苦労してるのは。ですから、町長の音頭で、こうした障害児を持たれている保護者に寄り添う、別に児だけでなくでもいいんですがね、障害者も含めてになるかもわかりません。でも、今即今は、細かい子供さんの対応を親の期待に応えて頑張ってもらおうという点で、行政の中にそういう対策委員会、検討委員会、これ教育長は読まれてるから知っておられると思うんですが、そういうものを立ち上げて協議をしていってもらおうということも提案されているので、町長がここで即今、4月が近いですからそういう研究機関を立ち上げてほしいんやけど、立ち上げるというぐらいの答弁が欲しいんですが、どうでしょう。協議機関、関係する協議機関ですね。誰かつくってもらわないと、子ども家庭センターがそうになっていくのかそれは分からないけども、やっぱり町長が音頭取ってくれなかったら、これ動かないですよ。町長の決断で大きく変わりますんで、ちょっと町長の強い答弁が頂きたいと思って、これで質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。辰己議員、今回、議会質問ということとさせていただいております。個別のケースの方ということもあって、担当課のみんなもどこまで議場においてお話をしていってよいのかという加減がなかなかちょっと難

しいもんでもございましたので、ちょっともどかしさはそれぞれ担当課においてもまた辰己議員においてもおありであったのかもしれませんが、このケースの方に関しまして、しっかりと教育部門、また福祉の部門もコンタクトを取らせていただいて、また御家庭の思いということも深く拝聴した上で、必要な対応を取っての4月を迎えられるような算段であるというふうに理解をしているものでございます。

それらを全て踏まえた上で、辰己議員から親の会皆様の設立総会、私も来賓でお招きも頂いて本当にうれしかったことでございますけれども、様々時間の経過、また社会の成熟度とともに、いろんな対応ということの能力も増えてまいります。その部分においても、町行政として、今まで来から全力でそれぞれの命、それぞれの歩みに当たってきておりますけれども、不断の点検ということをしていくということが肝要でございますので、各課の連携をより密に、また保護者の皆様の思いということもしっかりと拝聴をしながら、またちょっと付言すると、保護者の皆様も本当によくおっしゃってるのは、決して全て行政でやってくれというようなことではらっしゃらないというのはお教えも頂いています。その事柄をよくよく共に承知をした上で共に歩んでくれる行政であってほしいということをお教えいただいているとおりでございますので、不断の点検ということを重ねて共にまいりたいというふうに思うものでございます。ありがとうございます。

○13番（辰己 保君） 組織づくりの音頭を取ってくれるかどうか。

○町長（有村国知君） に関しては、不断の点検ということ、親の会の皆様も設立をされましたので、よりその成熟したものに出示していくように努めてまいりたいと思うものでございます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 4月からというようなことで、危機意識を持っていたいということはよく分かっている中で1点だけ、これまでの答弁でも申し上げておりますけれども、従前より各学校、教育行政におきましては、障害の状態であるとか、あるいは教育的ニーズの把握に努め、本人や保護者との対話を重ね、専門家や関係機関との連携も図りながら、有効な指導、支援、教育環境の整備等を柔軟に行ってきたところでございます。その中でも、特にそのプロセスを組織的に丁寧に行うことが結果として必要な合理的配慮の提供につながっていくというふうに考えておりました、既に紹介しましたように、各学校におきましては、管理職や特別支援教育コーデ

ィネーターをはじめ、ときには専門家、あるいは関係機関等も加わっていただきまして、校内特別支援委員会、教育委員会を機能させているというところがございますので、今般のケースにおきましても何ら変わることなく、今後その校内委員会の中で、もちろん御本人や保護者の方のいろんな声も聞きながら、どのような形がより効果的かというところをまずもってしっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

◇ 小菅久宣君

○議長（森野 隆君） それでは、2番、小菅久宣君。

2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。一般質問を行います。

1つ目は、役場庁舎東側駐車場工事、農業の担い手対策、町の予算の配分の在り方と、3項目について一般質問いたします。

役場庁舎東側駐車場整備工事、本年令和7年度愛荘町が誕生し20周年になろうとしています。記念式典の催しや、国スポ・障スポでアーチェリー競技大会が行われ、大変行事が多く、町としても歩んでいる記念すべき年になろうかと思えます。ここ3年、庁舎統廃合の事業が一步ずつ進んだ形をなし、昨年9月庁舎の統合、今年2月秦荘支所としてのリニューアルとして開庁しました。また、旧警部交番を解体し、跡地を駐車場として活用、現在、砂利敷きでの駐車場として整備されています。今回、再整備の形で、令和7年度庁舎東側駐車場整備工事がアスファルト舗装での事業が上がってきています。イベント等の開催の会場としても利用すべきだと思っています。しかし、愛荘町役場周辺整備として総合的に全体整備としてあるべき姿、町執行部としての考え方、また住民利用者利便性を、また全員協議会での議論してきた内容等をまとめて考えた上での整備の計画スケジュールをお示してください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） これまで駐車場整備を進めるに当たり、現警部交番の移設や道路横断の安全対策など、近隣の皆様から様々な御意見を頂戴してきました。頂いた御意見に対し、対応ができるのか、またできないのであれば別の対応策はないのか等、内部検討を行い、事業実施に向けた取組を進めています。こうした中、昨年9月に全ての課を本庁舎に配置したことによりまして、来庁者をはじめ、公用車、職員の車の駐車場を確保することから、その事業費を令和7年度

当初予算に計上させていただいたものであり、庁舎機能の集約と駐車場整備は一体的な計画として進めているものでございます。

整備計画スケジュールといたしましては、令和7年度予算成立後、直ちに入札公告を行い、落札業者を6月までに決定し、6月議会において契約締結、議決案件を上程をさせていただき、令和8年1月までの工期で整備したいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ありがとうございます。ちょっと勘違いというか、整備スケジュールを7年度に、予算成立後6月議会という話を、今、聞かせてもらいました。そういうスケジュールもスケジュールなんですけど、私の言ったスケジュールの話は、全協のときにいろんな話が出ました。栗田線の右折だまりの話とか、警部交番の話とか、町道の移転とか、そういう話があった中でのこれアスファルト舗装になってると思うんですけど、これいきなりアスファルト舗装じゃなくて、そういう順次やってきたうちのスケジュールはどっちが優先順位が先になるかというのは今度はそっちになるかと思うんですけど、そういう中でのこの駐車場舗装という形、そっちを飛んでしもうたらあかんよということを私が言いたいので、その辺のところをもうひとつ詳しく答弁願えませんか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。先ほど来から町長のほうからも御説明のほうをさせていただいているんですけども、今回の駐車場につきましては、庁舎の集約を考えていく中で、あり方検討会の中でも御議論いただきましたし、その後、住民への資料提供、説明会等もさせていただいている中で、一貫して駐車場整備というところでございました。その中で、過去から御意見を議員さんの中からも頂いておりまして、先ほど来、交通安全対策を中心にいろいろと御意見を頂いております。その中で、先ほども将来的に町道をまたいでいるところを何とか一体的に利用するというのを提案させていただいている中で、愛知川栗田線と東部開発線の右折だまりをしっかりと確保しつつ、その部分については今後進めていきたいなというところと、それと先ほどもちょっとありましたけれども警部交番の移設でございます。これにつきましても、土地取得するところにつきましては、そういった話のほうを県警の方にもお話をさせていただいている中で非常に厳しい御意見を頂

いたというところがございましたので、町といたしましては、その部分については今すぐにという対応はなかなか難しい中で今のその駐車場整備については一旦御提案させていただいたという部分でございますので、御理解いただきたいと思います。と思っています。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。そういう全協の中での話をあったということ度を外視にしないで、やっぱりそういう会議の中でそういうことがありましたので、それで駐車場として成り立って解体されたという前提の中で、優先順位はどっちが先かどうか分からないですけど、その中でのスケジュールの中の 1 つとして付け加えておいて議論の中に残しといてもらいたいと思います。

次の質問に行きます。工事の概要や計画平面図をお示しした内容で、1、水路工、2、防護柵工、3、構築部撤去工、4、アスファルト舗装工、5、電気工事費の予算額が1億3,500万円と示され、工事スケジュールの予定、概要が、駐車場台数228台とAV電気スタンドが計画されてきています。この工事計画の企画設計会議はこの段階まで周知し、決定、承認されているのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 駐車場整備については、庁舎等リニューアル工事完了後に整備していくこととしておりまして、今年度に入り、経営戦略課内部において設計業者を含めて協議を重ねております。この工事に係る庁内部での計画決定については、新年度予算編成と並行して、各政策監を含めた幹部会議等で協議を行い進めてきたところでございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。協議を重ねてきた、もちろん協議を重ねてきたからこういう議論の中に上程されてきてるんやと思うんですけど、ちょっと私が心配してたのは、前回12月議会でしゃべらせてもろといた相談室、あれほんまに上まで意見が行ったったのかなというのが心配するところで、できてからしか分からないというような感じ、誰が相談できるかなというような形に、ガラスもないし、色は違うしというようなところ辺がこの中ででも出てきたらかなんのよねというところ辺が心配するところで、しっかり図面なりそういう設計なり、そういう中で出来上がってからでは遅いので、今度も今度も。そこら辺もしっかり共有して議論されているのかというところが聞きたかったのであって、その辺のところもしっかり答弁願います。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。庁舎リニューアル工事につきましては、工事内容が新築ではなくて改築工事であったということもございまして、変更工事等もございました。設計段階での、議員さんからも御指摘を頂きましたけれども、調査不足等の指摘もございました。ただ、工事を進めていく中で突発的なところも多々出てきておりまして、想定してないところもございまして随時協議をさせていただいたところというところでございます。御心配いただいているところにつきましては、今回につきましては時間をしっかりとかけて協議をさせていただいているところもございしますので、御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。警部交番を解体するときからでも、幾つもアスベストの話もありましたし、今先ほど言いました相談室の話も、出来上がってからはしか分からなかったというようなことにもなってますし、その辺のところをしっかりと共有議論、内密な設計の中でのところ辺をしっかりとしてもらわないと、またおかしくなってきたら再予算とかどうやとなってくると困るので、そういう質問もさせていただきました。

次の質問に行きます。現在、砂利敷きの駐車場を見ていると、庁舎東側の目の前の駐車場は職員専用の駐車場にしか見えない。来庁者駐車場は目の前に看板を示されているが、住民の自家用車等で来庁誘導にかけ、通り抜けてしまい、駐車場の正面玄関になります。設計平面図を見る限り、駐車場ラインを引いただけで誘導についてはどうなっているのか見えない。自家用車等で来庁誘導についてどのような企画設計会議をしたのか、会議内容をお聞かせください。誘導についても詳しく説明をお聞きしたいです。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 役場本庁舎等にお越しになる方の駐車場については、本庁舎や別館、保健センターへ安全に移動していただけるよう、庁舎前や商工会側、別館及び保健センター裏側に止めていただくよう案内誘導をしております。一方、本庁舎東側駐車場については、その多くが公用車及び車で通勤している職員の駐車場として使用しております。新年度予算において東側駐車場を整備した後に

においても、別館や保健センターに来られる方については、現在と同様に別館及び保健センター裏側の駐車スペースを優先的に案内誘導をしております。ただし、整備後において東側駐車場を利用されることも想定されますので、そういったときのことも考え、交通安全対策等については今後も公安委員会等と協議をし対応しております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。今の答弁の中で、交通安全対策を考えると、前の駐車場、保健センターの裏横等々に駐車するように誘導していますと。今、舗装するという東側の駐車場に関しては、基本的には使わないでくださいというような意味にも取れたんです。それでも整備後においては東側駐車場を利用される方を想定されるので、その点についても安全対策をとというようなふうに答弁を聞きました。けど、誘導は正面、保健センター等は案内等でしますけど、目の前が基本的には職員の駐車場なんやということを言うてはるんやと私は思います。それでも利用される方があるので、その部分に関しては住民駐車場として何台かは取りますというようなことでよろしいんですね。よろしいんですね。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） ありがとうございます。

次の質問に行きます。では、今の質問の中でも、東側の駐車場で駐車台数が 22 8 台と計画されている。職員の駐車場スペースは何台確保し、来庁者用の駐車場のスペースは何台どこの位置に確保されるのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 来庁者の方々には、駐車場前の道路を渡っていただく労をおかけしないためにも、またより安全に御利用いただきたいという思いで、庁舎前や保健センター裏などの敷地内に駐車場を確保してきております。このことから、公用車や町職員の車は現在もそうですけれども、庁舎周辺の敷地内でなく庁舎から離れ、道路を隔てた場所に駐車しているところでございます。現在の利用状況を見ても、来庁者の駐車スペースについてはおおむね支障がない状況であると考え

えております。なお、東側駐車場の整備後の利用状況によりましては再度検討する必要があるとした上で、現時点では別館保健センターにより近い位置に10台程度の来庁者用の駐車区画を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。10台程度というふうに答弁を聞きました。228台のうちの10台やから、職員の駐車場、公用車含めて、これ引き算した数字218台は、そういう公用車と職員の駐車場として考えていいんですよね。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

全て10台以外が公用車職員駐車場ではなくて、若干余裕がありますけれども、おむねそういったことになります。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 結局、そしたら職員の駐車場の台数と公用車は足したら何台あるんですか。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

一応、公用車は今、所有している部分が35台でございます。また、職員が通勤届等を出している部分については183名という部分になりますので、しかしながら職員の部分も会計年度任用職員も含めております。会計年度任用職員につきましては、1週間、月曜日から金曜日までクルー勤務になっておらない職員もおりますので、その辺の部分も含めて、先ほど政策監が申し上げたように、少し空きも余裕が出てくる日もあるということも考慮しておるところでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。トータルで138と35台で173があつて、あと残りは空きますということですよね。その中で、10台程度は住民用の駐車場として確保しますというような形に私は聞きました。スペースはどんな形で、ただ線を引いたあるだけなのか、ここは来庁者専用駐車場ですよというような何か看板等で示されるのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。今の話の流れからですけれども、東側駐車場につきましては積極的な案内看板というのは設置しませんけれども、しっかりと一番近い位置に10区画確保させていただきたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。看板は設置しないと、けどここは止めてええよというようなところ辺は何か示されるんですよね。示してほしいと思います。止めたらかんということではないんやと思いますので。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。今、御指摘いただいたところにつきましては重要な部分でございます。これから検討していく部分でございますけれども、例えば舗装面の駐車区画内に白で来客用という文字をするのも1つの例かなというふうに思っておりますので、そういったところを御提案いただいたところについて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 続きます。雨水排水対策ですが、必ず民間の開発については、駐車場または一部を調整池として指導する立場にありますが、庁舎東側駐車場整備工事に関しては見当たりません。どのような設計になっているのかお尋ねします。説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 調整池の設置に関する協議につきましては、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準により判断されるものとなります。取扱い基準における前段といたしまして、開発行為とは建築物の建築または特定工作物の建築などを行う目的で、土地の区画形成の変更を行う場合に協議が必要となります。この基準の開発行為に該当しないものとして、建築物の建築等を伴わない駐車場は該当しないと明記されているところでございます。このように、開発行為に基づく協議が必要ないものとして判断させていただきたいのと、旧警部交番及び警察官舎が存在したときと同じ配水の放流先としておりますので、調整池は設置しない計画をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。法的には設置に関することは出てないという話です。けど、雨が降りゃあ必ず水は出ていくんですよ。水はかみしみに流れるんですよ。下ほど水があふれてくるんですよ。その最たる例が 8 号線沿いの工場地帯のところ辺が不飲に流れて、不飲の雨水が急に上がってくる。不飲川の不飲の橋のところ辺は水がなかっても、あっち下へ上がるとすぐすぐ上がってくる、下のところの洪水対策ができてないというところ辺が問題なんですけど、つくし保育園のところも駐車場が調整池代わりになって大井寺川のほうに落とされるようになってます。また、長野のスポーツ公園、あれも 1 つ調整池として持たされて、ちょろちょろと流れるようになってます。これもう一つ上ですよ。そういう機能があってもいいのかなという私の素人考えなんですけど、上ほどそういうことをせんことには下に流れていくよというところ辺でこういう質問をさせてもろてます。以上です。どうですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。ちょっと回答に困るところもございますけれども、私も基本的に農業をしておりますので、今、小菅議員がおっしゃることについては理解はさせていただきたいと思っております。駐車場のことだけを見るのではなくて、行政としてはもっと先を見据えた対応をしろとおっしゃってるのかなというふうに思っております。私も専門的なところにつきましてはもうこれ以上申し上げることはできませんけれども、今、小菅議員の御意見としてお伺いのほうさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。私の思いはそういうことがあってこういう質問をさせてもろうてますので、どっかで念頭に置いといてくれればありがたいかと思えます。

次の質問に行きます。農業の担い手対策、1 2 月議会では割愛をしましたが、質問事項である農業の担い手対策について一般質問します。私の一般質問において何回か農業問題を質問してきました。執行部においての答弁に、「地域計画の事業が始まります」と聞いてきました。5 年、6 年において 10 年後の地域未来図を描きなさいという事業です。集落単位での計画を進められていますが、もっと大きく小学校単位で、最終は愛荘町単位での議論、協議をしなければ耕作している農業者に周知が難しいの

ではないか、何かそういうような意見を述べてきました。限られた日程、地域計画の策定ができるのか、また進捗状況はどのような状態になっているのかお聞かせください。地域計画の進捗状況はどのような状態ですか。答弁願います。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 大字単位での地域計画として41地域中、農業振興地域の農用地、青地がない1地域を除く40地域の策定を予定しており、令和7年2月末現在、27地域で地域計画の策定が完了しています。残り13地域中12地域は3月中旬、1地域は3月末を予定しており、今年度末には40地域の策定が完了する見込みでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。次の質問に行きます。

ただいま40地域の策定が完了というところで、集落単位での計画を小学校単位で、最終は愛荘単位でという議論の考えは、集落への耕作に携わっている農業者に伝えられる場がないのか、個人で地域計画を立てていかななくてはならないのかお聞きいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 地域計画の策定が完了した地域においては、各農業組合長に通知を行い、農業組合長から地域の方々に周知していただくものとしております。そのほか、町ホームページにも掲載をし、町内外の方々にも周知してまいります。また、滋賀県愛荘町農業委員会、滋賀県農地中間管理機構等の関係機関についても情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。2番、小菅です。農業組合長から地域の方に通知する、地域の中の農業組合の中にいてる人間はよろしいよ、聞いたらいから。よその農業組合のところまで聞きに行かなあかんのか、またわざわざホームページで、自分の地域計画はどこまでよそが作つかはんのかというところ辺まで見に行かなあかんのか、その辺どうなんですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほど、地域の方、地域の

農業組合長様に通知をとというようなところでございますが、農業をしていただいておりますのに周辺の方々が隣の集落へというようなところ等もございますので、周辺ちょっとどこまでというようなところには申し上げられませんが、周辺のところも含めてそういった周知を農業組合長さんのほうにはさせていただくという予定でございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。誰もそんな教えに来てくれないうですよ。7 集落、8 集落あっても、「あんたどこ、こうしたさかい、こうですよ」ということは誰も言うてくれないうですよ、そんなこと。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 今申し上げましたとおり、周辺のところには通知をさせていただくというところ、先ほどの繰り返しになりますが、町ホームページなりでも公表、周知をしてまいりますので、またそういったところ不明でありましたら、また農林振興課のほうにもまたお問合せいただければと思っております。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。ホームページに誰の誰べえがここに書いてあるということが全部載せられているのか、その辺どうなのかなというところ。それと、絶対よそから聞きにいかんと、自分から聞きにいかんことには、よそが策定された自分の作ってるところが、誰がどうしてそうなったのか、横のつながりが私分かってないんですけど、勝手に農業組合が色を塗らはったんですか。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 御質問いただいている部分につきましては、各集落ごとの地図なりが全てホームページに作成された後は載りますので、集落ごとのものを見ていただければ全て分かるのかなというふうに思っておりますが、そういったことではないでしょうか。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 名前まで載るのですか。地図上の中で。

○議長（森野 隆君） 質問ですね。

○2 番（小菅久宣君） はい。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 各字で作成していただいた地図そのものが基本的に載りますので、名前というより、認定者が誰々とか別の表記にはなったりしていますけども、見ていただいたら分かるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） ありがとうございます。よそが作られて、今作っているところが、うちがここにこうなると、実際耕作している人間には分かってないよね、相談にも来てないし。その辺が、自分の集落は分かりますよ、自分の集落は自分の集落を大体描いてますので。よその集落へ行ったら、誰がどの農業組合がどう塗ってるというようなことは分からないです。だからそれはまた聞きに行くとして、次の質問に移ります。

地域計画において担い手問題が解消されるという答弁も執行部から聞いております。農地の集積、集約された農地の名前も明記された多様な担い手をつくる施策や農業者に対して農業経営を継承するのが、担い手政策の事業をどういう、町としての愛荘ビジョンをお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 当町では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しており、担い手の確保、育成について基本方針を定めています。基本方針として、地域の農業の維持発展に向け、担い手を確保、育成するために、集落、地域での話し合いに基づく地域計画の策定、実行を推進するものとしています。この基本方針に基づき、現在、各地域においておおむね10年後の農地利用の姿を示す地域計画を作成していただいております。農地の集積や集約、担い手の確保、育成について話し合いをしていただき、実情や課題を整理し共有していただいております。また、湖東地域農業センターのもとで、隣接する市町とともに、農業協同組合、農業共済組合、愛荘町農業委員会、滋賀県等の関係機関と連携して、農地の適切な利用と担い手の確保、育成に向けた地域ごとの徹底した話し合いを推進するほか、先進農業、先端技術の導入、農業経営に係る相談会や複式農業簿記の研修会など、営農組織等に対する支援を行っているところです。今後も農業の将来を担う幅広い人材確保に向け、農業の魅力を発信するとともに、雇用されて農業に従事する方、定年退

職後に農業に従事する方、他の仕事とともに農業に従事する方など、農業生活に関わる多様な人材に対し、地域に定着し活躍できるよう、必要な情報の提供、受入れ体制の整備、研修等を行い、関係機関と連携しながら支援を行ってまいります。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。愛荘町のビジョンをお聞かせくださいと、担い手対策事業としてのビジョンをお聞かせくださいという問いをさせていただきました。その中で農業経営に係る相談や複式簿記の研修会など、複式簿記の研修会が担い手を育てる、今、高齢化して75ぐらいの人、これから10年したら85になろうとする方々に対して研修会と相談会と複式簿記の研修会がなされるんですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 1つの手法としてということでございますが、今、小菅議員おっしゃっていただくように、まずもってこの今の農業の状況というのは小菅議員一番よく御存じかと思うんですが、やはりこの先がどうなっていくのかというような心配が多々あるかと思います。そういったところで、さきに申しあげました農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのを策定してございますので、それに基づいてというようなことでございますし、今の簿記の研修というのは1つの手法ということで上げさせていただいたところでございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。若い人、担い手をつくって相談や複式簿記や研修会を行うのが手段であって、それが無いのに先これを持ってくるのは私はおかしいんじゃないのかなと。いかにこの受入れ体制の整備、研修等を行うというそういう人をつくるということを先にして、それから相談会やその人が成長していけるように担い手として育っていくように複式簿記や研修会をしていく、それが私は後やと思います。先にその担い手となる人をつくる、この受入れ体制整備をするのが先じゃないのかなと思いましたけど、そういう答弁では答弁になってないと思います。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 申し訳ございません。今、小菅議員おっしゃっていただきますように、地域計画の中でいろいろと皆さんで御議論を頂いて、一番、今おっしゃるような若い方であるとか女性の農業者の参画というところ、非常に大切になってこようかと思います。その後入ってきていただい

た後に、今、小菅議員もおっしゃっていただくようなことの取組も進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 地域計画が人をつくるんじゃないんです。地域計画に名前を付けられた人は、そこで地域の 10 年後の先を見て頑張るんですよ。ここへ次にいれてくる人をつくるんですよ、10 年後にまた。今、85 にならばる人に対して、ここに新しい人材を入れてくる仕事をせんことには、この研修会と複式簿記も何も役に立たない。それを、いかに受入れ体制をどんな形でつくっていった若い人を引っ張ってくるかということをしんことには、人はつくれない。その辺がちょっとこの答弁には欠けていると思います。

次の質問に行きます。社会構造の変化により、農村集落も変化し、経営が合わない物価高騰の中、高価な機械、肥料、農薬資材、多くの家族経営農家の離農が始まり、集落機能の低下も問題視しなければなりません。認定農家、集落営農は協業化で今まで来ている。集落営農も高齢化、継承も問題視し、真剣に問題視しなければ大変なことになる。議論の場をどうする。何もしないのか。農村集落の経営、地域の継承をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 地域計画は地域で話し合いを重ねていただき策定されていますが、策定の過程において農業者の高齢化など、地域ごとの課題についても共有をされているところです。地域計画で策定された 10 年後の農地利用の目標や課題等の解決に向けて、引き続き地域で話し合いを重ねていただくことが重要と考えています。町としましては、今後、滋賀県東びわこ農業協同組合、愛荘町農業委員会等と連携し、営農組織の広域化や担い手の確保等、地域の課題に関して定期的に議論を図ることとしています。また、担い手を育てる施策として、先ほどの答弁でもお答えしましたが、農業の将来を担う幅広い人材確保に向け、農業生産に関わる多様な人材に対して地域に定着し活躍できるよう、必要な情報の提供、受入れ体制の整備、研修等を行い、関係機関と連携しながら支援を行ってまいります。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。答弁の中に、受入れ体制の整備研修等を行い、またそういう話し合いを重ねという議論の場は、今ないんですよ。してないんで

すよ。これ、答弁の中で言うてるだけで、いかにするというのが私見えてない。どこでそれをなされるか、ちょっとお答え願います。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 今回、地域計画をつくっていただきまして、検討委員会等も何回かさせていただきました。そういったことも踏まえて、今後、来年度以降につきましても、その組織関係、先ほど政策監が述べた関係機関、滋賀県、東びわこ農業協同組合、農業委員会等の関係者を募りまして、引き続き来年度も役場等の会議室で検討会を議論、またしていくつもりでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。これ、3 年前もこういう同じ話をして、関係機関と議論して答弁してということになって、まだできてないということは、その辺が、どこの場所やということもこれからやということ、ここ 3 年間どうなったのかなということにも私、疑問に思います。私はそういう場が、やっぱり農業者がいる農遊倶楽部等でそういう話ができればなというふうに思うし、また農業委員会でも私、何回かそういう農業委員の立場の中で、そういう転用ばかりの話じゃなしにもっとそういう農業問題に対して議論の話ししようやなかと言うたこともありますけど、そういうこともなされなかったさかいにまたこういう話をさせてもらってます。そういうことをやっぱりどっかで議論する場所をしっかりと求めていきたいと思いますので、しっかり議論の場所をするかせんか、よろしく願いいたします。答弁願います。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 先ほどの答弁で申し上げさせてもらいましたとおり、引き続き令和 7 年度からこういった形で進めていくということでお答えさせていただきます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） この 3 年間なかったということも確かですし、しっかりとこの議論の場、どうするんやという場所を協議する場所をつくってもらいたいかと存じます。

次の質問に行きます。町の予算配分の在り方。庁舎統合や長寿命化、また高度成長

期に整備された下水道等インフラ整備、農地等や農用地施設の補修、修繕が回ってきています。また、整備されていない一級河川、普通河川の費用、町の財政の整備計画、予算配分はどうなっているのか。整備の遅れているところの順位は普通の水準に達しないまま、整備順位はいかなるものか。町の優先順位予算の配分の在り方についてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） お答えします。

予算の優先順位や配分の在り方につきましては、予算編成方針に従い、各課が必要と考える施策や事業、国の施策との関連性や国・県・団体等の動向、特定財源の有無などの観点から施策や事業の必要性を審査して、町長査定をして実施を決定し、優先度の高いものに重点的に予算配分を行っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 優先度の高いもんから、優先順位という話も聞きました。予算というのは限られた予算です。皆、こうしてインフラ等、高度成長で造られたもの等についてはいろいろな問題が出てきている、そういうところ辺でこの庁舎の長寿命化なり統廃合なりなされてきているのが今現状で、まだ、農地、道路等もちゃんと舗装されているところ、河川も護岸が整備されているところがあるんですけど、今まだ、いまだにまだ護岸整備もできていない普通河川、今日も中川議員のほうから長野東の話が出ました。北川工務店のところからずっと長野東に行くところ辺、いまだにまだ素掘りの川、今日は河川愛護の中でしゅんせつという話を聞かせてもらいました。しゅんせつというのは川掘りしようかというだけの話であって、護岸工事じゃないんですよね。そこの草刈りとか整備とかいうのは、高齢化にもなってきているし、その辺のところはいつまで経ってもしゅんせつだけで終わってしまう。普通に整備されたところと、いまだに順番待ってまだできてないところのこの温度差はいつまで経っても解消されない、その辺の優先順位というのはどうなっているのか。単なるうちの地域でいくと、外周道路、2号線、3号線のところ辺においても30年前から申し出てまだできてない。これ、優先順位で何なんというところ辺。優先順位が急に変わって、去年、今年はなくなるという話。優先順位はどういう優先順位で執行部のほうが考えられてるのか。この普通の状態に達するまでせめて進めてほしいというのが私の優先順位の話なんです。ちょっとその辺のところの優先順位を答弁お願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。まず、各事業を把握しているというのは、各所管ということになっています。その中で、今おっしゃったような各事業が、それぞれ優先順位は中で付けてると思うんですけど、それについてはやっぱりいろんな理由があると個別に思っております。政治的なところも含めてですけども。そういった中で精査をしていただいた中で、予算編成の方針というのがございますので、これに基づいて各所管が上げてくるということになります。その中で全体で査定をさせていただくのが、町長、副町長、私たちということになりますので、原課等も含めてですけども、そういった形、順序でさせていただいているということだけは御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。順番に優先順位が回ってくるのを願っております。それなんですけど、所管に言うとは財政があかんといいよったと、財政に言うとは所管は一生懸命精査してくれてはんねやと、どっちに言うたかっても言い訳にしか私は聞こえないんですね。この間もその話をしました。担当課は財政に切られたと、何ぼでも上げさせてもらいますと、財政に切られたと、財政の中の優先順位があるから。財政のほうにそれを言うと、原課のほうが一生涯懸命優先順位を決めて上げてきはったんやという話を聞きます。お互いが言い合いしているだけで答えてきいひんですよ。しゃべってる人間には、お互いが言い訳してるんやなとしか答えてこうへん。だから、その辺をしっかりと優先順位の基本というのは何なんやろなど。何年経っても30年経ってもでけへんでも、優先順位は30年経ってもでけへん優先順位なのか。もう昔からの素掘りの川でしゅんせつしかできないところはしゅんせつなのかというところ辺を意見させてもらいまして、私の一般質問を終わります。その辺よろしく願いいたしまして終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） ここで、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長を行います。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩をいたします。再開を4時55分といたします。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時55分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。一般質問をさせていただきます。

今回は介護報酬改定について、PFASについて、ごみ減量化にいての3項目について一問一答で行います。では始めさせていただきます。一般質問を行います。

まず初めに、介護報酬改定について質問します。2024年度の介護報酬改定は1.59%で、プラス改定となりました。内訳は介護職員の処遇改善分がプラス0.98%、その他の改定率がプラス0.61%です。その中で訪問介護の基本報酬が2から3%削減されたことは、経営難にあえぐ訪問介護事業に大打撃を与え、介護の基礎崩壊を加速しかねない重大問題となっています。1月10日付の赤旗によると、高齢者の在宅介護を支える訪問介護事業所が一つもない自治体が、昨年末時点で全国107町村に上ることが分かりました。半年間で新たに10町村が事業所ゼロとなりました。自公政権による2024年4月の介護報酬引下げ後、事業所の休廃止が加速しています。サービス提供がない空白地域では、高齢者が地域で暮らし続けることが難しくなっています。訪問介護事業所は国の調査でも4割近くが赤字です。特に高齢者宅を1軒1軒回る中小の事業所は、利益を得ることが難しくなっています。訪問介護事業所がない自治体が107町村、事業所が残り1の自治体が272市町村になりました。事業所ゼロと残り1の自治体を合わせると、全自治体1,741市区町村のうちの5分の1強を占めます。

愛荘町での訪問介護事業所とサービスの現状について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 町内の訪問介護事業所は、社会福祉協議会、愛ユーケアサービス、訪問介護ヘルパーステーション紬、訪問介護ステーションえがをの4事業所です。町内事業所の利用件数については、12月サービス利用分で33件です。愛荘町の方が利用されている町外の事業所は21事業所あり、同じく12月サービス利用分で56件の利用となっています。住民の皆さんから訪問介護サービスが利用できないというお声はなく、町内事業所においては受入れ枠に空きがある状態となってい

ます。安心してサービスを御利用いただいているのは、地域のために御尽力いただいている事業所が支えになっているためと認識しております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。今の答弁に対しての再質問をさせていただきます。今、答弁していただきましたのでは、愛荘町は充実している、住民の皆さんが訪問介護サービスが利用できないということは声をお聞きしてないということで、行き届いている状態かなと思って大変結構なことなんです。

それで、次の質問をさせていただきます。訪問介護事業所の廃業の理由として、これ日本の中ですけど、その廃業の理由として、経営難だけではなく労働者不足が大きいということも言われています。それで、愛荘町は廃業はないかと思うんですけど、その事業所内の状況として労働者不足という傾向があるのかどうかについての状況を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、町内事業所は4事業所ございますが、経営難や労働者不足という声はお聞きしておりません。しかしながら、議員御指摘のとおり、廃業される事業所は全国的にはあるものと認識しておりまして、近年におきまして近隣市町の事業所が採算が合わず閉鎖された例を2例ほど把握しております。労働者不足かどうかという点につきましては把握のほうができておりません。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） この訪問介護の受けてる方のことなんですけれども、高齢者夫婦単独の世帯や利用者の方一人暮らしの場合は、訪問介護がなくなったら生活が成り立たない事態になるというふうに考えます。そうならないために、必要なサービスを提供できることが大切です。利用者の方に訪問サービスを提供している事業所個々の状況を把握するのは難しいと思いますが、行政としては訪問介護を利用している方、また御夫婦の方の生活を守れる状況になっていると把握されるのかどうかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。町といたしましても、住み慣れ

たお家でいつまでもお過ごしいただくことは理想的であると考えており、そのために
も訪問介護は重要なサービス提供であると認識しております。現在のところ、幸いに
も我が町では事業所が不足している状況ではございませんが、現状を維持し更にサー
ビスの向上につながるよう、状況を注視していきたいというふうに考えております。
以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。町と事業所のほうが一体になっ
て町民を守っていただきますようお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。先日、介護予防日常生活支援総合事業、また訪問介
護事業と地域密着型通所介護事業を利用されている町民の方に、介護職員等処遇改善
加算の変更についてという通知が渡されたとのことをお話をお聞きし、その通知を見せて
いただきました。これについて2点質問します。

1点目として、介護職員等処遇改善加算の変更についての制度の説明を求めますの
で答弁を求めます。

2点目として、新たな制度への移行に伴い、利用者様の御負担が増えることになり
ますとのことですが、その具体的な説明を求めますので答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 1点目及び2点目の御質問は関係しておりますので、関
連づけでまとめて説明をさせていただきます。介護職員の処遇改善については、介護
職員の収入が低いこと、高い離職率が人材不足の原因になっていることを鑑み、平成
20年に国から介護職員処遇改善交付金として支援が開始され、平成24年から介護
職員処遇改善加算として介護報酬を加算する形に移行されました。よって、介護報酬
に加算されると利用料に反映される仕組みとなります。令和6年の改定では、これに
介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化し、更に
加算率が引き上げられました。このことで利用者負担が増える通知が出されたものと
考えられます。加算額は、介護職員のキャリアや職場環境等により加算率が異なる仕
組みとなっており、サービスの種別によっても加算額は異なります。そのため、どう
いった加算を選択されるかは事業所によって異なります。実際に幾らぐらいの加算額
の増となるのか一例を申し上げますと、要支援1、2の方では、通所介護7時間以上、
8時間未満、単価436円について、事業所がコード5の14、加算率3.3%からコ

ード2の加算率9.0%を選択された場合、加算額は14円から39円となり、その加算額が上がります。実際に個々の利用者負担が幾らになるかは、サービスの種類、介護度、利用時間、事業所により異なりますので、直接事業所へお問合せいただければと思います。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。再質問をさせていただきます。介護予防日常生活支援総合事業に限ってお聞きします。介護予防日常生活支援総合事業は町独自で行っている事業ということになりますが、通所サービスや訪問サービスで複数の事業所を指定して行っていますが、現在、通所サービス、訪問サービス、それぞれ幾つの事業所に委託されているのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。介護予防日常生活支援総合事業の指定を受けている町内事業所は9事業所となっております。通所サービスのみの事業所は4事業所、訪問サービスのみの事業所は3事業所、両方のサービスを提供している事業所は1事業所となっています。愛荘町地域包括支援センターも総合事業の事業所になりますが、こちらは介護予防のケアを実施する事業所になります。こちらも入れて9事業所となっております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁を受けて質問させていただきます。今言っていたように9事業所ということでしたが、そのそれぞれの事業所で介護報酬を設定されているのかどうか、それぞれされているのかどうかということについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。介護報酬につきましては国の基準によりましては町が決定をしていますが、加算額については各事業所で設定をされております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、加算額は事業所によって設定と先ほど答弁いただいた中でもありましたけれども、事業所によって介護報酬はそれぞれの利用者さんのサービスにもよりますけれども、利用者さんのサービス、そして事業所によって設定が変わるというふうなことを答弁いただいたわけです。ですから、利用者の方に関わる利用料ですね。ですから、そういう結果としては利用料は事業所によって変わってくるというような把握でよろしいのかどうか答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。答弁でも申し上げましたとおり、事業所が主の介護職員等処遇改善加算を選択されますので、事業所により変わるということになります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問ではありませんが、ちょっと申し上げたいと思います。それで今の答弁をお聞きしましたところですが、介護職員不足の解決のためには介護職員の介護報酬を引き上げることは絶対に必要だと思います。しかし、その引上げ分が、答弁で示していただいたように、利用料の負担が増えることに跳ね返るといような問題が生じることになります。現行の介護保険は、公費50%のうち国庫負担25%、町負担25%で運営されています。日本共産党は、国庫負担を10%分増やして35%に引き上げ、公費負担60%程度にして、利用料に連動させずに介護報酬の引上げを図ることを提案しています。その財源は、富裕層、大企業への行き過ぎた税金の優遇を改め応分の負担を求め税制改革をすることや、5年間で43兆円の大軍拡をやめることで確保できるということを訴えさせていただきます。

次の質問に移りたいと思います。次に、PFASについて質問します。PFASとは、有機フッ素化合物の総称で約5,000種類あります。特徴は、炭素原子にフッ素原子を結び付けた人工的な化学物質で、結合力が強いため壊れにくいことです。水や油をはじく、熱に強いなどの性質を持つため、ガソリン火災用の泡消火剤や、工業用には半導体製造や金属加工、メッキ、生活用品には焦げ付かないフライパン、油がしみないハンバーグの包装紙、化粧品、傘、レインコート、靴、カーペットなど幅広く使用されています。PFASは、環境中で数千年も分解されないことから、永遠の化学物質とも呼ばれ、河川や排水、土壌中に存在し続け、地下水や農作物を汚染すると

ともに、プランクトンから魚、人、血液、母乳からも検出され、がんリスクの増加、免疫低下や子供の発達の遅れなど、多くの影響が出る可能性があるとしています。全国各地で、また滋賀県の水道水や河川、琵琶湖でも検出されているとのことです。愛荘町の上水道ではP F A Sの水質検査が行われていないのなら、町から愛知郡広域に水質検査を依頼することを求めます。また、町内の河川のP F A Sについての水質検査を行うことを求めますので、これに対する答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（山本拓也君） 御答弁いたします。

P F A Sは、環境中での残留性や健康影響の懸念から、2009年以降、国際的に製造や輸入の規制が進みました。我が国では、2020年4月から、水道水のP F A S成分に暫定目標値を設定し、水道事業者が任意で検査し、目標値を超えないよう水質管理する取組を進めています。この方針を受け、愛知郡水道事務所では、今年度P F A Sの水質検査を独自で実施し、その情報を愛知郡広域行政組合のホームページで公表されています。

報告によりますと、組合管内の配水池で採取した水道水は、環境省が定めた1リットル辺り50ナノグラムの暫定目標値をいずれも下回り、健康への悪影響が生じないレベルと判断されましたが、組合では住民の安全・安心のため、引き続き継続的に水質検査を実施し監視していこうと計画されています。

一方、河川など水環境におけるP F A Sについて、環境省が2020年から水道水と同じ規制値を暫定指針値として要監視項目に設定しています。滋賀県は、2021年度から湖や河川など公共用水域や地下水に対しP F A S調査を実施していますが、これまで愛荘町内を流れる一級河川も含め、県内の全地点で暫定指針値以下と報告されていることから、町では県による調査結果を利用しながら監視を続けたいと考えています。P F A Sについては、水道事務所や一自治体では対応が困難な環境問題であるため、最新の科学的知見や汚染源に向けた国や県の対策も含め、今後も情報収集に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ちょっと補足をさせていただきますと、有機フッ素化合物P F A Sの中でも、ペルフルオロオクタンスルホン酸、それがP F O Sと申します。そして、ペルフルオロオクタン酸のP F O A、この2つの物質は2000年代初め頃

まで様々な工業で使用されましたが、2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造、輸入などが禁止されています。日本国内でも新たに作られることはありませんが、分解しにくい性質があるため、今も環境中に残っています。アメリカの環境保護局は、2024年4月、PFASの中で毒性が強いPFOSとPFOAの基準値を1リットル辺り4ナノグラムと決めました。2020年には厚生労働省が飲料水中のPFOSとPFOAの合算値を1リットル辺り50ナノグラム以下とする暫定目標値を定めていますが、アメリカの基準値より規制は大幅に緩くなっています。一例として、大阪府摂津市のダイキン工業淀川製作所周辺では、河川水や地下水から高濃度の汚染が確認され、その影響で、畑の土壌や農産物を食べた住民の血液から、高い人では非汚染地域の70倍のPFASが検出されました。

今、答弁をお聞きしまして、検査はちゃんとされているということですし、その検査をしてみて低い数値なら、またゼロならそれに越したことはありません。引き続き検査結果を注視しながら監視に努めることを要望いたしまして、次の質問をさせていただきます。

それでは4番目ですけれども、4項目めですが、最後にごみ減量化について質問します。彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画における将来ごみ量は、令和13年度に令和元年実績値から15%減量したものとなり、構成市町で共通した目標が設定され減量化に取り組んでいます。愛荘町と犬上郡3町のごみ処理施設リバースセンターを大事に使わなければならないと考えます。リバースセンターを延命化させるためにも、できるだけごみを分別して減量化に努めるならば施設の負担が軽減できると考えます。地球温暖化や気候危機を防止する対策が問われています。分別、リサイクルを含め減量化し、全くりサイクルできないごみだけを処分するという方針に徹することが、カーボンニュートラル、脱炭素社会につながります。2022年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法による取組が進められれば、プラスチックごみも減量されます。生ごみの再生方法も検討課題と考えます。

以上のことから、ごみの分別、減量化の推進と早期に15%削減を達成し半減化を目標にしていくことを求めますので、これに対する答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（山本拓也君） 町では、家庭ごみ15%減量化作戦として、

生ごみの水切り、食品ロスの削減、ごみの分別、堆肥化という４つの取組を続けており、資源化できるペットボトルや缶、瓶、紙類は分別を徹底いただくよう啓発しています。今年度は町内の可燃ごみを減量するため、家庭で余っている食品を寄付いただくフードドライブを３日間開催しましたほか、段ボールコンポスト講座と土と野菜づくり講習会を開催し、延べ１００人を超える参加者に、野菜くずをごみにしない分別と堆肥化の取組をお伝えしました。また、小中学校や地域の防災食体験、防災講座で町がローリングストックしている災害備蓄品を配布し、食品ロス削減も啓発してまいりました。今後も町民の皆様と協力してこうした取組を継続拡大しながら、まずは令和１３年度までに家庭ごみ１５％減量化を目指した上、その後は１市４町でさらなる目標を描きたいと考えます。

○議長（森野 隆君） １１番、瀧 すみ江君。

○１１番（瀧 すみ江君） １１番、瀧です。本当に今、答弁をお聞きしまして、いろいろな取組をしていただいているということで、先日私も２回、段ボールコンポスト講座を受けさせていただきまして、本当に若い子連れの方も参加されたりとか、本当にたくさんの方がそういう循環型というか、そういうようなことを体験していただいたと思います。そしてまた、それでそのできた堆肥で野菜づくりをすとかいうことで、この間も２月２２日だったと思いますが、そういう野菜づくりの講習会、本当に地域おこし協力隊の方がしていただきまして、大変私も受けさせていただきまして、本当に有機栽培というか、すごく循環されているというふうな思いを持ちまして、本当にこういうことが進んできていってほしいなというふうに感じました。

再質問を今、させていただきたいと思います。２月２０日ですけれども、彦根愛知犬上広域行政組合では、令和７年度予算審議において新ごみ処理施設でトンネルコンポスト方式を採用するに当たり、国の交付金獲得のための実証実験を行う予算をめぐり賛否同数となり、議長採決で可決されました。組合当局が出したスケジュールによると、令和７年度に候補地を選定して令和１７年度に供用開始とされていますが、もしトンネルコンポスト方式を採用と組合が決定したとしても土地選定が１年先送りとなり、早くても令和１８年度供用開始になろうかと予測され、今から１１年後です。しかし、管理者の和田裕行彦根市長は、２月７日の広域議会全員協議会で、「トンネルコンポスト方式だけではない。現施設を直したほうが安いとなればその選択肢もある」という趣旨の発言もしています。リバーセンターは、平成９年に竣工され２８年が

経過しています。新ごみ処理施設の見通しが先行き不透明の中、どういう方式になろうとも、リバースセンターを今後10年以上は稼働させていくことが確実であり、延命化が求められます。リバースセンターに搬入される可燃ごみのうち、約50%が生ごみから出る水分です。生ごみをリサイクルして減量化すれば、乾燥する燃料費が安くなります。また、紙類の分別リサイクルを進め、今後、プラスチックごみを分別リサイクルに切り替えていけば、燃えるごみの半減化も夢ではなく、製造される固形燃料も減量化され、施設の負担を軽減して延命化することができると考えます。リバースセンターの現在の施設の老朽化などの状況と耐用年数などの今後の見通しについて答弁を求めます。また、ごみ減量化によって延命できるのかについての見解を求めます。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 再質問にお答えいたします。

湖東広域衛生管理組合によりますと、リバースセンターは平成9年の操業開始から28年が経過し、老朽化による施設の修繕が年々増えています。令和3年度以降は修繕費が毎年1億円を超え、今後も増加が見込まれる状況です。新ごみ処理施設の稼働まではリバースセンターを計画的に修繕して安全で安定的な稼働に努めるとされていますが、老朽化は設備の基幹部分にも及んでいますことから、令和7年度には操業から一度も更新ができていない基幹部分を初めて交換修理するとともに、今後10年程度稼働させるために延命化の工事を計画中です。また、リバースセンターの耐用年数について、物理的な寿命は決まっていますが、敷地の借地契約が2040年度末までとなっており、湖東圏域の市町からしてみますと、東近江市に立地するリバースセンターはごみを越境して排出する域外処理の状態でありますことから、この先、永続的に使用することが困難と見られています。

さらに、ごみ減量で施設を延命化できるかにつきましては、リバースセンターが一般の焼却施設と違い、ごみを熱風で乾燥する固形燃料化施設である特殊性から、ごみ量の縮小が直接施設の延命にはつながらないと、その見解でございます。しかし、乾燥炉の燃料となる灯油の使用料などのコストを削り、また今後の新ごみ処理施設の建設経費の圧縮にもつながりますことから、当圏域の一般廃棄物処理基本計画においても、将来のごみ量の削減目標を定めているものです。50%を占める生ごみの水分量を減らすために、ひと搾り運動など、そうした取組も含めまして、町民の皆様には息

の長いごみ減量の取組に御協力をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。本当に私などでも、リバースセンターの現状というのは聞く機会がありませんでしたので、質問させていただきました。ありがとうございます。

それでは次の質問をさせていただきます。ごみの減量化は住民がごみを出しやすい条件づくりを行政が行うことと、住民の分別などへの理解、協力の両方があって実現するものと考えます。今のごみ収集を考えると、まず行政として新たに取り組むべきことは、古紙の各集落のステーション回収の実施です。超高齢化社会に進んでいる今、ごみ収集も高齢化に配慮することが必要です。昨年の9月議会には、ゴミステーションの容量や管理方法が地域で異なっていたり、古紙類が雨に濡れた場合に資源化が困難になり回収できない懸念があるという答弁をしていますが、地域の管理方法の違いがあるならほかのごみについても同じことが言えますし、拠点回収なら雨が降っても古紙回収も行っているはずですので、住民本位という立場に立って考えれば必ず問題点を払拭できるはずです。

以上のことから、古紙の各集落のステーション回収の実施を求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 資源ごみの回収は、あいしょうエコステーションによる通年回収のほか、年4回の拠点回収を実施しています。しかし、スタッフが手渡しで受け付ける拠点回収と異なりまして、屋根がなく無人のごみステーションのような場所は古紙類の資源化の妨げになる水濡れや風を防ぐ対策が必要と考えています。また、車両や人員の増加によって回収費用の増額が予想されることから、ステーションにおける古紙類等の回収は困難と考えております。しかしながら、ごみ出しに配慮が必要な方には御自宅まで回収に伺うふれあい収集事業を御案内しており、町民の皆様にごみの資源化に御協力いただけるよう、地域の皆様の声を伺いながら収集方法の改善に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 新聞紙、雑誌、包装紙、紙箱、レシートに至るまで、ほかの物質が付着し混入しない限りリサイクルできる品物です。分別の意識の向上と搬

入しやすい条件づくりで、限りなくリサイクルできるものと考えますので、今後とも古紙回収がごみ減量化につながるように取り組を進めていただきますよう要望します。

2024年通常国会で、廃棄物の高度な再利用を進めようという再資源化事業等高度化法が成立し、循環経済の推進に向けた関係閣僚会議が設置され、循環経済への移行加速化パッケージが取りまとめられました。気候危機が深刻化する中、私たちはごみをどのように処理するかではなく、どのように分別、資源化、減量化するのかに取り組み、循環社会を構築していくことが課題であることを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎延会の宣告

○議長（森野 隆君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明日3月6日午前9時から本会議を開催いたします。本日はこれで延会します。大変御苦労さまでした。

延会 午後5時31分